

有価証券報告書

事業年度 自 平成14年12月2日
(第1期) 至 平成15年3月31日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(501094)

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成14年12月2日
(第1期) 至 平成15年3月31日

関東財務局長 殿

平成15年6月30日提出

会 社 名 株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

英 訳 名 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

代表者の役職氏名 取締役社長 西 川 善 文

本店の所在の場所 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 電話番号 東京(03)5512-3411(大代表)

連絡者 財務部副部長 境 康

最寄りの連絡場所 同 上 電話番号 同 上

連絡者 同 上

有価証券報告書の写しを縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜1丁目6番10号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄3丁目3番17号

目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 業績等の概要	13
2. 生産、受注及び販売の状況	40
3. 対処すべき課題	40
4. 経営上の重要な契約等	41
5. 研究開発活動	43
第3 設備の状況	44
1. 設備投資等の概要	44
2. 主要な設備の状況	45
3. 設備の新設、除却等の計画	46
第4 提出会社の状況	47
1. 株式等の状況	47
(1) 株式の総数等	47
(2) 新株予約権等の状況	64
(3) 発行済株式総数、資本金等の推移	65
(4) 所有者別状況	65
(5) 大株主の状況	70
(6) 議決権の状況	73
(7) ストックオプション制度の内容	75
2. 自己株式の取得等の状況	75
[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]	75
(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況	75
(2) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況	75
3. 配当政策	76
4. 株価の推移	76
5. 役員等の状況	77
第5 経理の状況	81
・監査報告書	83
1. 連結財務諸表等	85
(1) 連結財務諸表	85
連結貸借対照表	85
連結損益計算書	87
連結剰余金計算書	88
連結キャッシュ・フロー計算書	89
連結附属明細表	122
(2) その他	124
・監査報告書	125
2. 財務諸表等	129
(1) 財務諸表	129
貸借対照表	129
損益計算書	131
利益処分計算書	132
附属明細表	137
合併により消滅した株式会社日本総研ホールディングズ(旧株式会社日本総合研究所)の財務諸表	140
(2) 主な資産及び負債の内容	159
(3) その他	160
第6 提出会社の株式事務の概要	241
第7 提出会社の参考情報	242
第二部 提出会社の保証会社等の情報	243

第一部 企業情報

はじめに

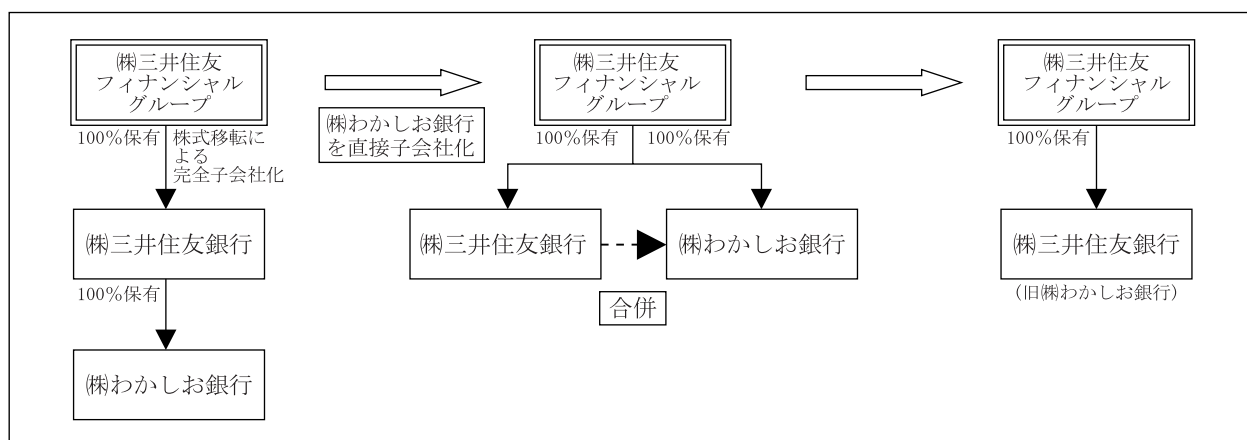
当社は、平成14年12月2日に株式会社三井住友銀行により、同行の持株会社(単独完全親会社)として、株式移転制度を利用して設立されました。

従いまして、当社の当事業年度は、当社の設立日である平成14年12月2日から平成15年3月31日までであります。連結会計年度につきましては、当社を株式移転により設立した株式会社三井住友銀行の事業年度が平成14年4月1日に開始していたことから、企業集団としての連続性を踏まえ、平成14年4月1日から平成15年3月31日までとしております。

また、当社の完全子会社となった株式会社三井住友銀行は、平成15年3月17日に当社の子会社である株式会社わかしお銀行と合併し、合併後、存続会社である株式会社わかしお銀行が商号を株式会社三井住友銀行に変更いたしました。

このため、会社名については、合併前の株式会社三井住友銀行を旧株式会社三井住友銀行、合併前の株式会社わかしお銀行を旧株式会社わかしお銀行として表記しております。

(参考：当社設立及び完全子会社株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行との合併要領)



第1 企業 の 概 況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

	平成14年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
連結経常収益	3,506,386	百万円
連結経常損失	515,749	百万円
連結当期純損失	465,359	百万円
連結純資産額	2,424,074	百万円
連結総資産額	104,607,449	百万円
1株当たり純資産額	106,577.05	円
1株当たり当期純損失	84,324.98	円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		円
連結自己資本比率 (第一基準)	10.10	%
連結自己資本利益率		%
連結株価収益率		倍
営業活動による キャッシュ・フロー	5,443,200	百万円
投資活動による キャッシュ・フロー	4,623,917	百万円
財務活動による キャッシュ・フロー	43,919	百万円
現金及び現金同等物の 期末残高	2,900,991	百万円
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	42,996 〔11,621〕	人

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり当期純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表(1株当たり情報)」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益、連結自己資本利益率及び連結株価収益率は、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第一基準を適用しております。

(2) 提出会社の当事業年度に係る主要な経営指標等

回 次	第 1 期
決 算 年 月	平成15年 3 月
営 業 収 益	131,519 百万円
経 常 利 益	119,634 百万円
当 期 純 利 益	124,738 百万円
資 本 金	1,247,650 百万円
発 行 済 株 式 総 数	普通株式 5,796,000 株 優先株式 1,132,100 株
純 資 産 額	3,156,086 百万円
総 資 産 額	3,413,529 百万円
1 株 当 たり 純 資 産 額	231,899.30 円
1 株 当 たり 配 当 額 (内 1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	普通株式 3,000 () 円 第一種優先株式 10,500 () 第二種優先株式 28,500 () 第三種優先株式 13,700 () 第 1 回第四種優先株式 19,500 () 第 2 回第四種優先株式 19,500 () 第 3 回第四種優先株式 19,500 () 第 4 回第四種優先株式 19,500 () 第 5 回第四種優先株式 19,500 () 第 6 回第四種優先株式 19,500 () 第 7 回第四種優先株式 19,500 () 第 8 回第四種優先株式 19,500 () 第 9 回第四種優先株式 19,500 () 第10回第四種優先株式 19,500 () 第11回第四種優先株式 19,500 () 第12回第四種優先株式 19,500 () 第13回第四種優先株式 3,750 ()
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	18,918.33 円
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15,691.82 円
自 己 資 本 比 率	92.46 %
自 己 資 本 利 益 率	8.52 %
株 価 収 益 率	11.21 倍
配 当 性 向	15.98 %
従 業 員 数	94 人

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 2. 「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表(1株当たり情報)」に記載しております。
 3. 自己資本利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。
 4. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2. 沿革

- 平成14年7月 株式会社三井住友銀行は、持株会社を設立し、これを核としてグループ経営改革を行うことを決定
- 平成14年9月 株式会社三井住友銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、同行が株式移転により完全親会社である当社を設立し、その完全子会社となることについて承認決議
- 平成14年12月 株式会社三井住友銀行が株式移転により当社を設立
普通株式を東京証券取引所(市場第一部)、大阪証券取引所(市場第一部)及び名古屋証券取引所(市場第一部)に上場
- 平成15年1月 株式会社わかしお銀行を直接子会社化
- 平成15年2月 株式会社日本総研ホールディングズを合併
三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を100%子会社化するとともに、大和証券エスエムピーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社を直接投資会社化
- 平成15年3月 株式会社三井住友銀行と株式会社わかしお銀行が合併(新商号 株式会社三井住友銀行)

3. 事業の内容

(1) 当社グループの事業の内容

当社は、平成14年12月2日に旧株式会社三井住友銀行により、同行の持株会社(単独完全親会社)として、株式移転制度を利用して設立されました。

当社グループ(当社及び当社の関係会社(うち連結子会社170社、持分法適用会社47社))は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、各事業部門(「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一)における当社及び関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

当社は当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(銀行業)

株式会社三井住友銀行の本店及び国内・海外の支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託業務、証券投資信託の窓口販売業務等を行っております。

また、国内で株式会社みなと銀行、株式会社関西銀行、株式会社ジャパンネット銀行が、海外ではSumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、Manufacturers Bank、Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada、Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.、PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesiaが、預金業務、貸出業務等を展開するとともに、エスエムビーシー信用保証株式会社が、国内において株式会社三井住友銀行の取扱う住宅ローン等に対する信用保証業務を行っております。

(リース業)

当事業部門では、国内において三井住友銀リース株式会社を中心に、海外ではSMBC Leasing and Finance, Inc.を中心にリース業務を行っております。

(その他事業)

当事業部門では、国内において三井住友カード株式会社、さくらカード株式会社がクレジットカード業務を、アットローン株式会社が個人向けローン業務を、エスエムビーシーキャピタル株式会社がベンチャーキャピタル業務を、エスエムビーシーコンサルティング株式会社が情報提供サービス業務を、エスエムビーシーファイナンス株式会社が融資業務、ファクタリング業務を、株式会社三井ファイナンスサービスが集金代行業務を、フィナンシャル・リンク株式会社が情報処理サービス業務、コンサルティング業務を、さくらフレンド証券株式会社、明光ナショナル証券株式会社が証券業務を、株式会社日本総合研究所がシステム開発・運用業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務を、株式会社さくらケーシーエス、さくら情報システム株式会社がシステム開発・情報処理業務を、大和証券エスエムビーシー株式会社がホールセール証券業務を、大和住銀投信投資顧問株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社が投資顧問業務、投資信託委託業務を、ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社が証券の電子金融取引業務を、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社が確定拠出年金の運営管理業務を、株式会社クオークが金銭債権買取業務を行っており、また海外ではSMBC Capital Markets, Inc.が投融資業務、スワップ業務を、SMBC Capital Markets Limitedがスワップ業務を、Sumitomo Mitsui Finance Australia Limitedが投融資業務を行う等、銀行業務、リース業務以外の金融サービスに係る事業を行っております。

(2) 当社グループの事業系統図

(□は連結子会社、○は持分法適用会社。)



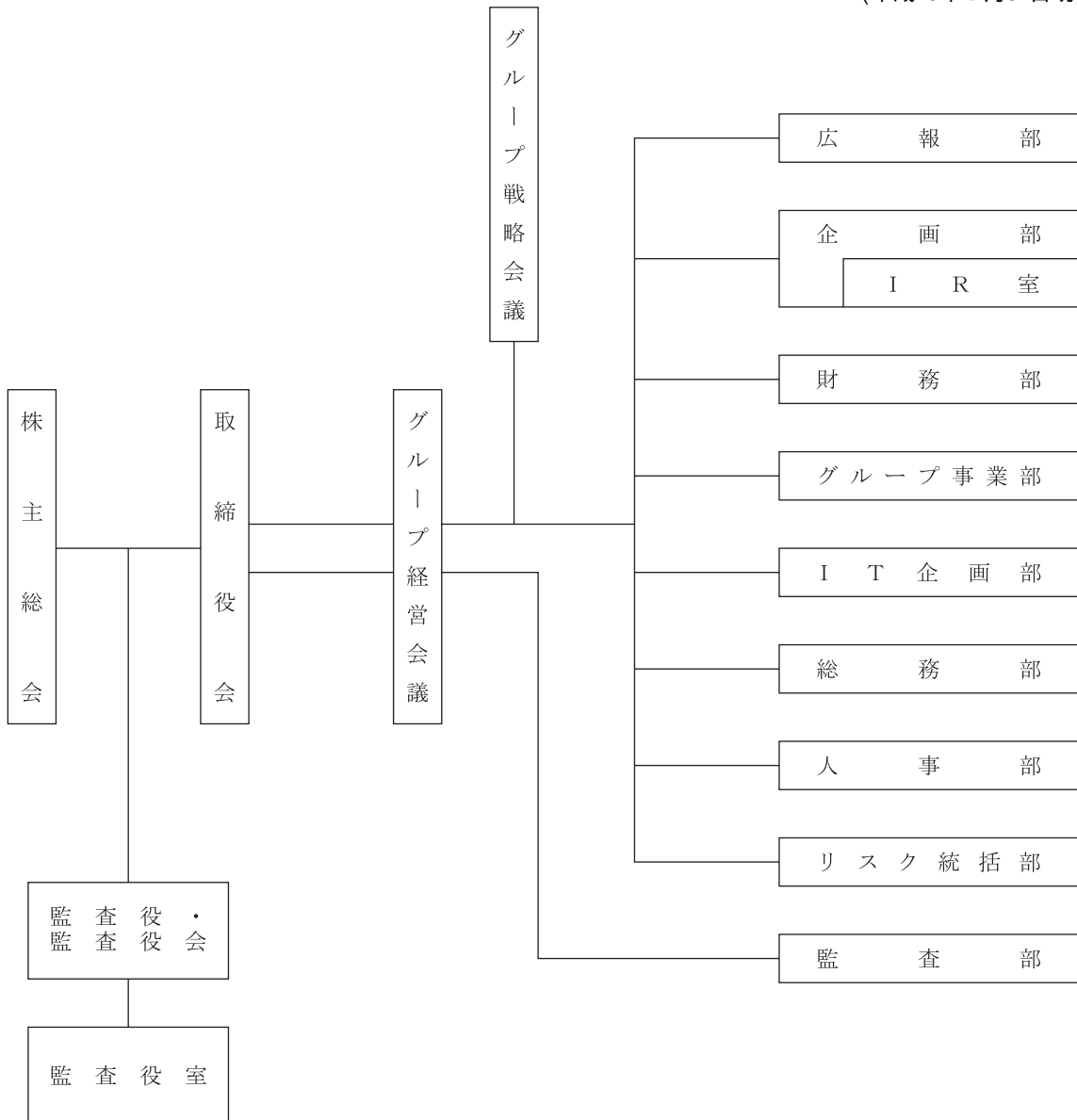
(注) 1. エスエムビーシーファイナンス株式会社と株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日に合併いたしました。（新会社名：SMBCファイナンスサービス株式会社）

(注) 2. さくらフレンド証券株式会社と明光ナショナル証券株式会社は、平成15年4月1日に合併いたしました。（新会社名：SMBCフレンド証券株式会社）

(参考) 当社の組織図

当社の経営組織図は次のとおりであります。

(平成15年3月31日現在)



4. 関係会社の状況

名 称	住 所	資本金又は出資金	主 要 な 業 務 の 内 容	議決権の所有割合	当 社 と の 関 係 内 容					摘 要
					役員の兼任等	資 金 助 援	営 業 上 の 取 引	設 備 の 賃 貸 借	業 務 携 携	
(連結子会社) 株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	百万円 559,985	銀 行 業	% 100	人 7 (7)		経 営 管 理 金 銭 貸 借 関 係 預 金 取 引 関 係	当 社 に 建 物 の 一 部 を 賃 貸		(注) 2,3,6
株式会社みなと銀行	神戸市中央区	百万円 24,908	銀 行 業	50.00 (50.00)						(注)3,7
株式会社関西銀行	大阪市中央区	百万円 32,500	銀 行 業	61.42 (61.42)						(注)3
株式会社 ジャパンネット銀行	東京都新宿区	百万円 20,000	銀 行 業	57 (57)						
エスエムビーシー 信用保証株式会社	東京都港区	百万円 87,720	銀 行 業	100 (100)						
住銀保証株式会社	東京都千代田区	百万円 47,850	銀 行 業	100 (100)						
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited	英国ロンドン市	百万米ドル 1,700	銀 行 業	100 (100)						(注)2
Manufacturers Bank	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 ロスアンゼルス市	千米ドル 80,786	銀 行 業	100 (100)	1 (1)					
Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada	カナダ国 オンタリオ州 トロント市	千カナダドル 121,870	銀 行 業	100 (100)						
Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	ブラジル連邦 共和国 サンパウロ市	千ブラジルレアル 309,356	銀 行 業	100 (100)						
PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia	インドネシア共和国 ジャカルタ市	億インドネシアルピア 15,024	銀 行 業	97.62 (97.62)						
三井住友リース 株式会社	東京都港区	百万円 82,600	リ ー ス 業	100			経 営 管 理 設 備 等 賃 貸 借 関 係			(注)6
三井住友銀オー トリース株式会社	東京都中央区	百万円 4,200	リ ー ス 業	100 (100)						
SMBC Leasing and Finance, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	米ドル 1,620	リ ー ス 業	100 (100)						
Sumitomo Mitsui Finanz(Deutschland) GmbH	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ市	千ユーロ 25	リ ー ス 業	100 (100)						
三井住友カード 株式会社	大阪市中央区	百万円 10,000	そ の 他 事 業 (クレジットカード業)	100			経 営 管 理			
さくらカード株式会社	東京都中央区	百万円 7,438	そ の 他 事 業 (クレジットカード業)	95.74 (95.74)						
アットローン株式会社	東京都新宿区	百万円 17,500	そ の 他 事 業 (個人向けローン業)	52 (52)						
エスエムビーシー キャピタル株式会社	東京都中央区	百万円 2,500	そ の 他 事 業 (ベンチャーキャピタル業)	69.8 (69.8)						
エスエムビーシー コンサルティング 株式会社	東京都千代田区	百万円 1,100	そ の 他 事 業 (情報提供サービス業)	100 (100)						
エスエムビーシー ファイナンス株式会社	東京都港区	百万円 71,705	そ の 他 事 業 (融資業、 ファクタリング業)	99.15 (99.15)						

名 称	住 所	資本金又は出資金	主 要 な 事 業 内 容	議決権の所有割合	当 社 と の 関 係 内 容					摘 要	
					役員の兼任等	資 援	金 助	営業上の取引	設備の賃貸借		業 務 提 携
エスエムピーシー 抵当証券株式会社	東京都中央区	百万円 18,182	その他事業 (融資業)	53.58 (53.58)	人						
株式会社三井ファイ ナンスサービス	東京都千代田区	百万円 1,100	その他事業 (集金代行業)	100 (100)							
さくらファイナンス サービス株式会社	東京都千代田区	百万円 1,800	その他事業 (集金代行業)	100 (100)							
フィナンシャル・ リンク株式会社	東京都港区	百万円 160	その他事業 (情報処理サービス業・ コンサルティング業)	91.46 (91.46)							
さくらフレンド証券 株式 会 社	東京都中央区	百万円 26,139	その他事業 (証券業)	44.66 (44.66)							(注)3
明光ナショナル証券 株式 会 社	東京都中央区	百万円 27,270	その他事業 (証券業)	49.29 (49.29)							(注)3
株式 会 社 日 本 総 合 研 究 所	東京都千代田区	百万円 10,000	その他事業 (システム開発・運用業 コンサルティング業・ シンクタンク業)	100	1 (1)		経営管理				
株式 会 社 さくらケーシーエス	神戸市中央区	百万円 2,054	その他事業 (システム開発・ 情報処理業)	52.89 (52.89)							(注)3
さくら情報システム 株式 会 社	東京都品川区	百万円 600	その他事業 (システム開発・ 情報処理業)	40 (40)							
エスエムピーシーロー ン債権回収株式会社	東京都千代田区	百万円 500	その他事業 (債権管理回収業)	80 (80)							
エスエムピーシービジ ネス債権回収株式会社	東京都中央区	百万円 500	その他事業 (債権管理回収業)	100 (100)							
SMBC Capital Markets, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	米ドル 100	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
SMBC Securities, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ドーバー市	米ドル 100	その他事業 (証券業)	100 (100)							
SMBC Financial Services, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ドーバー市	米ドル 300	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
SMBC Cayman LC Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	百万米ドル 1,375	その他事業 (保証業務)	100 (100)							(注)2
Sumitomo Finance (Asia) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	千米ドル 35,000	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
SBTC, Inc.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	米ドル 1	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
SB Treasury Company L.L.C.	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	百万米ドル 470	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
SB Equity Securities (Cayman), Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	百万円 1	その他事業 (融資業)	100 (100)							
SFVI Limited	英 領 バージンアイランド ロードタウン市	米ドル 300	その他事業 (投融資業)	100 (100)							
Sakura Finance (Cayman) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業 (融資業)	100 (100)							
Sakura Capital Funding(Cayman) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	千米ドル 100	その他事業 (融資業)	100 (100)							

名 称	住 所	資本金又は出資金	主 要 な 業 務 の 内 容	議決権の所有割合	当 社 と の 関 係 内 容					摘 要
					役員の兼任等	資 援	金 助	営業上の取引	設備の賃貸借	
Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	百万円 10	そ の 他 事 業 (融資業)	100 (100)	人					
SMBC International Finance N.V.	オランダ領 キュラソー	千米ドル 200	そ の 他 事 業 (融資業)	100 (100)						
SMBC Capital Markets Limited	英国ロンドン市	千米ドル 297,000	そ の 他 事 業 (スワップ業)	100 (100)						
Sumitomo Finance International plc	英国ロンドン市	千英ポンド 200,000	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千米ドル 18,000	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
Sakura Finance Asia Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	百万米ドル 65.5	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited	オーストラリア連邦 シドニー市	百万豪ドル 102.5	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
Sakura Finance Australia Limited	オーストラリア連邦 シドニー市	百万豪ドル 54	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
Sakura Merchant Bank (Singapore) Limited	シンガポール共和国 シンガポール市	百万シンガポールドル 4	そ の 他 事 業 (投融資業)	100 (100)						
その他118社										
(持分法適用子会社) その他4社										
(持分法適用関連会社)										
大和証券エスエム ビーシー株式会社	東京都中央区	百万円 205,600	そ の 他 事 業 (証券業)	40			金銭貸借関係			
大和住銀投信投資顧問 株 式 会 社	東京都中央区	百万円 2,000	そ の 他 事 業 (投資顧問業)	43.96						(注)3
三井住友アセット マネジメント株式会社	東京都港区	百万円 2,000	そ の 他 事 業 (投資顧問業)	17.50 (17.50)						(注)3
ディーエルジェイディ レクト・エスエフジ 証券株式会社	東京都千代田区	百万円 3,000	そ の 他 事 業 (証券業)	21.25 (21.25)						
ジャパン・ベンション ・ナビゲーター 株 式 会 社	東京都中央区	百万円 4,000	そ の 他 事 業 (コンサルティング業)	30 (30)						
株式会社クオーク	大阪市西区	百万円 1,000	そ の 他 事 業 (金銭債権買取業)	39.22 (39.22)						
SMFC Holdings (Cayman) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	千円 1,500	そ の 他 事 業 (投融資業)	49						
SMFG Finance (Cayman) Limited	英 領 グランドケイマン島 ジョージタウン市	千円 10	そ の 他 事 業 (投融資業)	0 [100]						
その他35社										

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社三井住友銀行、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited、SMBC Cayman LC Limitedであります。

3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社関西銀行、さくらフレンド証券株式会社、明光ナショナル証券株式会社、株式会社さくらケーシーエス、大和住銀投信投資顧問株式会社、三井住友アセットマネジメント株式会社であります。
4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合(外書き)であります。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
6. 上記関係会社のうち、株式会社三井住友銀行及び三井住友銀リース株式会社の経常収益(連結会社相互間の内部取引を除く)は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。
三井住友銀リース株式会社の平成15年3月期の経常収益は、522,077百万円、経常利益は7,445百万円、当期純利益は3,073百万円、純資産額は139,897百万円、総資産額は1,678,083百万円であります。
株式会社三井住友銀行は有価証券報告書を提出しているため主要な損益情報等の記載を省略しております。
7. 株式会社みなと銀行の議決権の所有割合には、株式会社三井住友銀行が退職給付信託に抛出した株式の議決権の所有割合43.35%が含まれており、当該株式の議決権については株式会社三井住友銀行の指図により行使されることとなっております。

5. 従業員の状況

(1) 連結会社における従業員数

(平成15年3月31日現在)

	銀行業	リース業	その他事業	合計
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	24,228 人 [7,969]	1,691 人 [11]	17,077 人 [3,641]	42,996 人 [11,621]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員12,443人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成15年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
94人	38歳5月	15年2月	11,727千円

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行からの出向者であり、平均勤続年数は同行での勤続年数を通算しております。
2. 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して株式会社三井住友銀行で支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金を合計したものであります。
3. 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

(1) 業績

経済金融環境

当連結会計年度を顧みますと、海外におきましては、アジア経済が比較的堅調に推移した一方で、米国経済は、昨年秋以降、株価の低迷や中東情勢の緊迫化などから徐々に減速し、欧州経済も低調に推移しました。わが国におきましては、年度前半に輸出が増加したものの国内需要は伸び悩み、年度末にかけては輸出も減速するなど、先行き不透明感が強まりました。国内経済のデフレ圧力が続く中、企業再編やリストラの動きが加速し、過剰債務を抱える企業を中心に再生に向けた取組みが一段と拡がりました。

金融市場におきましては、日本銀行が金融緩和措置を継続する中、短期市場金利は低水準が続く、長期市場金利は低下基調となりました。株価は前年度末の水準から大幅に下落し、地価も総じて下落傾向が続きました。

こうした中、金融界におきましては、昨年10月に金融庁から公表された「金融再生プログラム」に基づき、不良債権問題の正常化や、より強固な金融システムの構築を目指した取組みが進められました。具体的には、金融監督の厳格化及び公的資金注に行に対する優先株の転換権行使基準の明確化が図られたほか、資産査定の一層の厳格化に向け、引当に関するディスカウント・キャッシュ・フロー法の採用等が実施されました。また、株式会社整理回収機構の企業再生機能の強化、株式会社産業再生機構の創設をはじめとする企業再生の促進に向けた新たな枠組みも整備されました。

経営戦略

当社は、昨年12月に株式移転により旧株式会社三井住友銀行の持株会社として設立されました。

平成13年4月にスタートした旧株式会社三井住友銀行は、統合効果を迅速に実現すべく合併方式を選択し、システム統合をはじめとする各分野における経営統合、粗利益増強・経費削減の両面における合併効果の早期実現、主要なビジネスラインにおける業務改革の推進などにおいて想定以上の成果を上げ、合併の第一ステージを順調に終えることができました。

そこで、期中においてさらに、合併の第二ステージとしてグループ収益力の飛躍的な向上と財務体質の強化に取り組むため「グループ経営改革」へ歩を進めることとしました。具体的には持株会社を核としたコーポレートガバナンス体制や経営システム等の整備による「最適グループ経営の実現」と、企業戦略の明確化と経営の自立性強化等による「戦略事業の抜本的強化」の2点を主眼とする「グループ経営改革」のために、昨年12月2日に株式移転により旧株式会社三井住友銀行の持株会社として当社が設立されました。当社はその後グループ経営改革の一環として、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社及び株式会社日本総合研究所を当社の100%子会社化し、また、大和証券エスエムピー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社を当社の直接投資会社といたしました。

また、ともに傘下の銀行である、旧株式会社三井住友銀行と旧株式会社わかしお銀行は、スモ

ールビジネス及び個人向け金融機能の強化と有価証券含み損の処理による財務基盤の強化を目的に、本年3月17日をもって合併し、新商号を株式会社三井住友銀行といたしました。

同行は平成14年度中、保有株式、不良債権に係る財務リスクを大幅に圧縮すべくバランスシートのクリーンアップを進めるとともに、資本増強を通じて、財務基盤・リスク対応力を一層強化しました。保有株式については、価格変動リスクを削減するために1兆円を超える売切りを実施するとともに、旧株式会社三井住友銀行と旧株式会社わかしお銀行の合併に伴う合併差益を活用して含み損の処理を行いました。不良債権処理については、問題企業の再生・最終処理を集中して行う戦略金融部門を新設したほか、「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえて、不良債権処理への備えを強化しました。

また、不透明な環境下、一層のストレスシナリオにも十分対応し得るバッファーを確保しバランスシートのクリーンアップを更に進めるべく、当社は優先株の発行による資本増強を実施いたしました。

平成15年度は、業績回復に向け、強化された財務基盤をベースに、株式会社三井住友銀行においては、高い収益力を一層向上させ、コストコントロール能力を更に高めながら、バランスシートのクリーンアップを昨年度以上に加速させていく所存です。株式会社三井住友銀行以外の3社(三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所)においても、戦略事業を担う有力グループ会社として収益最大化に取り組みます。これらを実施することにより、当社は「複合金融グループ」としてグループ全体の企業価値を高めてまいります。

営業の成果

当連結会計年度における業績は以下のとおりとなりました。なお、以下の増減の基準となります。前連結会計年度の計数は旧株式会社三井住友銀行の平成14年3月期の計数であります。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比2兆549億円減少して62兆9,310億円となり、譲渡性預金は同1兆8,090億円減少して4兆8,530億円となりました。

一方、貸出金は、同2兆5,626億円減少し、61兆829億円となりました。

総資産は、同3兆3,975億円減少し、104兆6,074億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度は、経営全般にわたる効率化と経営体質の強化に努めてきたことに加え、経費構造の改善にも積極的に取り組み、収益力の強化を図ってきました。一方で、株価低迷による株式関係損益の悪化等に加え、引続き不良債権処理を進めたことなどから、経常損失は5,157億円、特別損益等を勘案した当期純損失は4,653億円となりました。なお、経常収益は前連結会計年度対比7.2%減の3兆5,063億円、経常費用は同7.8%減の4兆221億円となっております。

純資産につきましては、当社設立後に4,953億円の増資を実施致しましたが、株価低迷に伴う保有有価証券の時価の下落や当期純損失の計上等の結果、当連結会計年度末の純資産額は前連結会計年度末対比4,885億円減少し、2兆4,240億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、リース業、その他事業の内部取引消去前の総資産シェアは、銀行業が93(前連結会計年度比+0)%、リース業が2(同+0)%、その他事業5(同0)%、同経常収益シェアが、銀行業が69(前連結会計年度比1)%、リース業が17(同+4)%、その他事業14(同3)%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の総資産シェアは、日本が90(前連結会計年度比+3)%、米州が6(同1)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々2(同1)%、2(同1)%、同経常収益シェアは、日本が84(前連結会計年度比+10)%、米州が6(同5)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々6(同2)%、4(同3)%となりました。

連結自己資本比率は10.10%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が+5兆4,432億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が4兆6,239億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が439億円となりました。

その結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は2兆9,009億円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

事業の種類別収支

当連結会計年度の資金運用収支は1兆3,995億円、役員取引等収支は3,529億円、特定取引収支は2,057億円、その他業務収支は2,258億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は1兆3,052億円、役員取引等収支は2,306億円、特定取引収支は1,967億円、その他業務収支は1,452億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は151億円、役員取引等収支は18億円、その他業務収支は678億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は1,153億円、役員取引等収支は1,206億円、特定取引収支は96億円、その他業務収支は747億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	消去又は全社 ()	合 計
資 金 運 用 収 益	当連結会計年度	1,742,990	9,401	170,397	105,880	1,816,908
資 金 調 達 費 用	当連結会計年度	437,750	24,592	55,018	100,005	417,355
資 金 運 用 収 支	当連結会計年度	1,305,240	15,190	115,378	5,874	1,399,553
信 託 報 酬	当連結会計年度	7				7
役 務 取 引 等 収 益	当連結会計年度	308,793	1,886	129,820	16,261	424,238
役 務 取 引 等 費 用	当連結会計年度	78,132	0	9,156	15,951	71,338
役 務 取 引 等 収 支	当連結会計年度	230,660	1,885	120,664	310	352,900
特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	197,439		10,090	1,032	206,496
特 定 取 引 費 用	当連結会計年度	725		444	444	725
特 定 取 引 収 支	当連結会計年度	196,713		9,645	588	205,770
そ の 他 業 務 収 益	当連結会計年度	208,502	636,085	179,327	76,957	946,957
そ の 他 業 務 費 用	当連結会計年度	63,208	568,242	104,533	14,849	721,134
そ の 他 業 務 収 支	当連結会計年度	145,294	67,842	74,793	62,107	225,823

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当連結会計年度48百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4. セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は92兆4,574億円、利回りは1.97%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は92兆2,059億円、利回りは0.45%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は91兆5,696億円、利回りは1.90%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は91兆5,027億円、利回りは0.48%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は1,313億円、利回りは7.16%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は1兆3,853億円、利回りは1.78%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は4兆3,441億円、利回りは3.92%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は2兆8,042億円、利回りは1.96%となりました。

ア. 銀行業

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	91,569,621	1,742,990	1.90%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	62,588,570	1,187,972	1.90
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	23,084,124	265,660	1.15
うち コールローン 及び 買入手形	当連結会計年度	734,704	3,745	0.51
うち 買現先勘定	当連結会計年度	183,211	587	0.32
うち 債券貸借取引 支払保証金	当連結会計年度	1,254,675	225	0.02
うち 預 け 金	当連結会計年度	1,814,145	33,761	1.86
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	91,502,743	437,750	0.48
うち 預 金	当連結会計年度	62,635,425	156,486	0.25
うち 譲渡性預金	当連結会計年度	5,943,082	7,578	0.13
うち コールマネー 及び 売渡手形	当連結会計年度	10,334,347	3,717	0.04
うち 売現先勘定	当連結会計年度	2,081,873	17,348	0.83
うち 債券貸借取引 受入担保金	当連結会計年度	3,853,983	28,830	0.75
うち コ マ ー シャル・ペーパー	当連結会計年度	103,675	82	0.08
うち 借 用 金	当連結会計年度	3,128,673	108,326	3.46
うち 社 債	当連結会計年度	2,453,792	41,875	1.71

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 2. 各事業の主な内容
 (1) 銀行業.....銀行業
 (2) リース業.....リース業
 (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 3. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 4. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度828,475百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
 5. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度43,767百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度43,767百万円)及び利息(当連結会計年度48百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ.リ ー ス 業

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	131,356	9,401	7.16%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	73,104	4,951	6.77
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	27,781	4,211	15.16
うち コールローン 及び 買 入 手 形	当連結会計年度			
うち 買 現 先 勘 定	当連結会計年度			
うち 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	当連結会計年度			
うち 預 け 金	当連結会計年度	27,388	212	0.77
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	1,385,398	24,592	1.78
うち 預 金	当連結会計年度			
うち 譲 渡 性 預 金	当連結会計年度			
うち コールマネー 及び 売 渡 手 形	当連結会計年度			
うち 売 現 先 勘 定	当連結会計年度			
うち 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	当連結会計年度			
うち コ マ ー シャル・ペーパー	当連結会計年度	108,154	233	0.22
うち 借 用 金	当連結会計年度	1,156,911	16,092	1.39
うち 社 債	当連結会計年度	120,329	1,425	1.18

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2. 各事業の主な内容
- (1) 銀行業.....銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
3. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
4. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度2,722百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ.その他事業

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	4,344,189	170,397	3.92%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	3,432,172	153,939	4.49
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	305,623	5,161	1.69
うち コールローン 及び 買 入 手 形	当連結会計年度	13,638	438	3.21
うち 買 現 先 勘 定	当連結会計年度	68,561	1,125	1.64
うち 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	当連結会計年度			
うち 預 け 金	当連結会計年度	341,858	4,831	1.41
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	2,804,258	55,018	1.96
うち 預 金	当連結会計年度			
うち 譲 渡 性 預 金	当連結会計年度			
うち コールマネー 及び 売 渡 手 形	当連結会計年度	500	12	2.49
うち 売 現 先 勘 定	当連結会計年度	69,219	1,200	1.73
うち 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	当連結会計年度			
うち コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	当連結会計年度	60,571	69	0.12
うち 借 用 金	当連結会計年度	1,548,473	13,104	0.85
うち 社 債	当連結会計年度	1,125,495	32,907	2.92

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

4. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度29,955百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度1百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度1百万円)及び利息(当連結会計年度0百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

工.合 計

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高			利 息			利回り
		小 計	消去又は全社 ()	合 計	小 計	消去又は全社 ()	合 計	
資金運用勘定	当連結会計年度	96,045,167	3,587,721	92,457,445	1,922,789	105,880	1,816,908	1.97%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	66,093,847	3,161,946	62,931,901	1,346,863	84,770	1,262,092	2.01
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	23,417,528	22,474	23,440,003	275,033	6,771	268,261	1.14
うち コールローン 及び 買 入 手 形	当連結会計年度	748,342	203	748,139	4,183	4	4,179	0.56
うち 買現先勘定	当連結会計年度	251,773	29,877	221,896	1,713	361	1,352	0.61
うち 債券貸借取引 支 払 保 証 金	当連結会計年度	1,254,675		1,254,675	225		225	0.02
うち 預 け 金	当連結会計年度	2,183,392	413,816	1,769,576	38,805	4,036	34,768	1.96
資金調達勘定	当連結会計年度	95,692,401	3,486,495	92,205,905	517,361	100,005	417,355	0.45
うち 預 金	当連結会計年度	62,635,425	352,995	62,282,430	156,486	4,113	152,373	0.24
うち 譲渡性預金	当連結会計年度	5,943,082	10,065	5,933,016	7,578	1	7,576	0.13
うち コールマネー 及び 売 渡 手 形	当連結会計年度	10,334,847	145	10,334,702	3,730	5	3,724	0.04
うち 売現先勘定	当連結会計年度	2,151,092	55,154	2,095,938	18,549	363	18,185	0.87
うち 債券貸借取引 受 入 担 保 金	当連結会計年度	3,853,983		3,853,983	28,830		28,830	0.75
うち コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	当連結会計年度	272,401	4,349	268,052	385	4	380	0.14
うち 借 用 金	当連結会計年度	5,834,058	3,059,832	2,774,225	137,524	85,144	52,380	1.89
うち 社 債	当連結会計年度	3,699,617	3,448	3,696,169	76,208	6	76,202	2.06

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2. セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。
3. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度836,686百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度43,769百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度43,769百万円)及び利息(当連結会計年度48百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

事業の種類別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は4,242億円、一方役務取引等費用は713億円となったことから、役務取引等収支は3,529億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は3,087億円、一方役務取引等費用は781億円となったことから、役務取引等収支は2,306億円となりました。

リース業セグメントの役務取引等収益は18億円となったことから、役務取引等収支は18億円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は1,298億円、一方役務取引等費用は91億円となったことから、役務取引等収支は1,206億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	消去又は全社 ()	合 計
役務取引等収益	当連結会計年度	308,793	1,886	129,820	16,261	424,238
うち 預 金 ・ 貸 出 業 務	当連結会計年度	31,574		184	1,961	29,797
うち 為 替 業 務	当連結会計年度	114,513			1,116	113,396
うち 証券関連業務	当連結会計年度	23,812		7,153	143	30,822
うち 代理業務	当連結会計年度	15,092		233	1	15,325
うち 保護預り ・貸金庫業務	当連結会計年度	4,979			0	4,978
うち 保証業務	当連結会計年度	24,390	3	14,780	10,711	28,462
うち クレジット カード関連業務	当連結会計年度			86,364	219	86,145
役務取引等費用	当連結会計年度	78,132	0	9,156	15,951	71,338
うち 為 替 業 務	当連結会計年度	21,797	0		9	21,789

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3. セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別特定取引の状況

ア．特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は2,064億円、一方特定取引費用は7億円となったことから、特定取引収支は2,057億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引収益は1,974億円、一方特定取引費用は7億円となったことから、特定取引収支は1,967億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引収益は100億円、一方特定取引費用は4億円となったことから、特定取引収支は96億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	消去又は全社 ()	合 計
特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	197,439		10,090	1,032	206,496
うち 商 品 有 価 証 券 収 益	当連結会計年度	1,697		7,492		9,190
うち 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	当連結会計年度					
うち 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	当連結会計年度	194,915		2,597	588	196,924
うち そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	826			444	381
特 定 取 引 費 用	当連結会計年度	725		444	444	725
うち 商 品 有 価 証 券 費 用	当連結会計年度					
うち 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	当連結会計年度	725				725
うち 特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	当連結会計年度					
うち そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	当連結会計年度			444	444	

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ．特定取引資産・負債の内訳(未残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は4兆4,953億円、特定取引負債残高は2兆8,513億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引資産残高は4兆605億円、特定取引負債残高は2兆4,557億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引資産残高は4,573億円、特定取引負債残高は4,153億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	消去又は全社 ()	合 計
特 定 取 引 資 産	当連結会計年度	4,060,562		457,358	22,524	4,495,396
うち 商品有価証券	当連結会計年度	143,899		81,711		225,610
うち 商品有価証券派生商品	当連結会計年度	81				81
うち 特定取引有価証券	当連結会計年度					
うち 特定取引有価証券派生商品	当連結会計年度	121				121
うち 特定金融派生商品	当連結会計年度	2,707,880		375,447	22,524	3,060,803
うち その他の特定取引資産	当連結会計年度	1,208,579		199		1,208,779
特 定 取 引 負 債	当連結会計年度	2,455,730		415,366	19,705	2,851,391
うち 売付商品債券	当連結会計年度	3,267		6,538		9,806
うち 商品有価証券派生商品	当連結会計年度	76		1		78
うち 特定取引売付債券	当連結会計年度					
うち 特定取引有価証券派生商品	当連結会計年度	423				423
うち 特定金融派生商品	当連結会計年度	2,451,962		408,372	19,705	2,840,629
うち その他の特定取引負債	当連結会計年度			454		454

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	合 計
預 金	流 動 性 預 金	当連結会計年度	37,485,042		37,485,042
	定 期 性 預 金	当連結会計年度	21,179,611		21,179,611
	そ の 他	当連結会計年度	4,266,353		4,266,353
	合 計	当連結会計年度	62,931,007		62,931,007
譲 渡 性 預 金	当連結会計年度	4,853,017			4,853,017
総 合 計	当連結会計年度	67,784,025			67,784,025

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

事業の種類別貸出金残高の状況

ア. 業種別貸出状況(残高・構成比)

(金額単位 百万円)

業 種 別	平成15年3月31日現在				
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 事 業	合 計	構 成 比
国 内 (除く特別国際金融取引勘定分)	55,292,778	5,850	1,148,584	56,447,214	100.00%
製 造 業	6,290,543	3,052	32,630	6,326,227	11.21
農 業、林 業、漁 業 及 び 鉱 業	206,372	3	1,142	207,518	0.37
建 設 業	2,613,007	85	18,179	2,631,272	4.66
運 輸、情 報 通 信、公 益 事 業	3,064,154	98	18,736	3,082,989	5.46
卸 売 ・ 小 売 業	6,177,446	948	72,949	6,251,344	11.07
金 融 ・ 保 険 業	4,162,294	249	51,661	4,214,205	7.47
不 動 産 業	8,718,472	121	319,523	9,038,117	16.01
各 種 サ ー ビ ス 業	5,827,645	1,026	321,520	6,150,192	10.90
地 方 公 共 団 体	577,100	83		577,184	1.02
そ の 他	17,655,740	178	312,241	17,968,160	31.83
海 外 及 び 特 別 国 際 金 融 取 引 勘 定 分	4,369,187	55,507	211,037	4,635,732	100.00%
政 府 等	141,146		595	141,741	3.06
金 融 機 関	308,275		4,357	312,632	6.74
商 工 業	3,645,650	54,980	198,024	3,898,656	84.10
そ の 他	274,114	526	8,059	282,701	6.10
合 計	59,661,965	61,358	1,359,622	61,082,946	

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 2. 各事業の主な内容
 (1) 銀行業.....銀行業
 (2) リース業.....リース業
 (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 3. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 4. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

イ．外国政府等向け債権残高(国別)

(金額単位 百万円)

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高			
		銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	合 計
平成15年3月31日	インドネシア	104,744			104,744
	その他(8カ国)	3,333			3,333
	合 計	108,077			108,077
	(資産の総額に対する割合)	(0.11%)			(0.10%)

(注) 1. 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

2. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

3. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

事業の種類別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

(金額単位 百万円)

種 類		年 度 別	銀 行 業	リ ー ス 業	その他事業	全 社	合 計
有 価 証 券	国 債	当連結会計年度	12,813,376	8	88,261		12,901,646
	地 方 債	当連結会計年度	375,204				375,204
	社 債	当連結会計年度	2,368,583		1,969		2,370,553
	株 式	当連結会計年度	3,210,802	29,524	81,204	152,932	3,474,463
	そ の 他 の 証 券	当連結会計年度	4,726,424	6,195	264,032		4,996,652
	合 計	当連結会計年度	23,494,390	35,729	435,468	152,932	24,118,520

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 国内・海外別業績

国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は1兆3,995億円、役務取引等収支は3,529億円、特定取引収支は2,057億円、その他業務収支は2,258億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は1兆1,935億円、役務取引等収支は3,278億円、特定取引収支は1,857億円、その他業務収支は2,080億円となりました。

海外の資金運用収支は2,115億円、役務取引等収支は250億円、特定取引収支は199億円、その他業務収支は183億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	国 内	海 外	消去又は全社 ()	合 計
資 金 運 用 収 益	当連結会計年度	1,435,456	421,432	39,980	1,816,908
資 金 調 達 費 用	当連結会計年度	241,919	209,909	34,473	417,355
資 金 運 用 収 支	当連結会計年度	1,193,537	211,522	5,506	1,399,553
信 託 報 酬	当連結会計年度	7			7
役 務 取 引 等 収 益	当連結会計年度	395,641	28,765	168	424,238
役 務 取 引 等 費 用	当連結会計年度	67,751	3,715	127	71,338
役 務 取 引 等 収 支	当連結会計年度	327,890	25,050	40	352,900
特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	193,188	23,417	10,109	206,496
特 定 取 引 費 用	当連結会計年度	7,401	3,433	10,109	725
特 定 取 引 収 支	当連結会計年度	185,787	19,983		205,770
そ の 他 業 務 収 益	当連結会計年度	909,124	38,544	711	946,957
そ の 他 業 務 費 用	当連結会計年度	701,048	20,197	111	721,134
そ の 他 業 務 収 支	当連結会計年度	208,075	18,347	599	225,823

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当連結会計年度48百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
4. 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は92兆4,574億円、利回りは1.97%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は92兆2,059億円、利回りは0.45%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は83兆7,641億円、利回りは1.71%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は86兆4,170億円、利回りは0.28%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は9兆6,909億円、利回りは4.35%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は6兆8,126億円、利回りは3.08%となりました。

ア. 国内

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	83,764,138	1,435,456	1.71%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	57,677,536	1,091,688	1.89
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	21,669,346	215,477	0.99
うち コールローン 及 び 買 入 手 形	当連結会計年度	627,785	1,936	0.31
うち 買 現 先 勘 定	当連結会計年度	120,981	3	0.00
うち 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	当連結会計年度	1,254,675	225	0.02
うち 預 け 金	当連結会計年度	823,313	12,831	1.56
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	86,417,083	241,919	0.28
うち 預 金	当連結会計年度	58,312,535	63,334	0.11
うち 譲 渡 性 預 金	当連結会計年度	5,732,409	2,072	0.04
うち コールマネー 及 び 売 渡 手 形	当連結会計年度	10,166,594	1,109	0.01
うち 売 現 先 勘 定	当連結会計年度	1,036,569	74	0.01
うち 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	当連結会計年度	3,853,983	28,830	0.75
うち コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	当連結会計年度	268,052	380	0.14
うち 借 用 金	当連結会計年度	3,559,474	80,487	2.26
うち 社 債	当連結会計年度	2,537,030	38,045	1.50

- (注) 1. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度814,452百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度43,701百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度43,701百万円)及び利息(当連結会計年度46百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ. 海 外

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	9,690,916	421,432	4.35%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	6,252,263	204,679	3.27
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	1,745,522	58,303	3.34
うち コールローン 及び 買 入 手 形	当連結会計年度	120,354	2,242	1.86
うち 買 現 先 勘 定	当連結会計年度	100,914	1,348	1.34
うち 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	当連結会計年度			
うち 預 け 金	当連結会計年度	970,063	22,153	2.28
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	6,812,607	209,909	3.08
うち 預 金	当連結会計年度	3,994,367	89,254	2.23
うち 譲 渡 性 預 金	当連結会計年度	200,607	5,503	2.74
うち コールマネー 及び 売 渡 手 形	当連結会計年度	168,107	2,614	1.56
うち 売 現 先 勘 定	当連結会計年度	1,059,369	18,111	1.71
うち 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	当連結会計年度			
うち コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	当連結会計年度			
うち 借 用 金	当連結会計年度	212,650	6,168	2.90
うち 社 債	当連結会計年度	1,159,507	38,169	3.29

- (注) 1. 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度22,906百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常利益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度67百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度67百万円)及び利息(当連結会計年度1百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

ウ.合 計

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	平 均 残 高			利 息			利回り
		小 計	消去又は全社 ()	合 計	小 計	消去又は全社 ()	合 計	
資 金 運 用 勘 定	当連結会計年度	93,455,054	997,609	92,457,445	1,856,889	39,980	1,816,908	1.97%
うち 貸 出 金	当連結会計年度	63,929,799	997,898	62,931,901	1,296,368	34,275	1,262,092	2.01
うち 有 価 証 券	当連結会計年度	23,414,869	25,134	23,440,003	273,780	5,518	268,261	1.14
うち コールローン 及び 買 入 手 形	当連結会計年度	748,139		748,139	4,179		4,179	0.56
うち 買 現 先 勘 定	当連結会計年度	221,896		221,896	1,352		1,352	0.61
うち 債券貸借取引 支 払 保 証 金	当連結会計年度	1,254,675		1,254,675	225		225	0.02
うち 預 け 金	当連結会計年度	1,793,376	23,800	1,769,576	34,984	216	34,768	1.96
資 金 調 達 勘 定	当連結会計年度	93,229,691	1,023,785	92,205,905	451,829	34,473	417,355	0.45
うち 預 金	当連結会計年度	62,306,903	24,473	62,282,430	152,589	216	152,373	0.24
うち 譲 渡 性 預 金	当連結会計年度	5,933,016		5,933,016	7,576		7,576	0.13
うち コールマネー 及び 売 渡 手 形	当連結会計年度	10,334,702		10,334,702	3,724		3,724	0.04
うち 売 現 先 勘 定	当連結会計年度	2,095,938		2,095,938	18,185		18,185	0.87
うち 債券貸借取引 受 入 担 保 金	当連結会計年度	3,853,983		3,853,983	28,830		28,830	0.75
うち コ マ ー シャル・ペーパー	当連結会計年度	268,052		268,052	380		380	0.14
うち 借 用 金	当連結会計年度	3,772,124	997,898	2,774,225	86,655	34,275	52,380	1.89
うち 社 債	当連結会計年度	3,696,538	369	3,696,169	76,214	11	76,202	2.06

- (注) 1. 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(当連結会計年度836,686百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(当連結会計年度43,769百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(当連結会計年度43,769百万円)及び利息(当連結会計年度48百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は4,242億円、一方役務取引等費用は713億円となったことから、役務取引等収支は3,529億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は3,956億円、一方役務取引等費用は677億円となったことから、役務取引等収支は3,278億円となりました。

海外の役務取引等収益は287億円、一方役務取引等費用は37億円となったことから、役務取引等収支は250億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	国 内	海 外	消去又は全社 ()	合 計
役務取引等収益	当連結会計年度	395,641	28,765	168	424,238
うち 預 金 ・ 貸 出 業 務	当連結会計年度	14,117	15,683	3	29,797
うち 為 替 業 務	当連結会計年度	107,473	5,923		113,396
うち 証券関連業務	当連結会計年度	30,819	2		30,822
うち 代理業務	当連結会計年度	15,325			15,325
うち 保護預り ・ 貸金庫業務	当連結会計年度	4,973	5		4,978
うち 保証業務	当連結会計年度	26,556	2,069	164	28,462
うち クレジット カード関連業務	当連結会計年度	86,145			86,145
役務取引等費用	当連結会計年度	67,751	3,715	127	71,338
うち 為 替 業 務	当連結会計年度	20,461	1,327		21,789

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア．特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は2,064億円、一方特定取引費用は7億円となったことから、特定取引収支は2,057億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は1,931億円、一方特定取引費用は74億円となったことから、特定取引収支は1,857億円となりました。

海外の特定取引収益は234億円、一方特定取引費用は34億円となったことから、特定取引収支は199億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	国 内	海 外	消去又は全社 ()	合 計
特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	193,188	23,417	10,109	206,496
うち 商 品 有 価 証 券 収 益	当連結会計年度	6,328	2,861		9,190
うち 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	当連結会計年度				
うち 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	当連結会計年度	186,477	20,555	10,109	196,924
うち そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	当連結会計年度	381			381
特 定 取 引 費 用	当連結会計年度	7,401	3,433	10,109	725
うち 商 品 有 価 証 券 費 用	当連結会計年度				
うち 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	当連結会計年度	725			725
うち 特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	当連結会計年度	6,675	3,433	10,109	
うち そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	当連結会計年度				

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ．特定取引資産・負債の内訳(未残)

当連結会計年度末の特定取引資産残高は4兆4,953億円、特定取引負債残高は2兆8,513億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は3兆9,616億円、特定取引負債残高は2兆4,244億円となりました。

海外の特定取引資産残高は5,509億円、特定取引負債残高は4,442億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	年 度 別	国 内	海 外	消去又は全社 ()	合 計
特 定 取 引 資 産	当連結会計年度	3,961,696	550,962	17,263	4,495,396
うち 商品有価証券	当連結会計年度	111,930	113,679		225,610
うち 商品有価証券 派 生 商 品	当連結会計年度	81			81
うち 特 定 取 引 有 価 証 券	当連結会計年度				
うち 特 定 取 引 有価証券派生商品	当連結会計年度	121			121
うち 特 定 金 融 派 生 商 品	当連結会計年度	2,640,783	437,283	17,263	3,060,803
うち そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	当連結会計年度	1,208,779			1,208,779
特 定 取 引 負 債	当連結会計年度	2,424,433	444,222	17,263	2,851,391
うち 売付商品債券	当連結会計年度	3,397	6,409		9,806
うち 商品有価証券 派 生 商 品	当連結会計年度	78			78
うち 特 定 取 引 売 付 債 券	当連結会計年度				
うち 特 定 取 引 有価証券派生商品	当連結会計年度	423			423
うち 特 定 金 融 派 生 商 品	当連結会計年度	2,420,079	437,812	17,263	2,840,629
うち そ の 他 の 特 定 取 引 負 債	当連結会計年度	454			454

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

(金額単位 百万円)

種 類		年 度 別	国 内	海 外	合 計
預 金	流 動 性 預 金	当連結会計年度	34,752,737	2,732,304	37,485,042
	定 期 性 預 金	当連結会計年度	20,588,039	591,572	21,179,611
	そ の 他	当連結会計年度	4,256,263	10,089	4,266,353
	合 計	当連結会計年度	59,597,040	3,333,966	62,931,007
譲 渡 性 預 金		当連結会計年度	4,740,264	112,753	4,853,017
総 合 計		当連結会計年度	64,337,305	3,446,720	67,784,025

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 4. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

「(3) 事業の種類別セグメントの業績」の「 事業の種類別貸出金残高の状況 ア . 業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当該欄での記載を省略しております。

国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

(金額単位 百万円)

種 類		年 度 別	国 内	海 外	全 社	合 計
有 価 証 券	国 債	当連結会計年度	12,813,396	88,250		12,901,646
	地 方 債	当連結会計年度	375,204			375,204
	社 債	当連結会計年度	2,369,698	854		2,370,553
	株 式	当連結会計年度	3,321,531		152,932	3,474,463
	そ の 他 の 証 券	当連結会計年度	3,346,246	1,650,405		4,996,652
	合 計	当連結会計年度	22,226,077	1,739,510	152,932	24,118,520

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 2. 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率関係)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

(金額単位 百万円)

項 目		平成15年3月31日現在
基 本 的 項 目	資 本 金	1,247,650
	うち非累積的永久優先株(注1)	
	新 株 式 払 込 金	
	資 本 剰 余 金	856,237
	利 益 剰 余 金	278,357
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	996,892
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	840,110
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損()	24,197
	自 己 株 式 払 込 金	
	自 己 株 式()	15,204
	為 替 換 算 調 整 勘 定	53,515
	営 業 権 相 当 額()	251
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額()	30,031
計 (A)	3,255,936	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	216,360	
補 完 的 項 目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	71,699
	一 般 貸 倒 引 当 金	1,173,927
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	2,150,334
	うち永久劣後債務(注3)	569,073
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注4)	1,581,261
	計	3,395,961
準 補 完 的 項 目	うち自己資本への算入額(B)	2,961,619
	短 期 劣 後 債 務	
控 除 項 目	うち自己資本への算入額(C)	
	控 除 項 目(注5)(D)	238,633
自 己 資 本 額	(A)+(B)+(C)-(D)(E)	5,978,922
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	55,417,663
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	3,525,419
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	58,943,082
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)(G)	223,781
	(参考) マーケット・リスク相当額(H)	17,902
	計 ((F)+(G))(I)	59,166,864
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (I) × 100		10.10%

(注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は1,796,300百万円です。

2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時ににおける償還期間が5年を超えるものに限られております。

5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

() 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)の海外特別目的会社が発行した以下の3件の優先出資証券が含まれています。

発行体	SB Treasury Company L.L.C.(“SBTC-LLC”)	SB Equity Securities (Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited(“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
発行期間	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 { Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円 }	283,750百万円 { Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円 }
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) 当行につき、清算、破産または清算的公司更生が開始された場合 当行優先株 ^{(注)2} または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 当行優先株 ^{(注)2} への配当が停止された場合 当行の配当可能利益が、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株 ^{(注)2} について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) 当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合
配当制限	規定なし	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内で行なければならない ^{(注)4(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近営業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近営業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。但し、上記「配当停止条件」ないし、「配当制限」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	当行直近営業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、自己資本比率 / Tier1比率の最低水準未達、債務不履行、債務超過、または「管理変更事由」(④清算事由<清算、破産または清算的公司更生>の発生、⑤会社更生、会社整理等の手続開始、⑥監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

当社は、昨年12月に銀行持株会社として発足して以来、厳しい経営環境の中でも更なる成長を果たすために、財務基盤の抜本的強化を通じてリスク対応力の更なる強化に努めるなど、「充実した金融サービス力」、「高度な収益力・財務体力」を併せ持つ複合金融グループの構築に取り組んでまいりました。わが国金融機関を取り巻く経済金融環境は一段と厳しさを増しておりますが、当社におきましては、引き続き変化に対応できる強靱な経営体質と財務基盤を構築することを喫緊の課題と位置づけ、次の点に注力してまいります。

第一に、バランスシートの一層の強化を図ってまいります。株式会社三井住友銀行におきまして、まず貸出ポートフォリオにつきましては、当期に、要管理先を含めた要注意先への対応強化等を実施し、多額の不良債権処理を行いました。今後は、昨年12月に設置しました戦略金融部門を中心として、問題債権先の再生・最終処理を一段と加速させ、不良債権問題からの早期脱却をより確実なものにしてまいります。また株式ポートフォリオにつきましては、当期には、含み損の大幅削減や減損処理に加え、売切りによって簿価を大きく圧縮いたしましたが、引き続き株価変動リスクの更なる削減を進めてまいります。

第二に、収益体質の抜本的強化に向けた業務改革への取組みを加速させるとともに、更なる経費削減に取り組んでまいります。株式会社三井住友銀行におきましては、引き続き利鞘改善や中小企業向けをはじめとした融資の拡大等に注力するほか、今後収益の更なる増強に向けた施策をあらゆる角度から検討・実施し、邦銀中トップの収益力を一層強化させてまいります。経費につきましては、人員の削減や店舗統廃合・システム集約のほか、追加的な施策を導入し、一段の削減を図ってまいります。

また、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所におきましては、3社それぞれが、各々の業界におけるトッププレーヤーを目指して収益力の抜本的強化を図ってまいります。

そして、こうした取組みの成果を早期に、具体的実績としてお示しすることで、市場の総合的な評価の向上を実現してまいりたいと考えております。

4. 経営上の重要な契約等

- (1) 旧株式会社三井住友銀行は、グループ会社ガバナンスを強化しつつグループ戦略の立案・推進力を高めると同時に、複合金融グループとしての更なる発展へ向けて組織の柔軟性・拡張性を向上させることを目的に、平成14年12月2日に株式移転により、当社を設立いたしました。なお、当社設立については、旧株式会社三井住友銀行における、平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会において、また、平成14年9月27日開催の臨時株主総会において承認されました。
- (2) 当社は、グループ経営改革の一環として、平成14年12月2日に子会社である旧株式会社三井住友銀行との間で、三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の4社に係る管理営業(以下「特定グループ会社の管理営業」)を当社が承継する会社分割を行うことについて分割契約書を締結し、平成15年2月1日を分割期日として会社分割を行いました。この特定グループ会社の管理営業分割により、当社は分割会社である旧株式会社三井住友銀行から資産494,100百万円を承継いたしました。なお、この特定グループ会社の管理営業分割において、当社は新株を発行していません。
- (3) 当社は、グループ経営改革の一環として、平成14年12月2日に子会社である株式会社日本総研ホールディングズと合併契約書を締結、平成15年2月1日を合併期日として合併し、株式会社日本総合研究所を完全子会社といたしました。なお、この合併により、当社は資産39,852百万円を承継いたしました。また、この合併において、当社は普通株式86,576.53株を新たに発行しております。
- (4) 当社の子会社である旧株式会社三井住友銀行と、同じく当社の子会社である旧株式会社わかしお銀行は、合併を行うことについて平成14年12月25日に基本合意書を締結し、平成15年1月21日に合併契約書を締結いたしました。

平成15年2月6日に開催された両行の臨時株主総会(旧株式会社三井住友銀行については普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる)において、また、平成15年2月6日開催の旧株式会社三井住友銀行の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式にかかる種類株主総会においてそれぞれ当該合併契約書が承認可決されました。また、平成15年3月11日に当該合併について銀行法第30条第1項に基づく認可を取得し、平成15年3月17日を合併期日として合併いたしました。これにより旧株式会社わかしお銀行は、合併契約書に基づき旧株式会社三井住友銀行の資産・負債その他権利義務の一切ならびに従業員を引き継ぎ、商号を「株式会社三井住友銀行」といたしました。

合併に関する事項の概要は次のとおりであります。

合併の目的

ア．近年、社会全般に亘り未曾有の構造改革が進む中で、地域の経済活動・消費生活にも大きな変化が生じて来ている。両行は、こうした環境変化をビジネスチャンスと捉えるとともに、社会的なニーズの高まりも踏まえ、地域に根ざしたスモールビジネス及び個人に対する金融機能

の一層の強化が必要であるとの認識を共有した。

イ．両行は、合併により、旧株式会社わかしお銀行がこれまで首都圏で築き上げてきた、都市型コミュニティバンクとしての地域密着型金融サービスと、ローコストオペレーションのノウハウ、旧株式会社三井住友銀行が保有する高度な金融サービス力、全国規模のネットワーク及び事務・システム等の経営インフラを融合することにより、特に首都圏において、従来以上に高い付加価値と顧客利便性を併せ持ったスモールビジネス及び個人向け金融サービスの提供を実現し、もって株主・顧客の期待に応え得る「新たな複合金融グループ」への飛躍を目指す。

合併の条件等

ア．合併の方法

旧株式会社三井住友銀行(以下甲という)と旧株式会社わかしお銀行(以下乙という)は合併し、法手続上、乙は存続し、甲は解散する。

イ．合併に際して発行する新株式及び割当

合併新株式の発行及び割当交付は、次のとおりとする。

(ア)普通株式

乙は、合併に際して、普通株式52,070,185株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき乙の普通株式0.007株の割合をもって割当交付いたしました。

(イ)第一種優先株式

乙は、合併に際して、第一種優先株式67,000株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する甲の第1回第一種優先株式1,000株につき乙の第一種優先株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(ウ)第二種優先株式

乙は、合併に際して、第二種優先株式100,000株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する甲の第2回第一種優先株式1,000株につき乙の第二種優先株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

(エ)第三種優先株式

乙は、合併に際して、第三種優先株式800,000株を発行し、合併期日前日の甲の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する甲の第五種優先株式1,000株につき乙の第三種優先株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

乙は、合併により、資本金479,169百万円、資本剰余金1,177,322百万円、利益剰余金221,947百万円、土地再評価差額金97,442百万円を増加させました。

乙が甲より引き継いだ資産・負債の内訳は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	3,332,954	預 金	57,687,723
コ ー ル ロ ー ン	215,312	譲 渡 性 預 金	5,930,165
買 現 先 勘 定	256,015	コ ー ル マ ネ ー	1,881,437
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	1,474,384	売 現 先 勘 定	3,488,909
買 入 手 形	155,600	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,930,193
買 入 金 銭 債 権	114,909	売 渡 手 形	6,375,200
特 定 取 引 資 産	4,415,376	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	50,500
金 銭 の 信 託	41,182	特 定 取 引 負 債	2,842,841
有 価 証 券	23,505,359	借 用 金	2,820,366
貸 出 金	57,800,914	外 国 為 替	413,522
外 国 為 替	800,598	社 債	2,765,426
そ の 他 資 産	3,601,141	信 託 勘 定 借	2,678
動 産 不 動 産	709,688	そ の 他 負 債	5,669,951
繰 延 税 金 資 産	1,742,796	賞 与 引 当 金	8,233
支 払 承 諾 見 返	4,790,758	退 職 給 付 引 当 金	71,194
貸 倒 引 当 金	2,137,214	債 権 売 却 損 失 引 当 金	53,462
		特 別 法 上 の 引 当 金	18
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	61,310
		支 払 承 諾	4,790,758
		負 債 の 部 合 計	98,843,894
資 産 の 部 合 計	100,819,775	差 引 正 味 財 産	1,975,881

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 研究開発活動

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は780百万円であります。

第3 設 備 の 状 況

1. 設 備 投 資 等 の 概 要

当連結会計年度中の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀 行 業

株式会社三井住友銀行において、お客様の利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため事務機械投資等を行いました。

また経営合理化の観点から、拠点の見直し等を行い店舗の新設・統合を行いました。

(2) リ ー ス 業

重要なものではありません。

(3) そ の 他 事 業

重要なものではありません。

2. 主要な設備の状況

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成15年3月31日現在)
(金額単位 百万円)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計		従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額			帳簿価額	帳簿価額	
(国内連結子会社) 三井住友銀行	本店	東京都千代田区	店舗・事務所			5,417	4,747	10,165	1,377	
	東京営業部	東京都千代田区	店舗・事務所			7,870	6,071	13,941	2,272	
	大阪本店営業部	大阪市中央区	店舗・事務所	8,247	11,966	3,181	1,255	16,403	863	
	神戸営業部	神戸市中央区	店舗・事務所	6,433	6,159	4,562	488	11,210	269	
	大和センター	神奈川県大和市	事務センター	15,537	1,924	8,390	19,018	29,334	6	
	鰻谷センター	大阪市中央区	事務センター	4,723	2,156	9,981	5,901	18,040	2	
	札幌支店 ほか 1店	北海道・東北地区	店舗	632	1,071	230	141	1,443	101	
	横浜支店 ほか 101店	関東地区 (除く東京都)	店舗	31,385 (846)	17,679	11,307	4,599	33,586	1,839	
	人形町支店 ほか 188店	東京都	店舗	66,743 (8,630)	73,754	25,489	9,598	108,842	5,733	
	名古屋支店 ほか 19店	中部地区	店舗	12,510	8,321	2,921	988	12,231	573	
	京都支店 ほか 96店	近畿地区 (除く大阪府)	店舗	44,111 (2,045)	15,867	11,779	4,779	32,427	1,754	
	大阪中央支店 ほか 138店	大阪府	店舗	70,237 (3,475)	29,499	17,207	5,369	52,076	2,726	
	岡山支店 ほか 5店	中国・四国地区	店舗	4,582	1,980	864	213	3,058	163	
	福岡支店 ほか 8店	九州地区	店舗	5,673	3,307	1,289	408	5,005	235	
	ニューヨーク支店 ほか 3店	米州地域	店舗・事務所			865	1,727	2,593	491	
	デュッセルドルフ支店 ほか 3店	欧州地域	店舗・事務所			1,677	116	1,793	117	
	香港支店 ほか 14店	アジア・オセアニア地域	店舗・事務所			1,263	752	2,015	1,276	
社宅・寮	東京都他	社宅・寮	334,048 (2,674)	81,674	26,571	72	108,318			
その他の施設	東京都他	研修所その他	399,101 (4,426)	90,690	46,502	19,244	156,438			
(国内連結子会社) みなの銀行	本店	神戸市中央区	店舗・事務所	1,025	1,930	1,416	645	3,991	444	
(国内連結子会社) 関西銀行	本店	大阪市中央区	店舗・事務所	782	9,660	1,016	1,048	11,725	310	

(2) リース業

(金額単位 百万円)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計		従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額			帳簿価額	帳簿価額	
(国内連結子会社) 三井住友リース	東京本社及び 大阪本社	東京都港区及び 大阪市中央区	店舗・事務所			414	358	772	661	

(3) その他事業

(金額単位 百万円)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計		従業員数 (人)
				面積(m ²)	帳簿価額			帳簿価額	帳簿価額	
(国内連結子会社) 三井住友カード	東京本社及び 大阪本社	東京都港区及び 大阪市中央区他	店舗・事務所	1,197	28,487	1,682	3,926	34,095		1,550
(国内連結子会社) 日本総合研究所	東京本社及び 大阪本社	東京都千代田区 及び大阪市西区	店舗・事務所				2,768	2,768		860

(注) 1. 「土地」の「面積」欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め、56,865百万円であります。

2. 動産は、事務機械68,722百万円、その他25,517百万円であります。

3. 三井住友銀行の国内代理店2か店、両替業務を主体とした渋谷外貨両替コーナー、新宿外貨両替コーナー、町田外貨両替コーナー、本店営業部成田空港出張所、東京営業部成田空港第二出張所、大阪本店営業部関西国際空港出張所、大阪中央支店関西国際空港第二出張所、難波外貨両替コーナー、三宮駅ビル外貨両替コーナー、店舗外現金自動設備14,572か所、海外駐在員事務所14か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

関東地区(除く東京都)	土地	1,530百万円 (5,162m ²)、建物	512百万円
東京都	土地	9,314百万円 (5,223m ²)、建物	810百万円
近畿地区(除く大阪府)	土地	572百万円 (3,303m ²)、建物	47百万円
大阪府	土地	2,772百万円 (9,732m ²)、建物	534百万円
九州地区	土地	732百万円 (780m ²)	

5. リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	年間リース料	摘要
三井住友銀行	大和センター及び 鰻谷センター	神奈川県大和市及び 大阪市中央区	電 算 機	970百万円	リ ー ス

3. 設備の新設、除却等の計画

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修、除却・売却は次のとおりであります。

(1) 銀 行 業

新 設

(金額単位 百万円)

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	摘要
					総額	既支払額				
三井住友銀行	事務機械			事務機械	28,200		自己資金			(注)1,2

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

2. 事務機械の主なものは平成16年3月までに設置予定であります。

除 却

(金額単位 百万円)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額	摘要
三井住友銀行	事務機械		事務機械	3,480	(注)

(注) 事務機械の主なものは平成16年3月までに除却予定であります。

(2) リ ー ス 業

重要なものはありません。

(3) そ の 他 事 業

重要なものはありません。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

① 株式の総数

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普 通 株 式	15,000,000
第 一 種 優 先 株 式	67,000
第 二 種 優 先 株 式	100,000
第 三 種 優 先 株 式	800,000
第 四 種 優 先 株 式	250,000
第 五 種 優 先 株 式	250,000
第 六 種 優 先 株 式	300,000
計	16,767,000

(注) 「株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

ただし、当事業年度末以降の第四種優先株式の普通株式への転換に伴い、会社が発行する株式の総数は、第四種優先株式が249,999株に、全種類の株式合計が16,766,999株になっております(平成15年6月27日開催の定時株主総会において定款を変更しております)。

② 発行済株式

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成15年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年6月30日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	5,796,000.92	5,796,010.53	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1
第一種優先株式	67,000	同 左	—	(注)1, 2
第二種優先株式	100,000	同 左	—	(注)3
第三種優先株式	800,000	同 左	—	(注)1, 4
第1回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第2回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第3回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第4回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第5回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第6回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第7回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第8回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第9回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第10回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第11回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第12回第四種優先株式	4,175	同 左	—	(注)5
第13回第四種優先株式	115,000	114,999	—	(注)1, 6
計	6,928,100.92	6,928,109.53		

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式の転換による株式数の増減は含まれておりません。

2. 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当を行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき5,250円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第一種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

当社の設立の日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は947,100円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、当社の設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③ 転換価額の調整

① 第一種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- (i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- (ii) 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- (iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ① 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- ⑤ 転換により発行すべき普通株式数
第一種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
 発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。
- ⑥ 転換により発行する株式の内容
当社普通株式
- ⑦ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑧ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記⑦の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ⑨ 一斉転換
⑨ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30

取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

②普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)消却

当社は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(ヘ)株式の併合または分割、新株引受権等

(a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当社は、第二種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が947,100円を下回る場合には、当初転換価額は947,100円とする(ただし、下記②により調整される)。

②転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)

に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記①により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は①に準じて調整される。

①転換価額の調整

②第二種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

③合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

④転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。

⑤転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

⑥転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑦転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

- ④ 転換により発行する株式の内容
 - 当社普通株式
 - ⑤ 転換請求受付場所
 - 東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
 - 住友信託銀行株式会社 証券代行部
 - ⑥ 転換の効力発生
 - 転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記⑤の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
 - ③ 一斉転換
 - ① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
 - ② 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
 - ④ 優先株式の転換と配当
 - 第二種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
4. 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。
- (イ) 優先配当金
- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
 - (b) ある営業年度において第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
 - (c) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ロ) 優先中間配当金
- 当社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき6,850円を支払う。
- (ハ) 残余財産の分配
- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。
 - (b) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
- (ニ) 消却
- 当社は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (ホ) 議決権
- 第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。
- (ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等
- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (b) 当社は、第三種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (ト) 普通株式への転換
- 第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

当社設立の日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、592,400円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が249,700円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③ 転換価額の調整

③ 第三種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

(i) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式

(以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、

調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

④ ただし、上記③に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換

価額を調整すべき事由が発生した場合には、上記③により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

⑤ 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

⑥ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記③(ii)ただし書

き場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- ⑤ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑥ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- ⑦ 転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記⑤(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑤(ii)の場合には0円、上記⑤(iii)の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。
- ⑧ 下限転換価額の調整
上記⑧により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記⑧⑨により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記⑧⑩に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。
- ⑨ 転換により発行すべき普通株式数
第三種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。
- ⑩ 転換により発行する株式の内容
当社普通株式
- ⑪ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑫ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記⑪の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ⑬ 一斉転換
⑬ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、1株につき1,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株につき1,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
- ⑭ 普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- ⑮ 優先株式の転換と配当
第三種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
5. 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式、第8回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第1-12回第四種優先株式」という。)の主な内容は次のとおりであります。
- (イ) 優先配当金
(a) 当社は、利益配当を行うときは、第1-12回第四種優先株式を有する株主(以下「第1-12回第四種優先株主」という)または第1-12回第四種優先株式の登録質権者(以下「第1-12回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき135,000円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、19,500円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度に

において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある営業年度において第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第1-12回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第1-12回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第1-12回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、322,300円とする。

② 転換価額の修正

第1-12回第四種優先株主が当社に対し第1-12回第四種優先株式の転換を請求した日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(i)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が106,300円(ただし、下記④により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は④に準じて調整される。なお、修正後転換価額は、修正日に転換請求がなされた当該各回第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。

③ 転換価額の調整

④ 第1-12回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記に定める各々該当する算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される。

(I) 下記(i)乃至(iii)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)} \text{に関する計算の場合、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \text{もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される。)} \text{に関する計算の場合、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数}}{\text{時価}}}$$

普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)

(II) 下記(iv)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{時価} - \frac{\text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される。)} \text{または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(下記(iv)に定義される)} \text{における適正市場価格(*)}}{\text{時価}} \right)}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下、「取締役会」という。)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{時価} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数}}{\text{既発行普通株式数}} - \text{下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権)の場合、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、買受け、償還または取得される普通株式数(または、転換証券もしくは新株予約権)の場合、それらの転換もしくは行使により発行もしくは処分される普通株式数}}$$

なお、上記転換価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数－(下記(v)に従って、買受け、償還もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i) 当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使された

ものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とするが、転換証券または新株予約権は、1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする。)により、かかる転換により発行もしくは処分される最大数の普通株式に転換されまたはそれらが行使により発行もしくは処分されたものとみなされる。その後、かかる転換証券の転換もしくは新株予約権の行使により発行もしくは処分される最大の普通株式数または転換価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない。)が生じた場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(但し、調整後転換価額が、これらの転換証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後転換価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後転換価額の増加を行うことができないものとする。)が、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により、実際に普通株式が発行されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換証券に係る転換権または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により実際に発行された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換証券および新株予約権は、第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の現金配当を除く。)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される転換価額は、上記(II)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、転換価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当または分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた日(以下、「基準日」という。)の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社がある会計年度(以下に定義する。)に関して決定した配当に基づく配当利回り(以下に定義する。)が、5%に直前の3会計年度に関して決定した配当に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように会計年度を変更した場合、会計年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{当社が決定した普通株式1株当りの配当金}}{\text{対象となる会計年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く。)の終値の平均値}} \times 100\%$$

- (v) 当社が、普通株式の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、かかる取得日(以下、「取得日」という。)における普通株式1株当りの時価を上回る1株当りの価額をもって行う場合(当社が商法の規定に従い市場においてする取引の方法により普通株式を買受ける場合及び商法の規定に従い端株買取請求権の行使に関連して普通株式を買受ける場合を除く。)、または、普通株式に転換もしくは普通株式を取得できるその他の証券の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株当りの時価を上回る普通株式1株当りの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される転換価額は、上記(Ⅲ)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を買受け、償還またはその他の事由により取得するたびごとに、転換価額の調整は行われるのものとし、取得日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- ①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記④に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記④に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ②転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記④(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ③転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。
- ⑤転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記④(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記④(ii)の場合には0円、上記④(iii)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑥本④(上記④を除く。)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- ⑦上記④により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記④⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記④⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- ⑧転換により発行すべき普通株式数
転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。
- $$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1-12回第四種優先株主が転換請求のために提出した第1-12回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
- 第1-12回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。
- なお、本⑧に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の転換により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。
- ⑨転換により発行する株式の内容
当社普通株式
- ⑩転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ⑪転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第1-12回第四種優先株式の株券が上記⑩の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- ⑫一斉転換
- ⑬転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が

500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式となる。

②普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

④ 優先株式の転換と配当

第1-12回第四種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第1-12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(リ) 保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書において、当社により割り当てられ保有する第1-12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。

(a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。

(b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、第1-12回第四種優先株式の当社普通株式への転換請求を行わない。

(c) 第1-12回第四種優先株式の転換により発行された当社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わない。

総転換株式数とは、それまでに転換により発行された当社普通株式の数と、残存している第1-12回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある転換価額で転換された場合に発行されるであろう当社普通株式の数の合計をいう。

6. 第13回第四種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第13回第四種優先株式を有する株主(以下「第13回第四種優先株主」という)または第13回第四種優先株式の登録質権者(以下「第13回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき67,500円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、3,750円とする。)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(ロ)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

(b) ある営業年度において第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき33,750円を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当社の残余財産を分配するときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

(b) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 消却

当社は、いつでも第13回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 議決権

第13回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(ヘ) 株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第13回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第13回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第13回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第13回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

① 転換請求期間

平成15年4月14日から平成17年7月12日まで

② 転換の条件

① 転換価額

転換価額は、312,000円とする。

② 転換価額の修正

平成17年7月11日(以下、「修正日」という。)において、転換価額は、(i)修正日の前日において有効な転換価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の売買高加重平均価格(以下に定義される。)の平均値(売買高加重平均価格のない日数を除く。)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。)のいずれか小さい金額に修正される(以下、「修正後転換価額」という。)。ただし、修正後転換価額が156,000円(ただし、下記③により調整される。)(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。ここに、売買高加重平均価格とは、東京証券取引所が、関連する取引日における普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、Bloomberg L.P. が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する8316 JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下、「参照画面」という。)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))をいう。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は下記③に準じて調整される。

③ 転換価額の調整

③第13回第四種優先株式発行後、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下、「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下、「調整後転換価額」という。)により調整される

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換証券(下記(iii)に定義される。)} \times \text{時価}}$$

普通株式1株当りの払込金額(転換証券の転換または新株予約権の行使に当り交付された対価を含む。)

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i) 当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。)

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通

株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ii) 株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日にかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(iii) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券(以下、「転換証券」という。)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む。)(以下「新株予約権」という。)を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。

- ① 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記①に該当しない希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記①に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ② 転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記①(ii)ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記①により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記①に準じて調整される。
- ③ 転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ④ 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)とする。
- ⑤ 転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記①(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記①(ii)の場合には0円、上記①(iii)の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑥ 上記⑤により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記⑤⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記⑤⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- ⑦ 転換により発行すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第13回第四種優先株主が転換請求のために提出した第13回第四種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

第13回優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

① 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

② 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

③ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第13回第四種優先株式の株券が上記②の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

④ 一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第13回第四種優先株式は、転換請求期間の末日の翌日(以下、「一斉転換日」という。)をもって、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。

② かかる普通株式数の算出に当たって1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

⑤ 優先株式の転換と配当

第13回第四種優先株式の転換により発行された普通株式および普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ) 発行の方法

エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド(SMFG Finance (Cayman) Limited)(以下、「取得者」という。)に第13回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。なお、第13回第四種優先株式は、取得者がアメリカ合衆国および欧州を中心とする海外市場(ケイマン諸島を除く。)の投資家のために購入し、取得者自らが発行する優先株式としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則Rule 144Aに基づく私募により、アメリカ合衆国以外の海外市場においては同法Regulation Sに基づく公募により販売される。

(2) 新株予約権等の状況

旧株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行していましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

なお、当社が承継した新株予約権の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成15年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成15年5月31日)
新株予約権の数	1,620個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 673,000円 資本組入額 337,000円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。
2. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

年 月 日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	増 減 額	残 高	
平成14年12月2日	—	6,676,424.39	—	1,000,000,000	—	1,496,547,508	
平成15年2月3日	86,576.53	6,763,000.92	—	1,000,000,000	3,069,000	1,499,616,508	株式会社日本総研ホールディングズとの合併による普通株式の増加
平成15年2月8日	50,100	6,813,100.92	75,150,000	1,075,150,000	75,150,000	1,574,766,508	有償第三者割当第1-12回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成15年3月12日	115,000	6,928,100.92	172,500,000	1,247,650,000	172,500,000	1,747,266,508	有償第三者割当第13回第四種優先株式 発行価格 3,000千円 資本組入額 1,500千円

(注) 平成15年4月21日に、第13回第四種優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式1株が減少し、普通株式9.61株が増加いたしました。

(4) 所有者別状況

① 普通株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	8	406	93	8,684	707 (70)	174,039	183,937	
所有株式数	4,918	2,097,217	145,394	2,176,848	536,851 (273)	802,854	5,764,082	31,918.92
割 合	0.08	36.38	2.52	37.76	9.31 (0.00)	13.92	100.00	

(注) 1. 自己株式963.57株は「個人その他」に963株、「端株の状況」に0.57株含まれております。
2. 「その他の法人」及び「端株の状況」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ390株及び0.60株含まれております。

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	—	1	—	—	— (—)	—	1	
所有株式数	—	67,000	—	—	— (—)	—	67,000	—
割 合	—	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	1	—	—	— (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	100,000	—	—	— (—)	—	100,000	—
割 合	— %	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	/

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	1	—	—	— (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	800,000	—	—	— (—)	—	800,000	—
割 合	— %	100.00	—	—	— (—)	—	100.00	/

⑤ 第1回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑥ 第2回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑦ 第3回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑧ 第4回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑨ 第5回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑩ 第6回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑪ 第7回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑫ 第8回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑬ 第9回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑭ 第10回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 の 状 況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	そ の 他 の 法 人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑮ 第11回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑯ 第12回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	4,175 (—)	—	4,175	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

⑰ 第13回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株式の状況							端株の状況
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	計	
株 主 数	— 人	—	—	—	1 (—)	—	1	/
所有株式数	— 株	—	—	—	115,000 (—)	—	115,000	—
割 合	— %	—	—	—	100.00 (—)	—	100.00	/

(5) 大株主の状況

① 普通株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	260,292	4.49%
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	209,631	3.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	207,422	3.57%
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	184,931	3.19%
管理有託 受託者三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	109,209	1.88%
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	103,570	1.78%
三井生命保険相互会社	東京都千代田区大手町一丁目2番3号	76,651	1.32%
UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	72,050	1.24%
三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号	64,113	1.10%
ザ・チェース・マンハッタンバンク・エヌエイ・ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,017	0.98%
計		1,344,888	23.20%

② 第一種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	67,000	100.00%
計		67,000	100.00%

③ 第二種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00%
計		100,000	100.00%

④ 第三種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	800,000	100.00%
計		800,000	100.00%

⑤ 第1回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑥ 第2回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑦ 第3回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑧ 第4回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑨ 第5回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑩ 第6回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑪ 第7回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑫ 第8回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑬ 第9回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑭ 第10回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑮ 第11回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑯ 第12回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NEW YORK 10004 (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	株 4,175	% 100.00
計		4,175	100.00

⑰ 第13回第四種優先株式

(平成15年3月31日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 株	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 %
ジェイビーモルガン・チェース・バンク・ロンドン(エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド代理人) (常任代理人 株式会社三井住友銀行 事務管理部)	TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET, LONDON, E1W 1YT, ENGLAND (東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号 友泉大伝馬町ビル)	115,000	100.00
計		115,000	100.00

(6) 議 決 権 の 状 況

① 発 行 済 株 式

(平成15年3月31日現在)

区 分	株 式 数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	優先株式 1,132,100	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 963 (相互保有株式) 普通株式 66,707	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,696,412	5,696,412	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
端株	普通株式 31,918.92	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1,2
発行済株式総数	6,928,100.92	—	—
総株主の議決権	—	5,696,412	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「端株」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ390株(議決権390個)及び0.60株含まれております。

2. 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.57株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

相互保有株式の所有者の氏名又は名称	端 株 数(株)
三 井 住 友 銀 リ ー ス 株 式 会 社	0.38
三 井 住 友 カ ー ド 株 式 会 社	0.27
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	0.38
株 式 会 社 み な と 銀 行	0.09
エスエムビーシーコンサルティング株式会社	0.53
株 式 会 社 ク オ ー ク	0.74
株 式 会 社 関 西 銀 行	0.17
株 式 会 社 日 本 総 合 研 究 所	0.37
エスエムビーシー抵当証券株式会社	0.41
さくら情報システム株式会社	0.76
さくらフレンド証券株式会社	0.20

② 自 己 株 式 等

(平成15年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	963	—	963	0.01
三井住友銀リース株式会社	東京都港区西新橋 三丁目9番4号	22,016	—	22,016	0.37
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋 四丁目5番15号	20,214	—	20,214	0.34
大和証券エスエムビーシー 株 式 会 社	東京都中央区八重洲 一丁目3番5号	7,304	—	7,304	0.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	6,113	—	6,113	0.10
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	2,760	—	2,760	0.04
エスエムビーシー コンサルティング株式会社	東京都千代田区鍛冶町 二丁目2番1号	2,576	—	2,576	0.04
株式会社クオーク	大阪市西区南堀江 一丁目2番13号	2,129	—	2,129	0.03
株式会社関西銀行	大阪市中央区心斎橋筋 二丁目7番21号	1,114	—	1,114	0.01
住銀保証株式会社	東京都千代田区平河町 一丁目1番8号	945	—	945	0.01
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町 16番	650	—	650	0.01
株式会社三井 ファイナンスサービス	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	441	—	441	0.00
エスエムビーシー 株 式 会 社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番10号	292	—	292	0.00
さくら情報システム株式会社	東京都品川区上大崎 四丁目1番4号	89	—	89	0.00
さくらファイナンス サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都中央区日本橋室町 四丁目5番1号	63	—	63	0.00
さくらフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町 7番12号	1	—	1	0.00
計	—	67,670	—	67,670	1.16

(注) 1. 株式会社三井住友銀行については、上記のほか、株主名簿上は同行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めておりません。

2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3. 株式会社三井ファイナンスサービス及びさくらファイナンスサービス株式会社は、平成15年4月1日にエスエムビーシーファイナンス株式会社と合併し、SMBCファイナンスサービス株式会社へ商号を変更しております。

4. さくらフレンド証券株式会社は、平成15年4月1日に明光ナショナル証券株式会社と合併し、SMBCフレンド証券株式会社へ商号を変更しております。

(7) ストックオプション制度の内容

当社は、旧株式会社三井住友銀行が平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議によって発行した商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を承継いたしました。なお、上記新株予約権にかかる義務を当社が承継することについては、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式および第五種優先株式にかかる種類株主総会ならびに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式にかかる種類株主総会を兼ねる。)において承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社および当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 決議年月日は、旧株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2. 自己株式の取得等の状況

[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

該当ありません。

(2) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

該当ありません。

3. 配 当 政 策

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

当期の期末配当につきましては、当期連結業績や引き続き厳しい経済金融環境などを勘案し、当社グループ全体の内部留保の充実に意を用いていく必要があることから、普通株式は1株当たり3,000円といたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。

4. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

最近5年間の 事業年度別 最高・最低株価	回次	第1期					
	決算年月	平成15年3月					
	最高	円 452,000					
	最低	円 206,000					
最近6箇月間の 月別最高・最低株価	月別	平成14年 10月	11月	12月	平成15年 1月	2月	3月
	最高	—	—	円 452,000	410,000	414,000	281,000
	最低	—	—	円 341,000	325,000	272,000	206,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優 先 株 式

- ① 第一種優先株式
- ② 第二種優先株式
- ③ 第三種優先株式
- ④ 第1回第四種優先株式
- ⑤ 第2回第四種優先株式
- ⑥ 第3回第四種優先株式
- ⑦ 第4回第四種優先株式
- ⑧ 第5回第四種優先株式
- ⑨ 第6回第四種優先株式
- ⑩ 第7回第四種優先株式
- ⑪ 第8回第四種優先株式
- ⑫ 第9回第四種優先株式
- ⑬ 第10回第四種優先株式
- ⑭ 第11回第四種優先株式
- ⑮ 第12回第四種優先株式
- ⑯ 第13回第四種優先株式

以上の各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておられません。

また、いずれも店頭売買有価証券として証券業協会に登録されておられません。

5. 役員 の 状 況

(平成15年6月30日現在)

役名及び職名	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有株式数
取締役会長 (代表取締役)	岡 田 明 重 (昭和13年4月9日生)	昭和38年4月 株式会社三井銀行入行 平成3年6月 株式会社太陽神戸三井銀行取締役 平成7年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成8年6月 同専務取締役 平成9年6月 同取締役頭取 平成11年6月 同取締役頭取(執行役員を兼務) 平成13年4月 株式会社三井住友銀行取締役会長 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)取締役会長(現職)	株 22
取締役社長 (代表取締役)	西 川 善 文 (昭和13年8月3日生)	昭和36年4月 株式会社住友銀行入行 昭和61年6月 同取締役 平成元年6月 同常務取締役 平成3年11月 同専務取締役 平成8年5月 同副頭取 平成9年6月 同頭取 平成11年6月 同頭取兼最高執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)頭取兼最高執行役員(現職)	38
取締役副社長 (代表取締役)	門 脇 英 晴 (昭和19年6月20日生)	昭和43年4月 株式会社三井銀行入行 平成8年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成10年4月 同常務取締役 平成11年6月 同常務取締役兼常務執行役員 平成12年4月 同専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務取締役 平成15年6月 同取締役副社長(現職)	11
常務取締役 (代表取締役)	石 田 浩 二 (昭和22年6月22日生)	昭和45年5月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 経営企画部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 本店第一営業本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)常務執行役員 本店第一営業本部長委嘱 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務取締役(現職)	16

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴	所有株式数 株
取締役	平澤正英 (昭和22年9月15日生)	昭和45年4月 株式会社住友銀行入行 平成9年6月 同取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年1月 同常務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成14年6月 同常務執行役員 総務部長兼神戸総務 部長委嘱 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ総務部長 株式会社三井住友銀行常務執行役員 総務部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)常務執行役員 総務 部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常 務執行役員(現職)	12
取締役	矢作光明 (昭和23年3月3日生)	昭和45年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行取締役 平成11年6月 同取締役辞任 平成11年6月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成14年6月 同常務執行役員 本店第二営業本部長 委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会 社わかしお銀行)常務執行役員 本店 第二営業本部長委嘱 平成15年6月 同常務執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ取締役(現職) 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常 務執行役員(現職)	16
取締役	山内悦嗣 (昭和12年6月30日生)	昭和37年12月 アーサーアンダーセン入社 昭和61年9月 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人 理事長 平成5年10月 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 平成11年5月 朝日監査法人 専務理事退任 平成11年6月 同社退職 アーサーアンダーセン退職 平成11年6月 株式会社住友銀行取締役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ取締役(現職)	

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略 歴	所有株式数
取締役	山 川 洋 一 郎 (昭和16年7月21日生)	昭和41年4月 弁護士登録(現職) 昭和54年4月 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パートナー(現職) 昭和59年4月 上記事務所の名称を「古賀総合法律事務所」と改称 平成3年9月 ミシガン大学ロースクール客員教授 平成4年10月 同大学ロースクール客員教授退任 平成13年6月 株式会社三井住友銀行取締役 平成14年12月 同取締役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役(現職)	株
常任監査役	平 野 豊 三 郎 (昭和23年4月25日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行入行 平成8年7月 同神田支店長 平成11年4月 同神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 平成12年5月 同本店支配人 平成12年6月 同常任監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行常任監査役 平成14年12月 同監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	16
常任監査役	小 林 貞 雄 (昭和24年6月9日生)	昭和47年4月 株式会社三井銀行入行 平成8年10月 株式会社さくら銀行ニューヨーク支店米州営業部長 平成11年3月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼国際企画部米州業務室長 平成11年4月 同ニューヨーク支店米州営業部長兼ニューヨーク支店副支店長 平成11年10月 同国際企業ディビジョンカンパニー金融商品営業部長 平成12年4月 同執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)執行役員 アジア本部長委嘱 平成15年6月 同執行役員 平成15年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役(現職) 株式会社三井住友銀行監査役(現職)	16
監査役	那 須 翔 (大正13年9月19日生)	昭和23年4月 関東配電株式会社入社 昭和26年5月 東京電力株式会社引継入社 昭和59年6月 同社取締役社長 平成5年6月 同社取締役会長 平成11年6月 同社相談役 平成14年6月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年9月 東京電力株式会社顧問(現職) 平成14年12月 株式会社三井住友銀行監査役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職)	

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 株
監査役	大西勝也 (昭和3年9月10日生)	昭和28年4月 京都地方裁判所判事補任官 昭和63年2月 最高裁判所事務総長 平成元年11月 東京高等裁判所長官 平成3年5月 最高裁判所判事 平成10年9月 退官 平成10年11月 弁護士登録(現職) 平成12年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職) 平成15年3月 株式会社三井住友銀行(旧商号株式会社わかしお銀行)監査役(現職)	
監査役	伊藤助成 (昭和4年5月25日生)	昭和28年3月 日本生命保険相互会社入社 平成元年7月 同社社長 平成9年4月 同社取締役会長(現職) 平成11年6月 株式会社住友銀行監査役 平成13年4月 株式会社三井住友銀行監査役 平成14年12月 同監査役辞任 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査役(現職)	
計			147

(注) 1. 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎の両氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。

2. 監査役 那須翔、同 大西勝也、同 伊藤助成の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。

第5 経理の状況

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、平成14年11月に株式会社日本総合研究所から社名変更した株式会社日本総研ホールディングズと、平成15年2月1日を合併期日として合併いたしました。従って当事業年度は合併初年度でありますので、株式会社日本総合研究所の前事業年度(自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)に係る財務諸表を記載しております。なお、前事業年度は改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。
- (4) 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (5) 当連結会計年度の連結財務諸表及び当事業年度の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けております。
また、株式会社日本総合研究所の前事業年度の財務諸表は、朝日監査法人の監査証明を受けております。
その監査報告書は、連結財務諸表及び財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。
- (6) 当有価証券報告書は最初に提出するものでありますので、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月27日

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩本	繁	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	大東	正躬	Ⓜ
関与社員	公認会計士	高波	博之	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
		金 額	構成比
			%
現 金 預 け 金 8		3,442,523	3.29
コールローン及び買入手形		187,563	0.18
買 現 先 勘 定		109,710	0.10
債券貸借取引支払保証金		1,981,243	1.89
買 入 金 銭 債 権		363,981	0.35
特 定 取 引 資 産 8		4,495,396	4.30
金 銭 の 信 託		24,629	0.02
有 価 証 券 1,2,8		24,118,520	23.06
貸 出 金 3,4,5, 6,7,8,9		61,082,946	58.39
外 国 為 替 7		749,974	0.72
そ の 他 資 産 8		3,219,009	3.08
動 産 不 動 産 8,11,12		1,007,905	0.96
リ ー 入 資 産 12		996,344	0.95
繰 延 税 金 資 産		1,956,103	1.87
再評価に係る繰延税金資産 11		724	0.00
連 結 調 整 勘 定		30,031	0.03
支 払 承 諾 見 返		3,084,383	2.95
貸 倒 引 当 金		2,243,542	2.14
資 産 の 部 合 計		104,607,449	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比
預 金	8	62,931,007	60.16
譲 渡 性 預 金		4,853,017	4.64
コールマネー及び売渡手形	8	8,953,084	8.56
売 現 先 勘 定	8	4,144,735	3.96
債券貸借取引受入担保金	8	4,807,245	4.59
コマーシャル・ペーパー		187,800	0.18
特 定 取 引 負 債	8	2,851,391	2.72
借 用 金	8,13	2,580,135	2.47
外 国 為 替		397,666	0.38
社 債	14	3,583,754	3.43
信 託 勘 定 借 債		5,953	0.00
そ の 他 負 債	8,10	2,558,956	2.45
賞 与 引 当 金		22,079	0.02
退 職 給 付 引 当 金		101,408	0.10
債 権 売 却 損 失 引 当 金		20,665	0.02
特 別 法 上 の 引 当 金		649	0.00
繰 延 税 金 負 債		43,930	0.04
再評価に係る繰延税金負債	11	58,788	0.06
支 払 承 諾	8	3,084,383	2.95
負 債 の 部 合 計		101,186,654	96.73
少 数 株 主 持 分		996,720	0.95
資 本	15	1,247,650	1.19
資 本 剰 余 金		856,237	0.82
利 益 剰 余 金		311,664	0.30
土 地 再 評 価 差 額 金	11	101,440	0.09
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		24,197	0.02
為 替 換 算 調 整 勘 定		53,515	0.05
自 己 株 式	16	15,204	0.01
資 本 の 部 合 計		2,424,074	2.32
負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計		104,607,449	100.00

連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
	金 額	百分比
経 常 収 益	3,506,386	100.00 %
資 金 運 用 収 益	1,816,908	
貸 出 金 利 息	1,262,092	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	268,261	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	4,179	
買 現 先 利 息	1,352	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	225	
預 け 金 利 息	34,768	
そ の 他 の 受 入 利 息	246,028	
信 託 報 酬	7	
役 務 取 引 等 収 益	424,238	
特 定 取 引 収 益	206,496	
そ の 他 業 務 収 益	946,957	
リ ー ス 料 収 入	392,362	
割 賦 売 上 高	178,671	
そ の 他 の 業 務 収 益	375,923	
そ の 他 経 常 収 益 1	111,776	
経 常 費 用	4,022,136	114.71
資 金 調 達 費 用	417,404	
預 金 利 息	152,373	
譲 渡 性 預 金 利 息	7,576	
コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	3,724	
売 現 先 利 息	18,185	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	28,830	
コ ー マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	380	
借 用 金 利 息	52,380	
社 債 利 息	76,202	
社 債 発 行 差 金 償 却	77	
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	16	
そ の 他 の 支 払 利 息	77,654	
役 務 取 引 等 費 用	71,338	
特 定 取 引 費 用	725	
そ の 他 業 務 費 用	721,134	
賃 貸 原 価	344,621	
割 賦 原 価	161,889	
そ の 他 の 業 務 費 用	214,624	
営 業 経 費 2	889,237	
そ の 他 経 常 費 用	1,922,296	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	654,711	
そ の 他 の 経 常 費 用 3	1,267,584	
経 常 損 失	515,749	14.71
特 別 利 益	11,906	0.34
動 産 不 動 産 処 分 益	5,578	
償 却 債 権 取 立 益	1,833	
証 券 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	80	
そ の 他 の 特 別 利 益 4	4,413	
特 別 損 失	87,071	2.48
動 産 不 動 産 処 分 損 失	38,880	
そ の 他 の 特 別 損 失 5	48,190	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	590,914	16.85
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,068	1.88
法 人 税 等 調 整 額	225,190	6.42
少 数 株 主 利 益	33,567	0.96
当 期 純 損 失	465,359	13.27

連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年度別	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金 額
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		1,684,373
資本準備金期首残高		1,326,758
その他資本剰余金期首残高		357,614
資本剰余金増加高		577,465
株式移転による設立に伴う増加高		326,746
増資による新株の発行		247,650
合併に伴う増加高		3,069
資本剰余金減少高		1,405,601
連結子会社の合併に伴う減少高		1,405,507
自己株式処分差損		93
資本剰余金期末残高		856,237
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		117,743
利益剰余金増加高		696,631
合併に伴う増加高		15,813
連結子会社の合併に伴う増加高		658,443
持分法適用会社の増加に伴う増加高		5,248
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高		17,125
利益剰余金減少高		502,710
当期純損失		465,359
配当金		37,349
連結子会社の減少に伴う減少高		2
利益剰余金期末残高		311,664

連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年度別	当連結会計年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失		590,914
動産不動産等減価償却費		89,414
リース資産減価償却費		312,562
連結調整勘定償却額		10,171
持分法による投資損益()		5,718
貸倒引当金の増加額		82,688
債権売却損失引当金の増加額		65,706
賞与引当金の増加額		140
退職給付引当金の増加額		47,563
資金運用収益		1,816,908
資金調達費用		417,404
有価証券関係損益()		471,528
金銭の信託の運用損益()		4,003
為替差損益()		170,155
動産不動産処分損益()		33,301
リース資産処分損益()		1,505
特定取引資産の純増()減		1,253,569
特定取引負債の純増減()		569,881
貸出金の純増()減		2,472,161
預金の純増減()		2,024,876
譲渡性預金の純増減()		1,806,894
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		261,965
有利息預け金の純増()減		2,947,705
コールローン等の純増()減		1,280,173
債券貸借取引支払保証金の純増()減		1,039,276
コールマネー等の純増減()		902,660
コマーシャル・ペーパーの純増減()		979,700
債券貸借取引受入担保金の純増減()		1,632,445
外国為替(資産)の純増()減		42,144
外国為替(負債)の純増減()		99,013
普通社債の発行・償還による純増減()		457,319
信託勘定借の純増減()		5,953
資金運用による収入		1,956,975
資金調達による支出		464,798
その他の		100,004
小 計		5,579,686
法人税等の支払額		136,485
営業活動によるキャッシュ・フロー		5,443,200

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当連結会計年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		49,938,065
有価証券の売却による収入		37,711,992
有価証券の償還による収入		7,907,363
金銭の信託の増加による支出		14,622
金銭の信託の減少による収入		23,624
動産不動産の取得による支出		69,884
動産不動産の売却による収入		73,677
リース資産の取得による支出		336,512
リース資産の売却による収入		33,900
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		15,444
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		53
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,623,917
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入		165,000
劣後特約付借入金の返済による支出		286,500
劣後特約付社債・新株予約権付社債 の発行による収入		223,950
劣後特約付社債・新株予約権付社債 の償還による支出		565,522
株式等の発行による収入		495,300
配当金支払額		37,348
少数株主からの払込みによる収入		220
少数株主への配当金支払額		39,621
自己株式の取得による支出		7,875
自己株式の売却による収入		8,479
財務活動によるキャッシュ・フロー		43,919
現金及び現金同等物に係る換算差額		2,629
現金及び現金同等物の増加額		772,734
現金及び現金同等物の期首残高		2,128,742
連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		0
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		486
現金及び現金同等物の期末残高		2,900,991

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)										
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 170社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>										
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 43社 主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他98社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>										
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>9月末日</td> <td>5社</td> </tr> <tr> <td>10月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>62社</td> </tr> <tr> <td>1月末日</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>100社</td> </tr> </table>	9月末日	5社	10月末日	1社	12月末日	62社	1月末日	2社	3月末日	100社
9月末日	5社										
10月末日	1社										
12月末日	62社										
1月末日	2社										
3月末日	100社										

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)
	<p>(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、平成15年2月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 資本連結手続に関する事項	<p>当社は、平成14年12月2日に旧株式会社三井住友銀行により、同行の単独完全親会社として、株式移転制度を利用して設立されました。</p> <p>本件に関する資本連結手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」(日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第6号)に準拠し、企業集団の経済的実態には変化がないものとして持分プーリング法に準じた処理を行っております。</p>
5. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産及びリース資産</p> <p>当社及び連結子会社である三井住友銀行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、連結子会社である三井住友銀行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)</p>
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,324,459百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p> <p>一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p> <p>なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、(退職給付関係)に記載しております。</p>
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)</p>
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)
	<p>(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準</p> <p>リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。</p> <p>割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。</p>
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>連結子会社である三井住友銀行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、その他の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
7. 連結調整勘定の償却に関する事項	三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社に係る連結調整勘定は5年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように株式会社三井住友銀行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年5月30日大阪府条例第77号)(以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年3月25日大阪府条例第14号)(以下、「平成15年改正府条例」という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、株式会社三井住友銀行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。</p>

注 記 事 項

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
1.	有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式194,837百万円及び出資金1,479百万円を含んでおります。
2.	無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円であります。
3.	貸出金のうち、破綻先債権額は201,392百万円、延滞債権額は2,710,164百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4.	貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は130,353百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5.	貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,728,791百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6.	破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,770,700百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7.	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。
8.	担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産	
現金預け金	75,268百万円
特定取引資産	990,965百万円
有価証券	11,458,018百万円
貸出金	4,738,320百万円
その他資産(延払資産等)	1,140百万円
動産不動産	535百万円

当連結会計年度
(平成15年3月31日現在)

担保資産に対応する債務

預金	21,038百万円
コールマネー及び売渡手形	7,952,599百万円
売現先勘定	4,107,615百万円
債券貸借取引受入担保金	4,189,794百万円
特定取引負債	136,975百万円
借入金	2,885百万円
その他負債	18,548百万円
支払承諾	41,108百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,624,346百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は121,725百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,475,362百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが28,769,561百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は952,712百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,095,321百万円あります。

当連結会計年度
(平成15年3月31日現在)

11. 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である三井住友銀行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

12. 動産不動産の減価償却累計額は630,121百万円、リース資産の減価償却累計額は1,490,721百万円であります。

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金877,609百万円が含まれております。

14. 社債には、劣後特約付社債1,403,028百万円が含まれております。

15. 当社の発行済株式の総数

普通株式	5,796千株
第一種優先株式	67千株
第二種優先株式	100千株
第三種優先株式	800千株
第1回第四種優先株式	4千株
第2回第四種優先株式	4千株
第3回第四種優先株式	4千株
第4回第四種優先株式	4千株
第5回第四種優先株式	4千株
第6回第四種優先株式	4千株
第7回第四種優先株式	4千株
第8回第四種優先株式	4千株
第9回第四種優先株式	4千株
第10回第四種優先株式	4千株
第11回第四種優先株式	4千株
第12回第四種優先株式	4千株
第13回第四種優先株式	115千株

16. 連結会社および持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する当社の株式の数

普通株式	55千株
------	------

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
1.	その他経常収益には、株式等売却益54,004百万円を含んでおります。
2.	営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。
3.	その他の経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却507,624百万円を含んでおります。
4.	その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益であります。
5.	その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
1.	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	(金額単位 百万円)
	平成15年3月31日現在
	現金預け金勘定 3,442,523
	有利息預け金 541,532
	現金及び現金同等物 <u>2,900,991</u>
2.	株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
	株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。
	(金額単位 百万円)
	資産 191,318
	(うちリース資産 82,346)
	負債 150,698
	(うち借入金 96,817)
	少数株主持分 26,881
	連結調整勘定 <u>5,013</u>
	上記5社株式の取得価額 18,751
	上記5社現金及び現金同等物 3,306
	差引：上記5社取得のための支出 <u>15,444</u>

(リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) 借手側			
・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額			
	動産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円
取得価額相当額	17,591	253	17,844
減価償却累計額相当額	7,078	146	7,225
年度末残高相当額	10,512	106	10,618
・ 未経過リース料年度末残高相当額			
	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	3,020	7,328	10,348
・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
			3,738百万円
支払リース料			
減価償却費相当額			3,440百万円
支払利息相当額			279百万円
・ 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
・ 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。			

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日)
(至 平成15年3月31日)

(2) 貸手側

- ・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高

	動産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円
取得価額	1,949,522	503,639	2,453,161
減価償却累計額	1,203,855	273,477	1,477,332
年度末残高	<u>745,667</u>	<u>230,161</u>	<u>975,828</u>

- ・未経過リース料年度末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	312,772	702,955	1,015,727

- ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	374,816百万円
減価償却費	306,999百万円
受取利息相当額	70,330百万円

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

- ・未経過リース料

	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	18,646	101,035	119,681

(2) 貸手側

- ・未経過リース料

	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	233	482	716

なお、上記1.、2.に記載した貸手側の未経過リース料のうち108,886百万円を借入金等の担保に提供しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、財務諸表における注記事項として記載しております。

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,434,190	1,096

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち	
				益	損
国 債	311,391	315,414	4,023	4,023	
地 方 債	23,091	23,920	828	828	
社 債					
そ の 他	42,413	43,444	1,030	1,136	105
合 計	376,896	382,779	5,882	5,988	105

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
株 式	3,167,955	3,002,513	165,442	112,952	278,395
債 券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国 債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地 方 債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社 債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
そ の 他	4,479,136	4,502,770	23,634	42,897	19,263
合 計	21,671,106	21,640,463	30,643	272,943	303,587

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は494,815百万円であります。時価が「著しく下落し

た」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	37,709,925	231,862	190,364

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	4,105
その他	6,463
その他有価証券	
非上場外国証券	363,282
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	281,888
その他	137,050

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,482,943	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,635	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	355,161	2,886,041	765,581	880,974
合計	3,838,104	11,020,271	4,534,985	1,141,800

(金銭の信託関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	23,044	23,000	44	510	555

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
評価差額	30,758
その他有価証券	30,713
その他の金銭の信託	44
(+)繰延税金資産	2,004
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,754
(-)少数株主持分相当額	4,557
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	24,197

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力に最適なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っています。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

(金額単位 億円)

	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社にかかる計数であります。トレーディングは個別リスクを除いております。

信用リスク相当額(与信相当額)

(金額単位 億円)

区分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
金利スワップ	40,047
通貨スワップ	8,719
先物外国為替	9,506
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネットティング契約 による信用リスク削減効果	28,825
合計	31,636

(注) 1. 上記計数は、B I S 自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2. 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物				
	売 建	59,749,099	4,547,691	103,623	103,623
	買 建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売 建	1,230,739		76	76
買 建	600,964	205,802	99	99	
店頭	金利先渡契約				
	売 建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買 建	3,469,855	455,000	500	500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	3,040,142	3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売 建	1,720,503	798,669	35,707	35,707
	買 建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売 建	5,352,002	3,331,808	4,194	4,194
買 建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682	
店頭	フロア				
	売 建	317,281	207,279	7,673	7,673
	買 建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売 建	42,316	36,551	6,526	6,526
買 建	250,660	92,669	6,603	6,603	
合計			251,467	251,467	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は818百万円(利益)であります。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	39,389	39,389
	通貨スワップション				
	売 建	330,238	330,238	3,173	3,173
	買 建	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売 建	56,586	13,166	1,375	1,375
	買 建	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他の				
	売 建	15,310	2,855	153	153
買 建					
合 計			26,956	26,956	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は371百万円(利益)であります。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。
 (金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
		契約額等	
取引所	通貨先物		
	売 建		
	買 建		
	通貨オプション		
店頭	売 建		37,271,679
	買 建		
	通貨オプション		
	売 建		3,001,518
買 建		3,195,840	

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物				
	売				
	買				
	株式指数オプション				
	売				
	買				
店頭	有価証券店頭オプション				
	売	0		0	0
	買	0		0	0
	有価証券店頭指数等スワップ 株価指数変化率受取・短期変動金利支払 短期変動金利受取・株価指数変化率支払				
	その他				
	売	477		0	0
買	477		0	0	
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物				
	売 建	119,032		388	388
	買 建	129,712		67	67
	債券先物オプション				
	売 建	4,000		8	8
買 建					
店頭	債券店頭オプション				
	売 建	16,010	15,617	0	0
	買 建	4,719	3,125	0	0
	合計			463	463

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	31,049	27,358	1,607	1,607
	変動価格受取・固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
売 建	6,369	4,063	1,493	1,493	
買 建	6,369	4,063	1,521	1,521	
	合計			797	797

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	1,767	1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計			6,578	6,578

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の国内連結子会社は、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

また、連結子会社である三井住友銀行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
退職給付債務 (A)	1,164,570
年金資産 (B)	723,175
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	441,395
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	44,087
未認識数理計算上の差異 (E)	349,118
未認識過去勤務債務 (F)	53,218
連結貸借対照表計上額の純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	101,408
前払年金費用 (H)	
退職給付引当金 (G) - (H)	101,408

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。なお、一部の国内連結子会社は、厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。当連結会計年度末日において測定された年金資産の返還相当額は、23,906百万円でありませ

ず。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は27,306百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
勤務費用	26,163
利息費用	34,772
期待運用収益	32,219
会計基準変更時差異の費用処理額	23,158
数理計算上の差異の費用処理額	24,547
過去勤務債務の費用処理額	6,583
その他(臨時に支払った割増退職金等)	9,811
退職給付費用	79,650
厚生年金基金の代行部分返上益	4,413
計	75,237

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
(1) 割引率	1.7% ~ 3.0%
(2) 期待運用収益率	0% ~ 5.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしている)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年

(税効果会計関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金	952,503百万円
有価証券償却	569,077百万円
税務上の繰越欠損金	451,408百万円
貸出金償却	324,328百万円
退職給付引当金	112,694百万円
その他有価証券評価差額金	11,853百万円
減価償却費	10,042百万円
債権売却損失引当金	8,335百万円
その他	119,670百万円
繰延税金資産小計	2,559,913百万円
評価性引当額	540,074百万円
繰延税金資産合計	2,019,839百万円
繰延税金負債	
レバレッジドリース	48,754百万円
退職給付信託設定益	25,328百万円
子会社の留保利益金	10,614百万円
その他	22,969百万円
繰延税金負債合計	107,666百万円
繰延税金資産の純額	1,912,172百万円
2. 当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因 となった主な項目別の内訳	
当社の法定実効税率 (調整)	42.05%
評価性引当額	25.92%
全国一律外形標準課税導入に伴う税率変更	10.40%
その他	0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.93%
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額	
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて連結子会社である三井住友銀行の都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は63,905百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は64,127百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,618百万円減少しております。なお、上記のうち、連結子会社である三井住友銀行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62%から40.46%となり「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。</p> <p>なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,530,217	640,529	335,639	3,506,386		3,506,386
(2) セグメント間の内部経常収益	31,282	5,563	163,790	200,636	(200,636)	
計	2,561,499	646,093	499,429	3,707,023	(200,636)	3,506,386
経 常 費 用	3,130,721	622,237	447,163	4,200,122	(177,986)	4,022,136
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	569,221	23,855	52,265	493,099	(22,650)	515,749

資 産、 減 価 償 却 費 及 び 資 本 的 支 出						
資 産	102,058,264	1,789,697	6,158,720	110,006,682	(5,399,232)	104,607,449
減 価 償 却 費	73,505	329,478	18,908	421,892	1	421,894
資 本 的 支 出	85,829	319,716	30,145	435,690	29	435,720

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,373,529百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4. (税効果会計関係) 3.に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことにより、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について65,769百万円増加、「リース業」について753百万円、「その他事業」について1,109百万円それぞれ減少しております。

2. 所在地別セグメント情報

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,033,860	173,224	174,353	124,948	3,506,386		3,506,386
(2) セグメント間の内部経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	
計	3,100,110	221,966	206,498	151,860	3,680,435	(174,048)	3,506,386
経 常 費 用	3,804,777	149,894	134,985	82,652	4,172,309	(150,172)	4,022,136
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	704,666	72,071	71,512	69,208	491,873	(23,876)	515,749
資 産	96,909,941	6,138,645	2,167,625	2,647,964	107,864,176	(3,256,726)	104,607,449

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。
3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は3,373,529百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。
4. (税効果会計関係) 3.に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことにより、国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について63,905百万円増加しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

年 度 別	海 外 経 常 収 益	連 結 経 常 収 益	海外経常収益の連結 経常収益に占める割合
当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	472,525	3,506,386	13.5%

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2. 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(関連当事者との取引)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	106,577.05円
1株当たり当期純損失	84,324.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	

- (注) 1. 1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純損失	
当期純損失	465,359百万円
普通株主に帰属しない金額	15,921百万円
(うち優先配当額)	15,921百万円
普通株式に係る当期純損失	481,280百万円
普通株式の期中平均株式数	5,707千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	優先株式(1)
	新株予約権(2)
	連結子会社発行の新株予約権 6種類(3,130千株)
	連結子会社発行の2004年満期米ドル建転換社債 (額面総額8,660千\$)(3)

- 優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載しております。
 - 新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
 - 連結子会社発行の2004年満期米ドル建転換社債は当連結会計年度に償還しております。
2. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、当連結会計年度は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものではありません。

連結附属明細表

ア.社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(注)1	担保	償還期限	摘要
株式会社三井住友銀行	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年10月～ 平成13年1月		百万円 596,116	1.09%～ 1.40%	なし	平成16年10月～ 平成18年1月	(注)2
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年11月～ 平成12年9月		317,656 [30,000]	0.82%～ 1.74%	なし	平成15年5月～ 平成19年5月	(注)3,5
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日		20,000	1.385%	なし	平成25年3月19日	
	第8回～第16回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成15年3月		893,961	0.51%～ 0.92%	なし	平成18年4月～ 平成20年4月	
	2012年3月6日満期 ユ-口円建社債	平成12年3月6日		5,000	3.00%	なし	平成24年3月6日	
	2003年11月10日～2005年9月26日満期 米ドル建社債	平成11年11月～ 平成13年9月		144,240 (1,200,000千\$) [60,100]	4.32%～ 6.10%	なし	平成15年11月～ 平成17年9月	(注)5,6
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日		50,000	2.33%	なし	平成22年9月20日	
	第2回～第5回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成14年6月		190,000	1.95%～ 2.62%	なし	平成22年6月～ 平成24年6月	
	2008年9月30日～2017年3月14日満期 ユ-口円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成15年3月		215,700	0.6125% ～2.72%	なし	平成20年9月～ 平成29年3月	
	ユ-口円建永久社債(劣後特約付)	平成14年10月～ 平成15年3月		71,100	1.6775% ～2.36%	なし	定めず	
	2009年3月30日～2012年6月15日満期 米ドル建社債(劣後特約付)	平成11年3月～ 平成14年6月		108,059 (899,000千\$)	5.93%～ 8.10%	なし	平成21年3月～ 平成24年6月	(注)6
*1	連結子会社普通社債	平成9年9月～ 平成15年2月		141,293 [69,100]	0%～ 3.15%	なし	平成15年4月～ 平成24年3月	(注)4,5
*2	連結子会社普通社債	平成11年7月27日		1,209 (10,000千\$)	6.60%	なし	平成16年7月27日	(注)4,6
*3	連結子会社普通社債	平成12年10月31日		113 (2,000千\$)	7.00%	なし	平成17年10月31日	(注)4,6
*4	連結子会社普通社債	平成11年6月～ 平成14年8月		48,504 [18,585]	0.08%～ 10.00%	なし	平成15年1月～ 平成34年8月	(注)4,5
*5	連結子会社普通社債	平成9年9月～ 平成13年12月		8,145 (68,000千\$)	2.05%～ 7.35%	なし	平成17年6月～ 平成23年6月	(注)4,6
*6	連結子会社普通社債	平成11年5月～ 平成14年10月		4,484	4.35%～ 5.61%	なし	平成16年5月～ 平成25年7月	(注)4
*7	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成6年9月～ 平成12年9月		636,660	0%～ 5.98%	なし	平成17年3月～ 定めず	(注)4
*8	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成10年6月～ 平成12年2月		129,215 (1,075,000千\$)	2.86%～ 8.50%	なし	平成21年6月～ 定めず	(注)4,6
*9	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成10年10月		2,293	5.49%～ 7.50%	なし	定めず	(注)4
	合計			3,583,754				

- (注) 1. 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。
2. 第1回、第2回、第3回、第4回、第5回及び第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
3. 第1回2号、第2回2号、第3回2号、第4回2号、第5回2号及び第6回2号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
4. * 1は国内連結子会社三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社の発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 2は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した米ドル建て普通社債であります。
 * 3は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した豪ドル建て普通社債であります。
 * 4は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 5は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 6は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
 * 7は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 8は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 9は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
5. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
6. 「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
7. 連結会社の各決算日等後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(金額単位 百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
177,785	399,921	630,049	411,024	429,088

イ.借入金等明細表

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借 用 金		2,580,135	1.81		
再 割 引 手 形					
借 入 金		2,580,135	1.81	平成15年1月～ 定めず	

(注) 1. 「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 連結会社の各決算日等後5年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借 入 金	852,139	424,176	287,872	108,200	111,601

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
コマーシャル・ペーパー		187,800	0.19		

(2) そ の 他

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月27日

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本	繁	印
代表社員 関与社員	公認会計士	大	東	正 躬	印
関与社員	公認会計士	高	波	博 之	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成14年12月2日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

平成15年 6月27日

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ

取締役社長 西 川 善 文 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 岩 本 繁 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 大 東 正 躬 ⑩

関与社員 公認会計士 高 波 博 之 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本総合研究所の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が株式会社日本総合研究所の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当事業年度より重要な会計方針及び追加情報の注記に記載のとおり、その他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、同会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当 事 業 年 度 (平成15年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比
流 動 資 産			%
現 金 及 び 預 金	3	64,725	
繰 延 税 金 資 産		35	
未 収 収 益		315	
未 収 還 付 法 人 税 等		40,976	
そ の 他		55	
流 動 資 産 合 計		106,108	3.1
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産	1		
建 物		0	
有 形 固 定 資 産 合 計		0	0.0
無 形 固 定 資 産			
ソ フ ト ウ ェ ア		26	
無 形 固 定 資 産 合 計		26	0.0
投 資 そ の 他 の 資 産			
関 係 会 社 株 式		3,260,957	
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2	40,000	
繰 延 税 金 資 産		5,227	
そ の 他		0	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		3,306,185	96.9
固 定 資 産 合 計		3,306,213	96.9
繰 延 資 産			
創 立 費		1,207	
繰 延 資 産 合 計		1,207	0.0
資 産 の 部 合 計		3,413,529	100.0

(負債及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当 事 業 年 度 (平成15年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比
流 動 負 債			%
短期借入金 3		256,501	
未払費用		651	
未払法人税等		1	
未払事業所税		1	
未払消費税等		106	
賞与引当金		83	
その他		96	
流動負債合計		257,442	7.5
負債の部合計		257,442	7.5
資 本 金 4		1,247,650	36.6
資本剰余金			
資本準備金		1,747,266	
資本剰余金合計		1,747,266	51.2
利益剰余金			
利益準備金		496	
任意積立金		30,420	
別途積立金		30,420	
当期末処分利益		130,605	
利益剰余金合計		161,521	4.7
自己株式 5		351	0.0
資本の部合計		3,156,086	92.5
負債及び資本の部合計		3,413,529	100.0

損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年度別	当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日) (至 平成15年3月31日)	
		金 額	百分比
営 業 収 益		131,519	100.0
関係会社受取配当金		128,265	
関係会社受入手数料		3,124	
関係会社貸付金利息		128	
営 業 費 用		971	0.7
販売費及び一般管理費 2		971	
そ の 他		0	
営 業 利 益		130,547	99.3
営 業 外 収 益		13	0.0
受 取 利 息 1		9	
受 入 手 数 料		4	
営 業 外 費 用		10,926	8.3
支 払 利 息		176	
創 立 費 償 却		301	
新 株 発 行 費		9,994	
支 払 手 数 料		73	
そ の 他		380	
経 常 利 益		119,634	91.0
税引前当期純利益		119,634	91.0
法人税、住民税及び事業税		156	0.1
法人税等調整額		5,259	3.9
当 期 純 利 益		124,738	94.8
合併による未処分利益受入額		5,867	
当 期 未 処 分 利 益		130,605	

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	当 事 業 年 度 (株主総会承認日) (平成15年6月27日)
当 期 未 処 分 利 益		130,605
利 益 処 分 額		33,306
第 一 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき10,500円)	703
第 二 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき28,500円)	2,850
第 三 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき13,700円)	10,960
第 1 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 2 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 3 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 4 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 5 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 6 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 7 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 8 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 9 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 10 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 11 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 12 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき19,500円)	81
第 13 回 第 四 種 優 先 株 式 配 当 金	(1株につき3,750円)	431
普 通 株 式 配 当 金	(1株につき3,000円)	17,385
次 期 繰 越 利 益		97,298

重要な会計方針

	当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日) (至 平成15年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。また、創立費については資産として計上し、商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)附則第3条第1項によりなおその効力を有するものとされる旧商法第286条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

当 事 業 年 度 (平成15年 3月31日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	0百万円
2. 劣後特約付貸付金	
関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	
3. 関係会社に対する資産及び負債	
預金	64,646百万円
短期借入金	256,501百万円
4. 会社が発行する株式の総数	
普通株式	15,000千株
第一種優先株式	67千株
第二種優先株式	100千株
第三種優先株式	800千株
第四種優先株式	250千株
第五種優先株式	250千株
第六種優先株式	300千株
発行済株式の総数	
普通株式	5,796千株
第一種優先株式	67千株
第二種優先株式	100千株
第三種優先株式	800千株
第1回第四種優先株式	4千株
第2回第四種優先株式	4千株
第3回第四種優先株式	4千株
第4回第四種優先株式	4千株
第5回第四種優先株式	4千株
第6回第四種優先株式	4千株
第7回第四種優先株式	4千株
第8回第四種優先株式	4千株
第9回第四種優先株式	4千株
第10回第四種優先株式	4千株
第11回第四種優先株式	4千株
第12回第四種優先株式	4千株
第13回第四種優先株式	115千株
5. 自己株式	
当社が保有する自己株式の数は、普通株式963.57株であります。	
6. 配当制限	
当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、一営業年度において下記の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。	
第一種優先株式	1株につき10,500円
第二種優先株式	1株につき28,500円
第三種優先株式	1株につき13,700円
第四種優先株式	1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額
第五種優先株式	1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額
第六種優先株式	1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議をもって定める額

(損益計算書関係)

当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)	
1. 関係会社との取引 受取利息	9百万円
2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当	312百万円
土地建物機械賃借料	112百万円
広告宣伝費	241百万円
委託費	91百万円
賞与引当金繰入額	83百万円

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

当事業年度(平成15年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
子会社株式	1,186,226百万円
税務上の繰越欠損金	5,947百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	1,192,210百万円
評価性引当額	1,186,947百万円
繰延税金資産合計	5,263百万円
繰延税金資産の純額	5,263百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	42.05%
(調整)	
受取配当金益金不算入	65.47%
評価性引当額	18.23%
その他	0.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.27%

(1 株当たり情報)

	当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日) (至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	231,899.30円
1株当たり当期純利益	18,918.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15,691.82円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当 事 業 年 度 (自 平成14年12月2日) (至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益	124,738百万円
普通株主に帰属しない金額	15,921百万円
(うち優先配当額)	15,921百万円
普通株式に係る当期純利益	108,816百万円
普通株式の期中平均株式数	5,751千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	15,921百万円
(うち優先配当額)	15,921百万円
普通株式増加数	2,197千株
(うち優先株式)	2,197千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類() (新株予約権の数1,620個)

新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成14年12月2日 至 平成15年3月31日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものはありません。

附属明細表

a. 有価証券明細表

該当ありません。

b. 有形固定資産等明細表

(金額単位 百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引 当期末残高	摘要
						当期償却額		
有形 固定 資産	建物	0		0	0	0	0	
	計	0		0	0	0	0	
無形 固定 資産	ソフトウェア	28		28	1	1	26	
	計	28		28	1	1	26	
繰延 資産	創立費	1,509		1,509	301	301	1,207	
	計	1,509		1,509	301	301	1,207	

c. 資本金等明細表

(金額単位 百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要	
資 本 金	1,000,000	247,650		1,247,650		
うち既発行株式	普通株式	(5,709,424.39株)	(86,576.53株)	(株)	(5,796,000.92株)	(注)1,3,4
	第一種優先株式	(67,000株)	(株)	(株)	(67,000株)	(注)1
	第二種優先株式	(100,000株)	(株)	(株)	(100,000株)	(注)1
	第三種優先株式	(800,000株)	(株)	(株)	(800,000株)	(注)1
	第1回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第2回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第3回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第4回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第5回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第6回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第7回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第8回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第9回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第10回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第11回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
	第12回第四種優先株式	(株)	(4,175株) 6,262	(株)	(4,175株) 6,262	(注)2
第13回第四種優先株式	(株)	(115,000株) 172,500	(株)	(115,000株) 172,500	(注)2	
計	(6,676,424.39株) 1,000,000	(251,676.53株) 247,650	(株)	(6,928,100.92株) 1,247,650	(注)2	
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金		247,650		247,650	(注)2
	商法第288条ノ2第1項第 3号による資本準備金	1,496,547			1,496,547	
	合 併 差 益		3,069		3,069	(注)3
	(その他資本剰余金)					
	計	1,496,547	250,719		1,747,266	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)		496		496	(注)3
	(任意積立金) 別途積立金		30,420		30,420	(注)3
	計		30,916		30,916	

(注) 1. 普通株式、第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式の資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため株式数のみ記載しております。

2. 当期増加額は、第三者割当増資によるものであります。

3. 当期増加額は、株式会社日本総研ホールディングズとの合併によるものであります。
4. 期末における自己株式数は、963.57株であります。

d. 引当金明細表

(金額単位 百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当 期 減 少 額		当期末残高	摘 要
			目 的 使 用	そ の 他		
賞 与 引 当 金		83			83	

合併により消滅した株式会社日本総研ホールディングズ(旧株式会社日本総合研究所)の財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	前 事 業 年 度 (平成14年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比
			%
流 動 資 産			
1. 現 金 及 び 預 金	1	10,594	
2. 受 取 手 形		3	
3. 売 掛 金	1	12,284	
4. 商 品		80	
5. 仕 掛 品		1,947	
6. 貯 蔵 品		71	
7. 前 渡 金		262	
8. 前 払 費 用		509	
9. 繰 延 税 金 資 産		1,695	
10. 短 期 貸 付 金	1	220	
11. そ の 他		480	
12. 貸 倒 引 当 金		27	
流動資産合計		28,124	30.7
固 定 資 産			
1. 有 形 固 定 資 産			
(1) 建 物		8,662	
減 価 償 却 累 計 額		3,890	4,772
(2) 機 械 及 び 装 置		6,649	
減 価 償 却 累 計 額		5,624	1,025
(3) 器 具 及 び 備 品		1,514	
減 価 償 却 累 計 額		1,034	480
(4) 土 地			1,853
有形固定資産合計			8,131
2. 無 形 固 定 資 産			
(1) ソ フ ト ウ ェ ア			2,483
(2) そ の 他			257
無形固定資産合計			2,741
3. 投 資 そ の 他 の 資 産			
(1) 投 資 有 価 証 券	2	37,748	
(2) 関 係 会 社 株 式		7,853	
(3) 従 業 員 長 期 貸 付 金		43	
(4) 更 生 債 権 等		39	
(5) 長 期 前 払 費 用		25	
(6) 繰 延 税 金 資 産		2,550	
(7) 敷 金 及 び 保 証 金		4,162	
(8) そ の 他		421	
(9) 貸 倒 引 当 金		109	
投資その他の資産合計		52,737	57.4
固定資産合計		63,610	69.3
資 産 合 計		91,734	100.0

(負債及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	前 事 業 年 度 (平成14年3月31日現在)	
		金 額	構 成 比
流 動 負 債			%
1. 買 掛 金	1	5,429	
2. 短 期 借 入 金	1	7,370	
3. 1年以内返済予定の 長期借入金	2	924	
4. 1年以内返済予定の 関係会社長期借入金		243	
5. 未 払 金	1	2,587	
6. 未 払 費 用	1	561	
7. 未 払 法 人 税 等		7,185	
8. 未 払 消 費 税 等		312	
9. 前 受 金	1	840	
10. 賞 与 引 当 金		2,560	
11. そ の 他	1	226	
流 動 負 債 合 計		28,242	30.8
固 定 負 債			
1. 長 期 借 入 金	2	7,937	
2. 関係会社長期借入金		16,543	
3. 退職給付引当金		4,686	
4. そ の 他		311	
固 定 負 債 合 計		29,478	32.1
負 債 合 計		57,721	62.9
資 本 金	4	3,000	3.3
資 本 準 備 金		69	0.1
利 益 準 備 金		475	0.5
そ の 他 の 剰 余 金			
1. 任 意 積 立 金			
(1) プログラム等準備金		26	
(2) 別 途 積 立 金		17,420	
2. 当 期 未 処 分 利 益		13,714	
そ の 他 の 剰 余 金 合 計		31,160	34.0
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		692	0.8
資 本 合 計		34,012	37.1
負 債 ・ 資 本 合 計		91,734	100.0

損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	前 事 業 年 度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日)	
		金 額	百分比
			%
売 上 高	1		
1. 情報関連売上高		63,281	
2. 商品売上高		4,149	100.0
売上原価	3		47,932
売上総利益			19,498
販売費及び一般管理費	2,3		11,994
営業利益			7,503
営業外収益			
1. 受取利息		8	
2. 受取配当金	1	2,514	
3. 雑収入		162	2,685
営業外費用			
1. 支払利息	1	416	
2. 為替差損		55	
3. 雑損失		59	531
経常利益			9,657
特別利益			
1. 関係会社株式売却益		15,948	
2. その他		122	16,071
特別損失			
1. 賞与調整一時金		960	
2. 固定資産売却損	4	667	
3. 固定資産除却損	5	187	
4. 投資有価証券評価損		267	
5. 関係会社株式評価損		547	
6. リース解約金		890	
7. 退職給付会計基準 変更時差異償却		302	
8. その他		22	3,845
税引前当期純利益			21,883
法人税、住民税及び事業税		9,864	
法人税等調整額		935	8,929
当期純利益			12,953
前期繰越利益			760
当期末処分利益			13,714

売上原価明細書

(金額単位 百万円)

科 目	年度別	前事業年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)	
		金額	構成比
(製品原価明細書)			%
労務費		14,531	32.5
外注費		15,082	33.8
経費		15,078	33.7
当期総製造費用		44,691	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,998	
営業譲受による仕掛品受入高		20	
吸収分割による仕掛品受入高		270	
計		46,980	
他勘定からの振替高	1	114	
他勘定への振替高	2	922	
期末仕掛品たな卸高		1,947	
製造原価		44,224	
(商品原価明細書)			
期首商品たな卸高		28	
当期商品仕入高		3,760	
期末商品たな卸高		80	
商品原価		3,707	
売上原価		47,932	

- (注) 1 他勘定からの振替高の内容は次のとおりです。
 ソフトウェアからの振替高 114百万円
- 2 他勘定への振替高の内容は次のとおりです。
 販売費及び一般管理費への振替高 12百万円
 ソフトウェアへの振替高 909百万円
- 3 原価計算の方法
 当社の原価計算は、個別原価計算によっております。

キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

年度別 科 目	前事業年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 税引前当期純利益	21,883
2. 減価償却費	1,715
3. 未払賞与の減少額	1,311
4. 賞与引当金の増加額	2,560
5. 退職給付引当金の増加額	479
6. 受取利息及び受取配当金	2,522
7. 支払利息	416
8. 投資有価証券評価損	267
9. 関係会社株式売却益	15,948
10. 関係会社株式評価損	547
11. 固定資産の除売却損	854
12. 売上債権の減少額	1,751
13. たな卸資産の増加額	731
14. 仕入債務の減少額	1,242
15. その他資産・負債の増減額	2,139
16. 未払消費税等の減少額	148
17. その他	64
小計	10,776
18. 利息及び配当金の受取額	2,522
19. 利息の支払額	401
20. 法人税等の支払額	5,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,299
投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 有形固定資産の取得による支出	1,725
2. 有形固定資産の売却による収入	548
3. 無形固定資産の取得による支出	551
4. 投資有価証券の取得による支出	28,098
5. 関係会社株式の売却による収入	17,324
6. 関係会社株式の取得による支出	595
7. 短期貸付による支出	140
8. 長期貸付金の回収による収入	100
9. その他投資の売却による収入	377
10. その他投資の取得による支出	446
11. 営業譲受による支出	75
12. その他	68
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 短期借入金の減少額	940
2. 長期借入れによる収入	2,400
3. 長期借入金の返済による支出	4,025
4. 関係会社長期借入れによる収入	12,150
5. 関係会社長期借入金の返済による支出	268
6. 配当金の支払額	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,116
現金及び現金同等物に係る換算差額	11
現金及び現金同等物の増加額	3,215
現金及び現金同等物の期首残高	6,523
吸収分割による現金及び現金同等物の増加額	856
現金及び現金同等物の期末残高	10,594

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	
	前 事 業 年 度 (株主総会承認日) (平成14年6月21日)	
当 期 未 処 分 利 益		13,714
任 意 積 立 金 取 崩 額		
プ ロ グ ラ ム 等 準 備 金 取 崩 額	21	21
合 計		13,736
利 益 処 分 額		
1. 利 益 準 備 金	20	
2. 配 当 金 (1 株 に つ き 50 円)	206	
3. 任 意 積 立 金		
別 途 積 立 金	13,000	13,226
次 期 繰 越 利 益		509

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成13年4月1日) (至 平成14年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については期末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額金については、全部資本直入法により処理しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品については、個別法による原価法、商品及び貯蔵品については、移動平均法による原価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 機械及び装置 3年～10年 器具及び備品 3年～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、残存有効期間(3年)による定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については過去の貸倒実績率を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)	
1. 金融商品会計	<p>当期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価方法について金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して「その他有価証券評価差額金」が692百万円計上されたほか、「投資有価証券」が1,193百万円減少し、「繰延税金資産」が501百万円増加しております。</p>
2. 賞与引当金の表示方法	<p>従業員賞与の未払計上額については、従来、「未払費用」に計上していましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報NO.15)により、当期から「賞与引当金」として表示しております。この変更により、「未払費用」が2,560百万円減少し、「賞与引当金」が同額増加しております。</p>
3. 賞与の支給対象期間の変更	<p>従来、下期賞与の支給期間を7月1日から12月31日まで、上期賞与の支給対象期間を翌年1月1日から6月30日までとしておりましたが、当事業年度より各々、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までに変更いたしました。</p> <p>この変更により、特別損失に「賞与調整一時金」960百万円を計上したため、従来の支給対象期間によった場合に比べ、税引前当期純利益が同額減少しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成14年3月31日現在)											
1. 関係会社に対する資産及び負債	<p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>10,529百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>1,592百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>210百万円</td> </tr> <tr> <td>短期借入金</td> <td>6,570百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(流動負債)</td> <td>921百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	10,529百万円	売掛金	1,592百万円	短期貸付金	210百万円	短期借入金	6,570百万円	その他(流動負債)	921百万円
現金及び預金	10,529百万円										
売掛金	1,592百万円										
短期貸付金	210百万円										
短期借入金	6,570百万円										
その他(流動負債)	921百万円										
2. 担保に供している資産は次のとおりであります。											
担保に供している資産											
投資有価証券	405百万円										
担保資産に対応する債務											
1年以内返済予定の長期借入金	24百万円										
長期借入金	37百万円										
3. 保証債務											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証先</th> <th>金額(百万円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>793</td> <td>住宅資金借入債務</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	金額(百万円)	内容	従業員	793	住宅資金借入債務				
保証先	金額(百万円)	内容									
従業員	793	住宅資金借入債務									
4. 会社が発行する株式の総数											
普通株式	8,000千株										
発行済株式の総数											
普通株式	4,122千株										

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成13年4月1日) (至平成14年3月31日)	
1. 関係会社との取引	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
売上高	18,201百万円
受取配当金	2,414百万円
支払利息	241百万円
2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額	
給与手当	5,416百万円
賞与引当金繰入額	861百万円
退職給付費用	212百万円
福利厚生費	771百万円
委託費	745百万円
賃借料	1,487百万円
減価償却費	479百万円
貸倒引当金繰入額	7百万円
販売費に属する費用のおおよその割合	37%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	63%
3. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費は1,068百万円でありま す。	
4. 固定資産売却損の内訳	
土地	548百万円
建物	112百万円
その他	7百万円
計	667百万円
5. 固定資産除却損の内訳	
建物	69百万円
機械及び装置	58百万円
ソフトウェア	50百万円
その他	8百万円
計	187百万円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前 事 業 年 度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月 31日)	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成14年 3月 31日現在	
現金及び預金勘定	10,594百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金	百万円
現金及び現金同等物	<u>10,594百万円</u>
2. 営業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳	
当事業年度に㈱さくら総合研究所(現 エスエムビーシーコンサルティング㈱)から営業譲渡を受けた調査部門の資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。	
(平成13年 4月 1日現在)	
流動資産	25百万円
固定資産	77百万円
資産合計	<u>103百万円</u>
流動負債	11百万円
固定負債	18百万円
負債合計	<u>29百万円</u>
3. 重要な非資金取引の内容	
当事業年度にエスエムビーシーコンサルティング㈱のコンサルティング部門を吸収分割により、事業統合いたしました。承継した主な資産及び負債は次のとおりであります。	
(平成13年12月 1日現在)	
流動資産	1,164百万円
固定資産	289百万円
資産合計	<u>1,454百万円</u>
流動負債	312百万円
固定負債	73百万円
負債合計	<u>385百万円</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) 借手側			
・リースの物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	機械及び装置	ソフトウェア	合計
	百万円	百万円	百万円
取得価額相当額	11,261	2,240	13,502
減価償却累計額相当額	5,839	1,454	7,293
期末残高相当額	5,421	786	6,208
・未経過リース料期末残高相当額			
	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	2,660	4,511	7,172
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
			3,193百万円
支払リース料			
減価償却費相当額			2,773百万円
支払利息相当額			392百万円
・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			
(2) 貸手側			
・未経過リース料期末残高相当額			
	1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円
	258	286	544
上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末相当額であります。			
なお、概ね同一条件で転貸しておりますので、ほぼ同額の残高が上記の借手側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。			

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	前事業年度(平成14年3月31日現在)				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち	
				益	損
株式	8,819	7,626	1,193	794	1,987
(うち関係会社)	(344)	(344)	()	()	()

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4. 時価評価されていない有価証券

(金額単位 百万円)

	貸借対照表計上額
(1) 関係会社株式	7,508
(2) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	30,467

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
また、総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度 (平成14年3月31日現在)
退職給付債務 (A)	6,242
年金資産 (B)	
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,242
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	907
未認識数理計算上の差異 (E)	648
未認識過去勤務債務 (F)	
貸借対照表計上額の純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	4,686
前払年金費用 (H)	
退職給付引当金 (G) - (H)	4,686

(注) 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は4,790百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
勤務費用	473
利息費用	185
期待運用収益	
会計基準変更時差異の費用処理額	302
数理計算上の差異の費用処理額	1
過去勤務債務の費用処理額	
退職給付費用	960

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	前事業年度 (平成14年3月31日現在)
(1) 割引率	2.5%
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしている)
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	5年

(税効果会計関係)

前事業年度 (自平成13年4月1日) (至平成14年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,470百万円
賞与引当金	924百万円
未払事業税	702百万円
関係会社株式	531百万円
その他有価証券評価差額金	501百万円
その他	837百万円
繰延税金資産小計	4,969百万円
評価性引当額	719百万円
繰延税金資産合計	4,249百万円
繰延税金負債	
プログラム等準備金	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産の純額	4,246百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の項目内訳についてはその差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。	

(関連当事者との取引)

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱三井住友銀行	東京都 千代田区	1,326,746	銀行業	(所有) 直接 0.01 (被所有) 直接 4.85 間接 49.28		資金の借入等	資金の借入	16,841	短期借入金	4,650
								借入金利息の 支払		一年以内返済予定の 関係会社長期借入金	243
										関係会社長期借入金	16,543
								従業員借入に 対する保証	未払費用	28	
								有価証券の取得	前払費用	3	
その他の 関係会社	三井住友カード㈱	大阪市 中央区	79,115	クレジット カード業	(所有) 直接 5.35 (被所有) 直接 21.83 間接 1.09		ソフトウェア 開発及び処理 受託	ソフトウェア 開発関連の売 上	9,930	売掛金	1,062
								支払リース料	2,361	買掛金	261
	未経過リース 料期末残高相 当額	6,220									
	支払利息相当 額	308									
三井住友銀リース㈱	大阪市 中央区	57,600	リース業	(所有) 直接 9.54 (被所有) 直接 22.80		機械及び装置 等のリース	支払リース料	2,361	買掛金	261	
							未経過リース 料期末残高相 当額	6,220			
支払利息相当 額	308										

- (注) 1. 上記の取引金額には、消費税等を含んでおりません。
 2. 資金の借入条件について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 3. ㈱三井住友銀行にかかる保証は、従業員の住宅ローンを保証していることによるものであります。
 4. 有価証券の取得は、さくら信用保証㈱(現エスエムピーシー信用保証㈱)株式を取得したもので、購入価格は第三者の算定した評価額により決定しております。
 5. ソフトウェア開発関連の売上については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件毎に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
 6. 三井住友カード㈱及び三井住友銀リース㈱については法人主要株主等及び兄弟会社等に該当していません。
 7. リース料については、提示された見積りを他社により入手した見積りとの比較の上、交渉により決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ジェイス	東京都 豊島区	210	電算機運用 管理、シス テム開発、 処理受託	(所有) 直接 100	3	資金借入、当 社内における システム開発 及び保守・運 用の委託など	資金の借入	1,920	短期借入金	1,920
								借入金利息の 支払	34		
関連会社	エスエムピーシー コンサルティング㈱	東京都 新宿区	1,100	情報提供 サービス業	(所有) 直接 25.00 (被所有) 直接 2.97	1	営業部門受入	吸収分割	1,454	承継資産 合計	385
								承継負債 合計			

- (注) 1. 上記の取引金額には、消費税等を含んでおりません。
 2. 資金の借入条件について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 3. 吸収分割については、エスエムピーシーコンサルティング㈱のコンサルティング部門に関する営業を承継したものであり、分割に際して当社からエスエムピーシーコンサルティング㈱に対して新株式122,692株を発行し、そのすべてを割当交付しております。
 なお、その算定方法については、第三者の算定結果を参考にしてエスエムピーシーコンサルティング㈱及び当社で協議の上、決定しております。

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エスエムピーシー 担当証券㈱	東京都 中央区	18,182	担当証券業			有価証券売却	有価証券の 売却 売却代金 売却益	17,149 15,869		
親会社の子会社	エスエムピーシー 信用保証㈱	東京都 港区	87,720	信用保証業	(所有) 直接 17.50 (被所有) 間接 1.09		出資	増資の引受	25,375		
親会社の子会社	㈱関西銀行	大阪市 中央区	32,500	銀行業	(所有) 直接 3.17		資金の借入	資金の借入 借入金利息の 支払	600 21	長期借入金 未払費用	1,100 1

- (注) 1. 上記の取引金額には、消費税等を含んでおりません。
 2. 有価証券の売却は、三井住友カード㈱の株式を売却したもので、売却価格は第三者の算定した評価額により決定しております。
 3. 増資の引受価格は、第三者の算定した評価額により決定しております。
 4. 資金の借入条件について、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
1株当たり純資産額	8,250.18円
1株当たり当期純利益	3,205.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

重要な後発事象について記載すべき重要なものはありません。

附属明細表

前事業年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

a. 有価証券明細表

(株式)

(金額単位 百万円)

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額
投資 有価 証券	エスエムピーシー信用保証(株)	5,332,075	28,038
	大正製薬(株)	1,600,000	3,246
	(株)関西銀行	12,890,800	1,789
	エスエムピーシーファイナンス(株)	2,000,000	1,010
	大和住銀投信投資顧問(株)	165,000	772
	(株)インターネットイニシアティブ	300	453
	住友石炭鉱業(株)	7,659,000	390
	明光ナショナル証券(株)	1,112,309	364
	(株)レンゴー	1,000,000	345
	住商エレクトロニクス(株)	211,500	256
	ビットワレット(株)	4,000	200
	(株)ダイエーオーエムシー	572,000	193
	(株)クオーク	271,200	162
	住友建設(株)	2,187,000	124
	(株)いずみコーポレーション	30,000	66
	田辺製薬(株)	40,000	45
	大阪メディアポート(株)	800	40
	住友原子力工業(株)	15,138	32
	その他 29銘柄	257,704	216
	合計		35,348,826

b.有形固定資産等明細表

(金額単位 百万円)

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却累計額		差引 当期末 残高	
					当期 償却額	当期 償却額		
有形固定資産	建物	7,920	1,449	707	8,662	3,890	436	4,772
	機械及び装置	6,854	352	556	6,649	5,624	475	1,025
	器具及び備品	1,369	151	6	1,514	1,034	85	480
	土地	2,802		949	1,853			1,853
	計	18,948	1,953	2,220	18,680	10,548	997	8,131
無形固定資産	ソフトウェア	8,030	1,567	277	9,320	6,836	707	2,483
	その他	407	0	43	365	107	10	257
	計	8,438	1,568	321	9,685	6,944	718	2,741
長期前払費用	217	5	5	216	190	10	25	

(注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、(株)さくら総合研究所(現エスエムピーシーコンサルティング(株))からの調査部門営業譲受で譲受けた建物取得額72百万円、エスエムピーシーコンサルティング(株)のコンサルティング部門の吸収分割により承継した建物取得額32百万円及び溝ノ口センターの電源工事304百万円であります。

2. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、販売用ソフトウェア539百万円であります。

3. 土地の当期減少額は、土佐堀ビルの売却949百万円であります。

c.借入金等明細表

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,310	7,370	1.20	
1年以内返済予定の長期借入金	4,025	924	1.59	
1年以内返済予定の関係会社長期借入金	234	243	5.39	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	6,462	7,937	1.59	自平成15年4月至平成18年7月
関係会社長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	4,629	16,543	1.60	自平成15年4月至平成24年4月
その他の有利子負債				
計	23,661	33,019		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及び関係会社長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額。

(金額単位 百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	524	2,412	2,600	2,400
関係会社長期借入金	2,939	624	794	12,043

d . 資本金等明細表

(金額単位 百万円)

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資 本 金		2,000	1,000		3,000	
うち既発行株式	普 通 株 式	(4,000,000株) 2,000	(122,692株) 1,000	(株)	(4,122,692株) 3,000	(注) 1
	計	(4,000,000株) 2,000	(122,692株) 1,000	(株)	(4,122,692株) 3,000	
資本準備金及び その他の資本剰余金	(資本準備金)					
	株式払込剰余金		69		69	(注) 1
	(その他の資本剰余金)					
	計		69		69	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	455	20		475	(注) 2
	(任意積立金)					
	プログラム等準備金	82		56	26	(注) 2
	別途積立金	9,420	8,000		17,420	(注) 2
	計	9,958	8,020	56	17,921	

- (注) 1. エスエムビーシーコンサルティング㈱のコンサルティング部門の吸収分割に伴う株式発行によるものであります。
2. 前期決算の利益処分によるものであります。

e . 引当金明細表

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			使用目的	その他		
貸 倒 引 当 金	143	16	10	12	136	(注) 1 , 2
賞 与 引 当 金		2,560			2,560	

- (注) 1. 貸倒引当金の当期減少額「その他」12百万円は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 貸倒引当金の当期増加額のうち4百万円は、エスエムビーシーコンサルティング㈱のコンサルティング部門の吸収分割に伴う増加であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

当社の主な資産及び負債の内容は、以下のとおりであります。

流動資産

現金及び預金

(金額単位 百万円)

区分		金額
現金		0
預金	当座預金	37,317
	譲渡性預金	26,000
	その他の預金	1,407
	計	64,725
合計		64,725

固定資産

関係会社株式

(金額単位 百万円)

区分	金額
株式会社三井住友銀行	2,755,704
三井住友カード株式会社	170,595
三井住友銀リース株式会社	143,403
株式会社日本総合研究所	20,000
大和証券エスエムビーシー株式会社	163,204
大和住銀投信投資顧問株式会社	8,049
エスエムエフシー・ホールディングズ (ケイマン)リミテッド (SMFC Holdings (Cayman) Limited)	0
計	3,260,957

流動負債

短期借入金

(金額単位 百万円)

区分	金額
株式会社三井住友銀行	256,501
計	256,501

(3) そ の 他

株式移転により当社の完全子会社となりました株式会社三井住友銀行の、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、平成15年3月17日に、旧株式会社わかしお銀行と旧株式会社三井住友銀行が旧株式会社わかしお銀行を存続会社として合併し、商号を株式会社三井住友銀行といたしましたが、旧株式会社わかしお銀行は前連結会計年度末において旧株式会社三井住友銀行の連結子会社として同行の企業集団に属しており、当該合併は株式会社三井住友銀行の企業集団の状況に影響を与えておりません。

そのため当連結会計年度の連結財務諸表は、前連結会計年度における企業集団の状況を表す旧株式会社三井住友銀行の前連結会計年度の連結財務諸表と連続しているものとして作成しております。

また、前連結会計年度につきましては、存続会社が旧株式会社わかしお銀行のため、同行の連結財務諸表も記載しております。

(株式会社三井住友銀行)

連結財務諸表

連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
		旧株式会社三井住友銀行		旧株式会社わかしお銀行		金 額	構成比
		金 額	構成比	金 額	構成比		
			%		%		%
現 金 預 け 金	8	5,632,296	5.21	62,301	12.51	3,437,244	3.36
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形		720,154	0.67	493	0.10	187,563	0.18
買 現 先 勘 定		793,266	0.73			109,710	0.11
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金						1,981,243	1.93
買 入 金 銭 債 権		461,879	0.43			363,981	0.35
特 定 取 引 資 産	8	3,278,105	3.03			4,495,396	4.39
金 銭 の 信 託		33,860	0.03			24,629	0.02
有 価 証 券	1,2,8	20,694,632	19.16	53,040	10.65	23,958,521	23.40
貸 出 金	3,4,5,6, 7,8,9	63,645,586	58.93	373,951	75.08	61,219,617	59.79
外 国 為 替	7	795,755	0.74	206	0.04	749,974	0.73
そ の 他 資 産	8	6,447,644	5.97	1,528	0.31	2,157,885	2.11
動 産 不 動 産	8,11, 12	1,207,589	1.12	10,172	2.04	920,076	0.90
リ ー ス 資 産	12	927,120	0.86			26,130	0.03
繰 延 税 金 資 産		1,882,464	1.74			1,885,307	1.84
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	11	726	0.00			724	0.00
連 結 調 整 勘 定		18,518	0.02				
支 払 承 諾 見 返		3,625,047	3.36	1,339	0.27	3,078,461	3.01
貸 倒 引 当 金		2,159,649	2.00	4,943	1.00	2,201,830	2.15
資 産 の 部 合 計		108,005,001	100.00	498,090	100.00	102,394,637	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	年 度 別	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
		旧株式会社三井住友銀行		旧株式会社わかしお銀行		金 額	構成比
		金 額	構成比	金 額	構成比		
			%		%		%
預 渡 性 預 金	8	64,985,976	60.17	459,865	92.33	62,996,004	61.52
コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	8	6,662,097	6.17	8,500	1.71	4,889,017	4.77
売 現 先 勘 定	8	10,775,484	9.98			8,953,084	8.74
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	8	1,468,504	1.36			4,144,735	4.05
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー						4,807,245	4.70
特 定 取 引 負 債	8	1,167,500	1.08			50,500	0.05
借 用 金	8,13	2,331,500	2.16			2,851,391	2.78
外 国 為 替 債	14	2,889,907	2.67			1,427,000	1.39
社 債	14	299,610	0.28			397,666	0.39
転 換 社 債		3,505,820	3.24			3,441,137	3.36
債 券 貸 付 取 引 担 保 金	8	1,106	0.00				
信 託 勘 定 借		3,174,799	2.94			5,953	0.01
そ の 他 負 債	8,10	2,861,669	2.65	3,627	0.73	1,952,000	1.91
賞 与 引 当 金		21,606	0.02	162	0.03	16,111	0.02
退 職 給 付 引 当 金		147,972	0.14	3,961	0.79	92,802	0.09
債 権 売 却 損 失 引 当 金		86,371	0.08	574	0.11	20,665	0.02
特 別 法 上 の 引 当 金		336	0.00			649	0.00
繰 延 税 金 負 債		39,206	0.03			43,726	0.04
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11	64,015	0.06			58,788	0.06
支 払 承 諾	8	3,625,047	3.36	1,339	0.27	3,078,461	3.01
負 債 の 部 合 計		104,108,534	96.39	478,029	95.97	99,226,942	96.91
少 数 株 主 持 分		983,847	0.91			1,025,150	1.00
資 本		1,326,746	1.23	20,831	4.18		
資 本 準 備 金	15	1,326,758	1.23	0	0.00		
再 評 価 差 額 金	11	121,244	0.11				
連 結 剰 余 金	15	475,357	0.44				
欠 損 金				10	0.00		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		304,837	0.28	759	0.15		
為 替 換 算 調 整 勘 定		15,174	0.01				
計		2,930,095	2.72	20,060	4.03		
自 己 株 式		283	0.00				
子 会 社 の 所 有 株		17,191	0.02				
親 会 社 株							
資 本 の 部 合 計		2,912,619	2.70	20,060	4.03		
資 本	16					559,985	0.54
資 本 剰 余 金						1,298,511	1.27
利 益 剰 余 金						258,690	0.25
土 地 再 評 価 差 額 金	11					101,336	0.10
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金						21,559	0.02
為 替 換 算 調 整 勘 定						54,419	0.05
資 本 の 部 合 計						2,142,544	2.09
負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計		108,005,001	100.00	498,090	100.00	102,394,637	100.00

連結損益計算書

(金額単位 百万円)

年度別 科目	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
	旧株式会社三井住友銀行		旧株式会社わかしお銀行		金額	百分比
	金額	百分比	金額	百分比		
経常収益	3,779,702	100.00%	14,259	100.00%	3,549,937	100.00%
資金運用収益	2,176,685		11,541		1,817,526	
貸出金利	1,420,950		10,767		1,262,140	
有価証券利息配当金	318,508		726		268,840	
コールローン利息及び買入手形利息	5,189		11		4,179	
買現先利息	8,399				1,352	
債券貸借取引受入利息					225	
預け金利	186,892		0		34,759	
その他の受入利息	236,745		35		246,028	
信託報酬					7	
役務取引等収益	387,280		878		424,235	
特定取引収益	129,450				206,496	
その他の業務収益	845,583		1,465		947,036	
リース料収入	380,904				392,486	
割賦売上高	154,934				178,671	
その他の業務収益	309,744		1,465		375,878	
その他の経常収益	240,702		374		154,634	
経常費用	4,360,330	115.36%	13,767	96.54%	4,017,446	113.17%
資金調達費用	726,901		1,014		417,405	
預金利息	331,670		937		152,364	
譲渡性預金利息	15,406		2		7,578	
コールマネー利息及び売渡手形利息	10,378		0		3,724	
売現先利息	29,238				18,185	
債券貸借取引支払利息					28,830	
コマーシャル・ペーパー利息	1,590				380	
借入金利息	64,020		0		52,380	
社債利息	86,829				76,202	
転換社債利息	97					
新株予約権付社債利息					16	
その他の支払利息	187,670		74		77,741	
役務取引等費用	67,747		583		74,257	
特定取引費用	17				725	
その他の業務費用	666,651		868		721,193	
貸原価	328,670				344,676	
割賦原価	139,197				161,889	
その他の業務費用	198,783		868		214,627	
営業経費	935,553		8,458		888,421	
その他の経常費用	1,963,458		2,841		1,915,443	
貸倒引当金繰入額	1,204,335		882		655,488	
その他の経常費用	759,123		1,958		1,259,954	
経常利益 (は経常損失)	580,628	15.36%	492	3.46%	467,509	13.17%
特別利益	29,428	0.78%	459	3.22%	11,906	0.33%
動産不動産処分益	4,426		9		5,578	
償却債権取立益	1,305		449		1,833	
証券取引責任準備金取崩額	315				80	
その他の特別利益	23,381				4,413	
特別損失	53,138	1.41%	913	6.41%	87,067	2.45%
動産不動産処分損失	27,478		142		38,877	
その他の特別損失	25,659		770		48,190	
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)	604,338	15.99%	37	0.27%	542,670	15.29%
法人税、住民税及び事業税	101,860	2.69%	33	0.24%	65,912	1.86%
法人税等調整額	289,305	7.65%			216,233	6.09%
少数株主利益	46,993	1.24%			37,037	1.04%
当期純利益 (は当期純損失)	463,887	12.27%	4	0.03%	429,387	12.10%

連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

年度別 科目	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	金額	金額	金額
連結剰余金期首残高 又は欠損金期首残高()	319,924	4,896	
連結剰余金増加高 又は欠損金減少高	741,468	4,881	
再評価差額金の取崩に伴う 剰余金増加高	60,132		
合併に伴う剰余金増加高	309,177		
連結子会社の合併に伴う 剰余金増加高	2,778		
連結子会社の増加に伴う 剰余金増加高	10,936		
持分法適用会社の増加に伴う 剰余金増加高	828		
資本準備金の取崩に伴う 剰余金増加高 又は欠損金減少高	357,614	4,881	
連結剰余金減少高 又は欠損金増加高	122,148		
配 当 金	11,199		
連結子会社の合併に伴う 剰余金減少高	4,465		
連結子会社の増加に伴う 剰余金減少高	106,479		
持分法適用会社の増加に伴う 剰余金減少高	3		
当 期 純 利 益 (は 当 期 純 損 失)	463,887	4	
連結剰余金期末残高 又は欠損金期末残高()	475,357	10	

(金額単位 百万円)

科 目	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	金 額	金 額	金 額
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			1,684,373
資本準備金期首残高			1,326,758
その他資本剰余金期首残高			357,614
資本剰余金増加高			445,127
増資による新株の発行			284,907
株式交換に伴う増加高			160,220
資本剰余金減少高			830,990
合併に伴う減少高			826,653
自己株式処分差損			4,336
資本剰余金期末残高			1,298,511
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			117,743
利益剰余金増加高			731,649
合併に伴う増加高			658,440
連結子会社の合併に伴う 増 加 高			3
連結子会社の減少に伴う 増 加 高			30,060
持分法適用会社の増加に 伴 う 増 加 高			5,248
持分法適用会社の減少に 伴 う 増 加 高			20,771
土地再評価差額金の取崩に 伴 う 増 加 高			17,125
利益剰余金減少高			590,702
当期純損失			429,387
配 当 金			161,312
連結子会社の減少に伴う 減 少 高			2
利益剰余金期末残高			258,690

連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

科 目	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)	604,338	37	542,670
動産不動産等減価償却費	96,374	490	89,412
リース資産減価償却費	306,044		312,562
連結調整勘定償却額	4,806		10,399
持分法による投資損益()	2,964		1,703
貸倒引当金の増加額	884,174	56	82,688
債権売却損失引当金の増加額	58,895	591	65,706
賞与引当金の増加額	21,606	162	224
退職給付引当金の増加額	42,469	58	47,563
資金運用収益	2,176,685	11,541	1,817,526
資金調達費用	726,901	1,014	417,405
有価証券関係損益()	64,057	452	453,229
金銭の信託の運用損益()	56		4,003
為替差損益()	160,717		170,155
動産不動産処分損益()	23,052	133	33,298
リース資産処分損益()	995		1,505
営業譲渡益	5,000		
特定取引資産の純増()減	757,328		1,253,569
特定取引負債の純増減()	1,030,514		569,881
貸出金の純増()減	1,794,503	687	2,215,660
預金の純増減()	1,887,932	26,754	1,986,230
譲渡性預金の純増減()	4,989,141	8,500	1,780,894
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	456,519		261,965
有利息預け金の純増()減	2,018,942		2,947,784
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減		578	
コールローン等の純増()減	1,904,425	230	1,280,173
債券借入取引担保金の純増()減	2,196,808		
債券貸借取引支払保証金の純増()減			1,039,276
コールマネー等の純増減()	3,020,667		902,660
コマーシャル・ペーパーの純増減()	569,827		979,700
債券貸借取引担保金の純増減()	1,715,984		
債券貸借取引受入担保金の純増減()			1,632,445
外国為替(資産)の純増()減	56,299	29	42,144
外国為替(負債)の純増減()	48,749	1	99,013
普通社債の発行・償還による純増減()	359,901		457,319
信託勘定借の純増減()			5,953
資金運用による収入	2,342,208	11,861	1,957,564
資金調達による支出	829,888	1,060	464,800
その他の	1,070,901	50	67,366
小 計	5,327,304	35,110	5,589,349
法人税等の支払額	54,205	4	99,188
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,381,510	35,114	5,490,161

(金額単位 百万円)

科 目	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	年 度 別		
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	39,722,661	63,264	49,937,936
有価証券の売却による収入	32,828,672	56,619	37,713,543
有価証券の償還による収入	12,828,207	6,829	7,907,363
金銭の信託の増加による支出	5,011		14,622
金銭の信託の減少による収入	42,663		23,624
動産不動産の取得による支出	73,354	585	69,883
動産不動産の売却による収入	134,704	510	73,677
リース資産の取得による支出	342,964		336,512
リース資産の売却による収入	37,736		33,900
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	599		15,444
連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	416		53
営業譲渡による収入	5,000		
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,732,808	109	4,622,236
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入	128,000		165,000
劣後特約付借入金返済による支出	278,000		286,500
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	201,198		
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入			223,950
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	262,361		
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出			565,522
株式等の発行による収入			570,269
配当金支払額	11,101		161,312
合併交付金支払額	17,839		
少数株主からの払込みによる収入	9,000		220
少数株主への配当金支払額	39,064		39,621
自己株式の取得による支出	8,539		7,524
自己株式の売却による収入	8,286		8,479
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	1,607		
財務活動によるキャッシュ・フロー	268,813		92,561
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,595	0	2,629
現金及び現金同等物の増加額	86,079	35,223	772,734
現金及び現金同等物の期首残高	868,132	24,839	2,128,742
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,075,527		
連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,544		0
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	96,459		
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額			5,509
XI 現金及び現金同等物の期末残高	2,128,742	60,063	2,895,968

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 144社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 株式会社さくら銀行との合併により、株式会社みなと銀行他72社を連結子会社といたしました。また、三生信用保証株式会社他4社は株式の取得等により、当連結会計年度より連結子会社としております。</p> <p>さくら証券株式会社他17社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他111社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 4社 ・わかしお総合管理株式会社 ・わかしおビジネスサービス株式会社 ・わかしお信用保証株式会社 ・わかしおオフィスサービス株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 114社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。 明光ナショナル証券株式会社他2社は株式取得により、Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited他7社は新規設立により、当連結会計年度より連結子会社としております。</p> <p>三井住友カード株式会社、三井住友リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社は当行の会社分割等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。また、さくら投信投資顧問株式会社他4社は合併により、Sumitomo Mitsui Finance Australia (Securities) Limited他6社は清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 5社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. SBCS Co.,Ltd.他4社は、株式会社さくら銀行との合併により、当連結会計年度より持分法適用の子会社としております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 33社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>ソニー銀行株式会社他1社は株式の取得等により、BSL Leasing Company, Ltd.(旧会社名 Bangkok SMBC Leasing Co.,Ltd.)他4社は株式会社さくら銀行との合併等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社といたしました。</p> <p>持分法適用の関連会社であった Daiwa Securities SMBC Capital Markets Europe Investment Services (Jersey) Ltd.(旧会社名 Daiwa Securities SB Capital Markets Europe Investment Services (Jersey) Ltd.)他2社は、清算により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>子会社エス・ビー・エル・マネイジメント株式会社他111社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Daiwa SB Investments (USA) Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 4社</p> <p>主要な会社名 SBCS Co.,Ltd. Bangkok SMBC Systems Co., Ltd.は清算により子会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社から除外しております。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 12社</p> <p>主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社はさくら投資投資顧問株式会社の合併に伴う株式取得により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。</p> <p>大和証券エムエムピーシー株式会社、大和住銀投資顧問株式会社他18社は当行の会社分割により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。また、China United International Leasing Co.,Ltd.は売却により関連会社でなくなったため、明光ナショナル証券株式会社は株式取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社</p> <p>主要な会社名 エスアイエス・テクノサービス株式会社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社</p> <p>主要な会社名 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 5社 10月末日 1社 12月末日 54社 1月末日 1社 3月末日 83社</p> <p>当連結会計年度より、海外連結子会社1社において、決算日を従来の1月末日から3月末日へ変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成13年2月1日から平成14年3月31日までの14カ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>3月末日 4社</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>9月末日 5社 10月末日 1社 12月末日 44社 1月末日 1社 3月末日 63社</p> <p>(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、平成15年2月に設立された12月末日を決算日とする海外連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(1)及び(2)と同じ方法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法により行なっております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> <p>なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(3) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産及びリース資産</p> <p>当行の動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,824,274百万円であります。</p>	<p>(4) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,145百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、当連結会計年度より、当行においては「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)等の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
			<p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,251,553百万円であります。</p>
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(5) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。 一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けておりますが、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 なお、本処理に伴う損益に与える影響額等については、(退職給付関係)に記載しております。

前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p> <p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金318百万円であり、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(7) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金631百万円であり、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 証券取引責任準備金 国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(8)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用していましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。		(12)リース取引等に関する収益及び費用の計上基準 リース取引のリース料収入の計上方法 主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法 主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより評価しております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法 当行は、ヘッジ対象である貸出金に係る相場変動リスクを、金利スワップをヘッジ手段として一定の範囲内でヘッジしております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を適用しております。また、当行のリスク管理方針に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかを検証し、ヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法 当行はヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。</p> <p>また、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。なお、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(11)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
			(15)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。 また、連結キャッシュ・フロー計算書において、従来区分掲記しておりました「子会社の所有する親会社株式の売却による収入」(当連結会計年度8,479百万円)は当連結会計年度より「自己株式の売却による収入」に含めております。 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、(1株当たり情報)に記載しております。

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	三井住友カード株式会社に係る連結調整勘定は5年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。		三井住友カード株式会社に係る連結調整勘定は5年間の定額償却、その他の連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び日本銀行への預け金であります。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
(連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において区分掲記しておりました「動産不動産減価償却費」(当連結会計年度59,459百万円)及び「その他」に含まれておりました「その他資産減価償却費」(当連結会計年度36,914百万円)を、当連結会計年度においては「動産不動産等減価償却費」に含めて開示しております。		(連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引支払保証金」として区分掲記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は1,981,243百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」は同額増加しております。また、前連結会計年度における「債券貸付取引担保金」は、当連結会計年度から「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。</p> <p>(2) 前連結会計年度における「転換社債利息」は、当連結会計年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(1) 前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当連結会計年度から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p> <p>(2) 前連結会計年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当連結会計年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p>

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>1. 金融商品会計</p> <p>金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))の適用に伴い、当連結会計年度から次のとおり処理しております。</p> <p>(1) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券については、従来、その他資産中の「保管有価証券等」と、その他負債中の「借入商品債券」又は「借入有価証券」にそれぞれ両建て計上しておりましたが、資産及び負債にそれぞれ計上しない取扱いに変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、その他資産及びその他負債は、それぞれ3,098,200百万円減少しております。</p> <p>なお、上記の追加情報に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p> <p>(2) その他有価証券及びその他の金銭の信託を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、「有価証券」、「金銭の信託」及び「買入金銭債権」が合計で499,280百万円減少し、「その他有価証券評価差額金」が304,837百万円計上されております。</p> <p>なお、上記の追加情報に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>		<p>外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という。)が施行されたことに伴い、従来から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたとということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々連結会計年度が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合</p>

前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日) (至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日) (至 平成15年 3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>2. 外貨建取引等会計処理基準</p> <p>当行及び国内銀行連結子会社は、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年 4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。</p> <p>外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。</p>	<p>計で16,833百万円、前連結会計年度が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当連結会計年度が18,269百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 6月 9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という。)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年 4月 4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年 5月30日大阪府条例第77号)(以下、「平成14年改正府条例」という。)が、平成15年 4月 1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年 3月 25日大阪府条例第14号)(以下、「平成15年改正府条例」という。)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4月 1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額</p>	

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日) (至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>3. 賞与引当金の表示方法</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、連結貸借対照表上、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No.15)により、当連結会計年度から「賞与引当金」として表示しております。この変更により、「その他負債」が21,606百万円減少し、「賞与引当金」が同額増加しております。</p> <p>また、この変更に伴い、従来連結キャッシュ・フロー計算書上、「その他」に含めて表示しておりました従業員賞与の未払計上額の増減について、当連結会計年度から「賞与引当金の増加額」として表示しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「その他」が21,606百万円減少し、「賞与引当金の増加額」が同額増加しております。</p> <p>4. 外形標準課税に係る事業税</p> <p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下、「都条例」という)が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。</p>		<p>を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例及び平成15年改政府条例を合憲・適法なものと認めたとしたことではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日) (至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日) (至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたとということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前連結会計年度が8,100百万円(株式会社さくら銀行が平成13年3月期に計上した金額との合計で16,833百万円)、当連結会計年度が19,862百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ前連結会計年度は経常利益が同額減少し、当連結会計年度は経常損失が同額増加しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は21,694百万円減少しております。また、都条例施行により、東京都に係る事業税は税効果会計の計算に含まれないこととなるため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は96,420百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,694百万円減少しており、これらにより純資産額は92,726百万円減少しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下、「府条例」という)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。</p>		

前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理については、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。府条例施行に伴い、大阪府に係る事業税については、10,137百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は5,478百万円減少しております。また、府条例施行により、大阪府に係る事業税は税効果会計の計算に含まれないこととなるため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は46,396百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,798百万円減少しており、これらにより純資産額は44,597百万円減少しております。</p> <p>なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下、「改正府条例」)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。</p>		

注 記 事 項
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式186,268百万円及び出資金1,669百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に827百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,534,532百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは533,241百万円であります。また、使用貸借又は賃貸借契約により受け入れている有価証券については、担保の差入等を行なうことがありません。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は227,484百万円、延滞債権額は3,599,750百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は102,762百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,450百万円、延滞債権額は15,218百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は288百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式21,816百万円及び出資金1,194百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に999百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に140百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,084,632百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは99,624百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は199,794百万円、延滞債権額は2,665,675百万円であります。</p> <p>但し、上記債権のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は128,493百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,554,371百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,484,367百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、1,300,264百万円であります。</p>	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,182百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,140百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、10,968百万円であります。</p>	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,689,172百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,683,134百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,078,333百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)																																																																				
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行																																																																					
<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>63,325百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>621,047百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>9,062,227百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,239,033百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>1,311百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>547百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>9,621百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>8,394,800百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>1,118,531百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>39,986百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>117,463百万円</td></tr> <tr><td>債券貸付取引 担保金</td><td>2,517,123百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>10,888百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>45,571百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金101,722百万円、特定取引資産296百万円、有価証券2,880,100百万円及び貸出金58,095百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は125,258百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は20,984百万円でありませす。</p>	現金預け金	63,325百万円	特定取引資産	621,047百万円	有価証券	9,062,227百万円	貸出金	3,239,033百万円	その他資産 (延払資産等)	1,311百万円	動産不動産	547百万円	担保資産に対応する債務		預金	9,621百万円	コールマネー 及び売渡手形	8,394,800百万円	売現先勘定	1,118,531百万円	特定取引負債	39,986百万円	借入金	117,463百万円	債券貸付取引 担保金	2,517,123百万円	その他負債	10,888百万円	支払承諾	45,571百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>有価証券</td><td>14,813百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>357百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>161百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、郵便局後納料金等の取引の担保として、有価証券7,512百万円、貸出金2,990百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は1,208百万円でありませす。</p>	有価証券	14,813百万円	担保資産に対応する債務		預金	357百万円	支払承諾	161百万円	<p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>75,268百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>990,965百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>11,457,673百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,738,320百万円</td></tr> <tr><td>その他資産 (延払資産等)</td><td>1,140百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>535百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>21,038百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー 及び売渡手形</td><td>7,952,599百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,107,615百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引 受人担保金</td><td>4,189,794百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>136,975百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,847百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>18,548百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>41,108百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,370百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,621,947百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は114,961百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,814百万円でありませす。</p>	現金預け金	75,268百万円	特定取引資産	990,965百万円	有価証券	11,457,673百万円	貸出金	4,738,320百万円	その他資産 (延払資産等)	1,140百万円	動産不動産	535百万円	担保資産に対応する債務		預金	21,038百万円	コールマネー 及び売渡手形	7,952,599百万円	売現先勘定	4,107,615百万円	債券貸借取引 受人担保金	4,189,794百万円	特定取引負債	136,975百万円	借入金	2,847百万円	その他負債	18,548百万円	支払承諾	41,108百万円
現金預け金	63,325百万円																																																																					
特定取引資産	621,047百万円																																																																					
有価証券	9,062,227百万円																																																																					
貸出金	3,239,033百万円																																																																					
その他資産 (延払資産等)	1,311百万円																																																																					
動産不動産	547百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
預金	9,621百万円																																																																					
コールマネー 及び売渡手形	8,394,800百万円																																																																					
売現先勘定	1,118,531百万円																																																																					
特定取引負債	39,986百万円																																																																					
借入金	117,463百万円																																																																					
債券貸付取引 担保金	2,517,123百万円																																																																					
その他負債	10,888百万円																																																																					
支払承諾	45,571百万円																																																																					
有価証券	14,813百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
預金	357百万円																																																																					
支払承諾	161百万円																																																																					
現金預け金	75,268百万円																																																																					
特定取引資産	990,965百万円																																																																					
有価証券	11,457,673百万円																																																																					
貸出金	4,738,320百万円																																																																					
その他資産 (延払資産等)	1,140百万円																																																																					
動産不動産	535百万円																																																																					
担保資産に対応する債務																																																																						
預金	21,038百万円																																																																					
コールマネー 及び売渡手形	7,952,599百万円																																																																					
売現先勘定	4,107,615百万円																																																																					
債券貸借取引 受人担保金	4,189,794百万円																																																																					
特定取引負債	136,975百万円																																																																					
借入金	2,847百万円																																																																					
その他負債	18,548百万円																																																																					
支払承諾	41,108百万円																																																																					

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,038,063百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,508,364百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,071,749百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,156,384百万円であります。</p>	<p>9. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。当該契約に係る融資未実行残高は、128,740百万円であります。これは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、当該契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。当該契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,977,879百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,272,078百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は944,797百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,094,799百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行及び一部の連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より91,507百万円下回っております。</p> <p>また、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、当行はエスエムビーシー資産管理サービス株式会社との合併により引継いだ事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」から控除し、当該評価差額から当該税金相当額を控除した金額を「再評価差額金」から控除しており、一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、当該評価差額から当該税金相当額を控除した金額を「再評価差額金」から控除しております。</p>		<p>11. 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>また、一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」としてそれぞれ資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 当行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日 一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。</p> <p>一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p>

前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)								
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行									
<p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>当該事業用土地の再評価前の 帳簿価額 当行 248,659百万円 一部の連結子会社 4,280百万円</p> <p>当該事業用土地の再評価後の 帳簿価額 当行 169,520百万円 一部の連結子会社 2,541百万円</p> <p>同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 当行 土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第3号に定める固定資産税 評価額及び同条第4号に定 める路線価に基づいて、奥 行価格補正、時点修正、近 隣売買事例による補正等、 合理的な調整を行って算 出。 一部の連結子会社 土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第3号に定める固定資産税 評価額及び同条第5号に定 める不動産鑑定士又は不動 産鑑定士補による鑑定評価 により算出。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 は661,047百万円、リース資産 の減価償却累計額は1,403,481 百万円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金1,001,047百万円が含まれて おります。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債 1,780,041百万円が含まれてお ります。</p> <p>15. 当行は、商法第289条第2項 及び銀行法第18条第2項の規定 に基づき、当連結会計年度中に 法定準備金を取り崩しております。 これに伴い、資本準備金は 357,614百万円減少し、連結剰 余金が同額増加しております。</p>	<p>12. 動産不動産の減価償却累計額 は2,762百万円であります。</p>	<p>12. 動産不動産の減価償却累計額 は572,532百万円、リース資産 の減価償却累計額は28,558百万 円であります。</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金877,609百万円が含まれてお ります。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債 1,403,028百万円が含まれてお ります。</p> <p>16. 当行の発行済株式の総数</p> <table> <tr> <td>普通株式</td> <td>54,811千株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>67千株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td>100千株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td>800千株</td> </tr> </table>	普通株式	54,811千株	第一種優先株式	67千株	第二種優先株式	100千株	第三種優先株式	800千株
普通株式	54,811千株									
第一種優先株式	67千株									
第二種優先株式	100千株									
第三種優先株式	800千株									

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益191,487百万円を含んでおります。</p> <p>2. 営業経費には、研究開発費1,166百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の経常費用には、貸出金償却391,923百万円、株式等償却148,537百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別利益は、子会社清算益18,381百万円、営業譲渡益5,000百万円であります。</p> <p>5. その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,493百万円、ソフトウェア等の除却損2,166百万円であります。</p>	<p>3. その他の経常費用には、貸出金償却1,468百万円を含んでおります。</p> <p>5. その他の特別損失は、株式会社共同債権買取機構への売却済不動産担保付債権の確定損失634百万円及び売却済債権に係る損失引当金繰入136百万円あります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益75,122百万円を含んでおります。</p> <p>2. 営業経費には、研究開発費780百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の経常費用には、貸出金償却364,605百万円、株式等償却509,205百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益であります。</p> <p>5. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額23,158百万円、ソフトウェアの除却損15,014百万円を含んでおります。</p>

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成14年 3月31日現在 現金預け金勘定 5,632,296 有利息預け金 3,503,554 現金及び現金同等物 2,128,742	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成14年 3月31日現在 現金預け金勘定 62,301 日本銀行以外への預け金 2,238 現金及び現金同等物 60,063	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成15年 3月31日現在 現金預け金勘定 3,437,244 有利息預け金 541,275 現金及び現金同等物 2,895,968
2. 重要な非資金取引の内容	2. 重要な非資金取引の内容	2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
(1) 株式会社さくら銀行との合併 当行と株式会社さくら銀行との合併により引継いだ資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。 (金額単位 百万円) 資産 48,245,020 (うち有価証券 9,743,394) (うち貸出金 30,575,498) 負債 46,390,838 (うち預金 28,872,248) (うち譲渡性預金 4,661,831)	法定準備金の取り崩し (金額単位 百万円) 法定準備金の取り崩しによる資本準備金減少額 4,881 法定準備金の取り崩しによる欠損金減少額 4,881	株式の取得により新たに明光ナショナル証券株式会社、三井オートリース株式会社他 3社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。 (金額単位 百万円) 資産 191,318 (うちリース資産 82,346) 負債 150,698 (うち借入金 96,817) 少数株主持分 26,881 連結調整勘定 5,013 上記 5社株式の取得価額 18,751 上記 5社現金及び現金同等物 3,306 差引：上記 5社取得のための支出 15,444
(2) 転換社債の転換 (金額単位 百万円) 転換社債の転換による資本金増加額 50,045 転換社債の転換による資本準備金増加額 49,954 転換による転換社債減少額 100,000		
(3) 法定準備金の取り崩し (金額単位 百万円) 法定準備金の取り崩しによる資本準備金減少額 357,614 法定準備金の取り崩しによる連結剰余金増加額 357,614		3. 重要な非資金取引の内容 会社分割等に伴い連結の範囲から除外された三井住友カード株式会社、三井住友銀リース株式会社、株式会社日本総合研究所他26社の資産及び負債の主な内訳は以下のとおりです。 (金額単位 百万円) 資産 2,865,787 (うちリース資産 996,596) 負債 2,596,322 (うち借入金 1,433,305)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)							
旧株式会社三井住友銀行			旧株式会社わかしお銀行								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) 借手側				(1) 借手側				(1) 借手側			
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額				・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額				・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額			
	動産	その他	合計		動産	その他	合計		動産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
取得価額相当額	17,475	237	17,713	取得価額相当額	72	26	98	取得価額相当額	55,751	9,420	65,171
減価償却累計額相当額	8,663	157	8,820	減価償却累計額相当額	47	22	70	減価償却累計額相当額	27,163	4,413	31,577
年度末残高相当額	8,812	80	8,893	年度末残高相当額	24	3	28	年度末残高相当額	28,587	5,007	33,594
・未経過リース料年度末残高相当額				・未経過リース料年度末残高相当額				・未経過リース料年度末残高相当額			
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
	3,055	6,130	9,185		15	16	32		10,536	24,178	34,714
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	4,210百万円			支払リース料	20百万円			支払リース料	3,738百万円		
減価償却費相当額	3,848百万円			減価償却費相当額	17百万円			減価償却費相当額	3,440百万円		
支払利息相当額	325百万円			支払利息相当額	1百万円			支払利息相当額	279百万円		
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。			

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)					
旧株式会社三井住友銀行			旧株式会社わかしお銀行					
(2) 貸手側			(2) 貸手側			(2) 貸手側		
・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高			該当ありません。			・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高		
	動産	その他	合計		動産	その他	合計	
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	
取得価額	2,019,480	279,759	2,299,239		38,239	1,869	40,109	
減価償却累計額	1,241,098	145,377	1,386,476		22,365	965	23,331	
年度末残高	778,382	134,381	912,763		15,873	903	16,777	
・未経過リース料年度末残高相当額						・未経過リース料年度末残高相当額		
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計	
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	
	286,293	654,334	940,628		6,043	11,550	17,594	
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額						・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額		
受取リース料	368,795百万円			受取リース料	374,816百万円			
減価償却費	305,584百万円			減価償却費	306,999百万円			
受取利息相当額	60,569百万円			受取利息相当額	70,330百万円			
・利息相当額の算定方法						・利息相当額の算定方法		
リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。						リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引			2. オペレーティング・リース取引			2. オペレーティング・リース取引		
(1) 借手側			(1) 借手側			(1) 借手側		
・未経過リース料			・未経過リース料			・未経過リース料		
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計	
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	
	20,698	126,186	146,885		0		0	
(2) 貸手側			(2) 貸手側			(2) 貸手側		
・未経過リース料			該当ありません。			・未経過リース料		
	1年内	1年超	合計		1年内	1年超	合計	
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円	
	366	900	1,266		172	436	609	
なお、上記1.、2.に記載した貸手側の未経過リース料のうち117,699百万円を借入金等の担保に提供しております。						なお、上記1.、2.に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,162百万円を借入金等の担保に提供しております。		

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及び商業・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商業・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、財務諸表における注記事項として記載しております。

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,434,190	1,096

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち	
				益	損
国 債	311,381	315,404	4,023	4,023	
地 方 債	23,091	23,920	828	828	
社 債					
そ の 他	41,246	42,244	998	1,104	105
合 計	375,719	381,569	5,850	5,956	105

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
株 式	3,140,569	2,978,296	162,273	110,464	272,737
債 券	14,024,014	14,135,179	111,164	117,093	5,928
国 債	12,516,061	12,590,255	74,193	79,479	5,286
地 方 債	342,798	352,112	9,314	9,415	101
社 債	1,165,153	1,192,811	27,657	28,197	540
そ の 他	4,476,699	4,500,337	23,637	42,900	19,262
合 計	21,641,283	21,613,812	27,471	270,458	297,929

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は496,396百万円であります。時価が「著しく下落し

た」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	37,709,925	232,122	190,364

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年 3月31日現在)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	652
その他	7,463
その他有価証券	
非上場外国証券	358,590
非上場債券	1,176,885
非上場株式(店頭売買株式を除く)	331,173
その他	137,045

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年 3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,482,933	8,134,230	3,769,404	260,826
国債	3,303,625	6,306,161	3,034,984	256,865
地方債	11,935	138,933	223,723	612
社債	167,372	1,689,135	510,695	3,349
その他	354,501	2,879,026	765,527	880,974
合計	3,837,434	11,013,257	4,534,931	1,141,800

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

1. 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	986,563	15,011

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国 債	157,807	158,223	415	493	77
地 方 債	23,330	23,089	240		240
社 債					
そ の 他	32,980	33,697	717	769	52
合 計	214,118	215,011	892	1,262	370

- (注) 1. 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	う ち 益	う ち 損
株 式	5,364,801	4,855,495	509,305	192,620	701,926
債 券	11,265,202	11,301,661	36,459	58,810	22,351
国 債	9,919,406	9,956,064	36,658	41,284	4,626
地 方 債	468,707	476,721	8,013	9,887	1,873
社 債	877,088	868,875	8,212	7,638	15,851
そ の 他	3,039,987	3,017,326	22,661	8,610	31,271
合 計	19,669,991	19,174,483	495,507	260,042	755,549

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は114,804百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可

能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	32,067,887	321,317	95,118

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	13,080
その他	18,246
その他有価証券	
非上場外国証券	349,227
非上場債券	561,512
非上場株式(店頭売買株式を除く)	179,961
その他	109,478

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債	2,315,514	7,488,398	1,966,674	273,699
国	2,179,224	6,340,438	1,324,773	269,435
地方	25,647	130,937	342,159	1,307
社	110,643	1,017,022	299,741	2,956
その他	469,356	2,044,658	153,680	517,756
合計	2,784,871	9,533,057	2,120,354	791,456

旧株式会社わかしお銀行

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

		前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				
		取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株	式	28	219	191	191	
債	券	46,993	46,783	209	171	381
	国債	18,087	18,086	1	24	25
	地方債	6,919	6,930	10	40	29
	社の債	21,985	21,766	219	106	325
そ	の	6,205	5,464	741	27	769
合	計	53,226	52,466	759	390	1,150

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は119百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	56,619	1,501	28

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	573

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,207	19,121	21,882	572
国債	31	9,847	8,206	
地方債	4	915	6,011	
社債	5,171	8,358	7,664	572
その他		1,212	51	
合計	5,207	20,333	21,934	572

(金銭の信託関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,629	12

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	23,044	23,000	44	510	555

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

1. 運用目的の金銭の信託

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)	
	連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,715	

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
その他の金銭の信託	33,969	30,144	3,825	135	3,960

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

旧株式会社わかしお銀行

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的および満期保有目的以外の金銭の信託)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

		当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
評 価 差 額		27,585
	その他有価証券	27,540
	その他の金銭の信託	44
(+)繰延税金資産		994
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)		26,590
(-)少数株主持分相当額		5,003
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額		27
その他有価証券評価差額金		21,559

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

		前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
評 価 差 額		499,280
	その他有価証券	495,455
	その他の金銭の信託	3,825
(+)繰延税金資産		191,016
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)		308,264
(-)少数株主持分相当額		4,225
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額		797
その他有価証券評価差額金		304,837

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

旧株式会社わかしお銀行

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

		前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
評 価 差 額		759
	その他有価証券	759
	その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産		
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)		759
(-)少数株主持分相当額		
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額		
その他有価証券評価差額金		759

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

(金額単位 億円)

	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

信用リスク相当額(与信相当額)

(金額単位 億円)

区分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
金利スワップ	40,099
通貨スワップ	8,721
先物外国為替	9,507
金利オプション(買)	636
通貨オプション(買)	1,058
その他の金融派生商品	495
一括清算ネットティング契約 による信用リスク削減効果	28,825
合計	31,691

(注) 1. 上記計数は、B I S 自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2. 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物				
	売 建	59,749,099	4,547,691	103,623	103,623
	買 建	57,633,988	5,676,922	109,474	109,474
	金利オプション				
	売 建	1,230,739		76	76
買 建	600,964	205,802	99	99	
店頭	金利先渡契約				
	売 建	13,389,231	590,000	1,076	1,076
	買 建	3,469,855	455,000	500	500
	金利スワップ	305,031,482	214,079,553	250,498	250,498
	受取固定・支払変動	146,600,794	101,347,568	3,300,127	3,300,127
	受取変動・支払固定	139,298,388	98,710,883	3,040,142	3,040,142
	受取変動・支払変動	18,990,156	13,890,272	850	850
	金利スワップション				
	売 建	1,720,503	798,669	35,707	35,707
	買 建	1,523,512	1,106,731	26,355	26,355
	キャップ				
	売 建	5,352,002	3,331,808	4,194	4,194
買 建	3,616,992	2,536,627	6,682	6,682	
店頭	フロア				
	売 建	317,281	207,279	7,673	7,673
	買 建	351,199	195,322	9,027	9,027
	その他				
	売 建	42,316	36,551	6,526	6,526
買 建	250,660	92,669	6,603	6,603	
合計			251,467	251,467	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は827百万円(利益)であります。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	16,433,656	8,831,238	39,389	39,389
	通貨スワップション				
	売	330,238	330,238	3,173	3,173
	買	865,005	865,005	13,724	13,724
	為替予約	2,935,846	547,699	1,518	1,518
	通貨オプション				
	売	56,586	13,166	1,375	1,375
	買	60,441	21,575	1,585	1,585
	その他の				
	売	15,310	2,855	153	153
買					
合計			26,956	26,956	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 293百万円(損失)であります。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
		契約額等
取引所	通貨先物	
	売	
	買	
	通貨オプション	
	売	
買		
店頭	為替予約	37,271,679
	通貨オプション	
	売	3,001,518
買	3,195,840	

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物				
	売 建				
	買 建				
	株式指数オプション				
	売 建 買 建				
店頭	有価証券店頭オプション				
	売 建	0		0	0
	買 建	0		0	0
	有価証券店頭指数等スワップ 株価指数変化率受取・短期変動金利支払 短期変動金利受取・株価指数変化率支払				
	その他				
	売 建	477		0	0
	買 建	477		0	0
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物				
	売 建	119,032		388	388
	買 建	129,712		67	67
	債券先物オプション				
	売 建	4,000		8	8
買 建					
店頭	債券店頭オプション				
	売 建	16,010	15,617	0	0
	買 建	4,719	3,125	0	0
	合計			463	463

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	31,049	27,358	1,607	1,607
	変動価格受取・固定価格支払	31,049	27,358	2,376	2,376
	商品オプション				
	売 建	6,369	4,063	1,493	1,493
買 建	6,369	4,063	1,521	1,521	
	合計			797	797

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	39,823	22,790	1,767	1,767
	買建	35,625	18,592	3,153	3,153
	その他				
	売建	5,722	1,099	4,915	4,915
	買建	86,567	79,546	276	276
	合計			6,578	6,578

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店に設置された特定取引部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。適用しているヘッジ会計の主な方法は「リスク調整アプローチ」であります。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法です。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等デリバティブ取引を専門的に行う海外連結子会社においては、当行本体の特定取引部署に準じた目的・方針にて取引を行っております。その他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査・検査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査・検査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行本体全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、当連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

(金額単位 億円)

	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	24	7	14	9
バンキング	568	304	438	463

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

信用リスク相当額(与信相当額)

(金額単位 億円)

区分	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
金利スワップ	31,551
通貨スワップ	9,004
先物外国為替	12,922
金利オプション(買)	551
通貨オプション(買)	1,181
その他の金融派生商品	318
一括清算ネットティング契約 による信用リスク削減効果	28,065
合計	27,463

(注) 1. 上記計数は、B I S 自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2. 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物				
	売 建	8,943,374	542,286	3,429	3,429
	買 建	6,928,597	341,900	3,190	3,190
	金利オプション				
	売 建	574,331		22	22
買 建	701,914		48	48	
店頭	金利先渡契約				
	売 建	9,174,207	580,000	13	13
	買 建	3,024,390	780,000	248	248
	金利スワップ	268,046,524	169,004,153	37,188	37,188
	受取固定・支払変動	128,429,893	79,655,118	2,593,978	2,593,978
	受取変動・支払固定	124,541,252	76,679,066	2,548,948	2,548,948
	受取変動・支払変動	14,722,791	12,361,681	5,459	5,459
	スワップション				
	売 建	1,118,152	523,065	21,895	21,895
	買 建	952,425	592,115	19,321	19,321
	キャップ				
	売 建	5,446,040	4,319,041	7,950	7,950
	買 建	4,622,975	3,586,333	11,040	11,040
店頭	フロア				
	売 建	400,233	235,877	9,240	9,240
	買 建	621,113	325,744	12,622	12,622
	その他				
	売 建	14,352	13,852	9,170	9,170
買 建	188,333	62,889	2,390	2,390	
合計			34,335	34,335	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は490百万円(利益)であります。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	15,732,720	8,809,028	46,698	46,698
	為替予約	1,319,768	336,625	2,439	2,439
	通貨オプション				
	売建	11,641	2,362	877	877
	買建	10,956	4,209	931	931
	その他の				
	売建	293,341	293,341	3,163	3,163
買建	457,727	457,727	6,145	6,145	
	合計			46,102	46,102

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記(注)3.の取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は715百万円(利益)であります。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)	
		契約額等	
取引所	通貨先物		
	売建		
	買建		
	通貨オプション		
店頭	売建		
	買建		
	為替予約		42,123,544
	通貨オプション		
店頭	売建		3,161,699
	買建		3,736,356

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物				
	売 建	55		0	0
	買 建	211		0	0
	株式指数オプション				
	売 建 買 建				
店頭	有価証券店頭オプション				
	売 建				
	買 建				
	有価証券店頭指数等スワップ 株価指数変化率受取・短期変動金利支払 短期変動金利受取・株価指数変化率支払	11,664		25	25
	その他の				
	売 建 買 建	98,375 69,016	21,566	4,531 796	4,531 796
	合計			3,709	3,709

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
取引所	債券先物				
	売 建	13,300		78	78
	買 建	13,300		90	90
	債券先物オプション				
	売 建				
店頭	買 建	5,000		11	11
	債券店頭オプション				
	売 建	23,064	17,384	11	11
店頭	買 建	28,155	4,953	0	0
	合 計			11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・変動価格支払	1,918	1,796	504	504
	変動価格受取・固定価格支払	1,918	1,796	361	361
	商品オプション				
店頭	売 建	5,026	4,469	1,070	1,070
	買 建	5,026	4,469	1,107	1,107
	合 計			180	180

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイルに係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	51,166	43,807	774	774
	買建	49,684	37,903	1,428	1,428
	その他				
	売建	16,354	14,514	2,584	2,584
	買建	223,044	80,496	14,895	14,895
	合計			12,965	12,965

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

旧株式会社わかしお銀行

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、主として自己のALMポジションのヘッジを行うことを目的として、デリバティブ取引を行っており、個人の住宅ローン等に対する金利スワップ取引が中心です。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、ALM会議で審議された方針に基づき、ALM担当部署がリスク量の調整取引(ALMオペレーション)としてスワップ取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しており、また、当行のリスク管理方針に従い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかを検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められています。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールすることを目指しています。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等についてはリスク管理会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査する体制としています。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

該当ありません。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計				

(注) 先物為替予約のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているものを、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。
 (金額単位 百万円)

区分	種類	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
		契約額等
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
	売建	
	買建	
店頭	為替予約	480
	通貨オプション	
	売建	
	買建	

(3) 株式関連取引
 該当ありません。

(4) 債券関連取引
 該当ありません。

(5) 商品関連取引
 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
 該当ありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の国内連結子会社は、厚生年金基金の代行部分について、当連結会計年度中に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

また、当行において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
退職給付債務 (A)	1,147,793
年金資産 (B)	718,888
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	428,904
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	42,668
未認識数理計算上の差異 (E)	346,134
未認識過去勤務債務 (F)	52,701
連結貸借対照表計上額の純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	92,802
前払年金費用 (H)	
退職給付引当金 (G) - (H)	92,802

- (注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。なお、一部の国内連結子会社は、厚生年金基金の代行部分返上に関し、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。当連結会計年度末日において測定された年金資産の返還相当額は、23,906百万円であります。
2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
3. 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は21,484百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
勤務費用	26,163
利息費用	34,772
期待運用収益	32,219
会計基準変更時差異の費用処理額	23,158
数理計算上の差異の費用処理額	24,547
過去勤務債務の費用処理額	6,583
その他(臨時に支払った割増退職金等)	9,811
退職給付費用	79,650
厚生年金基金の代行部分返上益	4,413
計	75,237

- (注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
(1) 割引率	1.7%～3.0%
(2) 期待運用収益率	0%～5.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
退職給付債務 (A)	1,175,959
年金資産 (B)	777,088
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	398,871
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	70,280
未認識数理計算上の差異 (E)	241,353
未認識過去勤務債務 (F)	60,707
連結貸借対照表計上額の純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	147,944
前払年金費用 (H)	27
退職給付引当金 (G)-(H)	147,972

- (注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。
 2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 3. 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は19,547百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
勤務費用	26,338
利息費用	38,164
期待運用収益	34,633
会計基準変更時差異の費用処理額	23,493
数理計算上の差異の費用処理額	5,660
過去勤務債務の費用処理額	4,884
その他(臨時に支払った割増退職金等)	10,414
退職給付費用	64,553

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
(1) 割引率	2.5% ~ 3.5%
(2) 期待運用収益率	0% ~ 5.3%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしている)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年

旧株式会社わかしお銀行

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に関し割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
退職給付債務 (A)	11,119
年金資産 (B)	4,626
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,493
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	
未認識数理計算上の差異 (E)	2,572
未認識過去勤務債務 (F)	40
連結貸借対照表計上額の純額 (G) =(C)+(D)+(E)+(F)	3,961
前払年金費用 (H)	
退職給付引当金 (G)-(H)	3,961

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)

区 分	前連結会計年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
勤務費用	278
利息費用	325
期待運用収益	165
会計基準変更時差異の費用処理額	
数理計算上の差異の費用処理額	67
過去勤務債務の費用処理額	
その他(臨時に支払った割増退職金等)	
退職給付費用	506

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	前連結会計年度 (平成14年3月31日現在)
(1) 割引率	2.50%
(2) 期待運用収益率	3.50%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしている)
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
旧株式会社三井住友銀行		旧株式会社わかしお銀行	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金	864,823百万円	税務上の 繰越欠損金	3,282百万円
貸出金償却	411,374百万円	貸倒引当金	3,108百万円
有価証券償却	216,211百万円	退職給付 引当金	1,348百万円
その他有価証 券評価差額金	192,753百万円	その他有価証 券評価差額金	319百万円
税務上の 繰越欠損金	127,307百万円	債権売却損失 引当金	241百万円
退職給付 引当金	109,651百万円	有価証券償却	90百万円
債権売却損失 引当金	33,547百万円	その他	308百万円
減価償却費	11,084百万円	繰延税金資産 小計	8,699百万円
その他	94,746百万円	評価性引当額	8,699百万円
繰延税金資産 小計	2,061,500百万円	繰延税金資産 合計	百万円
評価性引当額	110,435百万円	繰延税金負債 合計	百万円
繰延税金資産 合計	1,951,065百万円	繰延税金資産の 純額	百万円
繰延税金負債			
レバレッジド リース	48,644百万円		
退職給付信託 設定益	23,660百万円		
子会社の 留保利益金	10,209百万円		
その他	25,293百万円		
繰延税金負債 合計	107,807百万円		
繰延税金資産の 純額	1,843,257百万円		
2. 当行の法定実効税率と税効果会 計適用後の法人税等の負担率との 間の差異の原因となった主な項目 別の内訳		2. 当行の法定実効税率と税効果会 計適用後の法人税等の負担率との 間の差異の原因となった主な項目 別の内訳	
当行の法定実効税率 (調整)	38.62%	法定実効税率 (調整)	42.05%
評価性引当額	4.45%	評価性引当額	48.06%
海外子会社からの 受取配当金	4.11%	交際費等永久に損金 に算入されない項目	48.19%
その他	0.96%	住民税均等割	40.89%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	31.02%	控除対象外源泉税	12.33%
		その他	7.16%
		税効果会計適用後の 法人税等の負担率	88.24%
		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債 の発生的主要原因別の内訳	
		繰延税金資産	
		貸倒引当金	922,031百万円
		有価証券償却	568,077百万円
		税務上の 繰越欠損金	442,212百万円
		貸出金償却	324,328百万円
		退職給付 引当金	109,851百万円
		その他有価証 券評価差額金	10,713百万円
		減価償却費	9,425百万円
		債権売却損失 引当金	8,335百万円
		その他	91,906百万円
		繰延税金資産 小計	2,486,882百万円
		評価性引当額	537,897百万円
		繰延税金資産 合計	1,948,985百万円
		繰延税金負債	
		レバレッジド リース	48,754百万円
		退職給付信託 設定益	25,328百万円
		子会社の 留保利益金	10,614百万円
		その他	22,706百万円
		繰延税金負債 合計	107,403百万円
		繰延税金資産の 純額	1,841,581百万円
		2. 当行の法定実効税率と税効果会 計適用後の法人税等の負担率との 間の差異の原因となった主な項目 別の内訳	
		当行の法定実効税率 (調整)	38.62%
		評価性引当額	24.23%
		全国一律外形 標準課税導入に伴う 税率変更	11.51%
		その他	1.79%
		税効果会計適用後の 法人税等の負担率	27.70%

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて当行の都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用にする平成16年度以降の法定実効税率が変更され、「繰延税金資産」は65,124百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は65,278百万円減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,609百万円増加し、「土地再評価差額金」は2,621百万円減少しております。なお、上記のうち、当行においては、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当連結会計年度の38.62%から40.46%となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。</p> <p>なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,537,431	645,468	367,037	3,549,937		3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	30,809	5,563	163,790	200,163	(200,163)	
計	2,568,240	651,032	530,827	3,750,100	(200,163)	3,549,937
経 常 費 用	3,131,709	629,952	450,299	4,211,961	(194,514)	4,017,446
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	563,468	21,080	80,527	461,860	(5,649)	467,509

資 産、減 価 償 却 費 及 び 資 本 的 支 出						
資 産	102,081,025	114,096	5,032,131	107,227,253	(4,832,616)	102,394,637
減 価 償 却 費	73,505	329,478	18,906	421,890		421,890
資 本 的 支 出	85,829	319,716	30,115	435,660		435,660

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. (税効果会計関係)3.に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「銀行業」について65,768百万円増加、「その他事業」について643百万円減少しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他事業	計	消去又は全社	連 結
経 常 収 益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,698,303	585,108	496,291	3,779,702		3,779,702
(2) セグメント間の内部経常収益	264,276	5,262	205,584	475,123	(475,123)	
計	2,962,579	590,370	701,875	4,254,825	(475,123)	3,779,702
経 常 費 用	3,536,635	565,781	504,598	4,607,015	(246,684)	4,360,330
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	574,055	24,589	197,277	352,189	(228,438)	580,628

資 産、減 価 償 却 費 及 び 資 本 的 支 出						
資 産	105,898,627	1,723,850	6,766,939	114,389,418	(6,384,416)	108,005,001
減 価 償 却 費	79,019	345,405	19,623	444,048		444,048
資 本 的 支 出	101,295	305,198	25,238	431,732		431,732

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他事業.....証券、クレジットカード、投融資、融資、抵当証券、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. (追加情報)1.(1)に記載のとおり、無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券については、従来、その他資産中の「保管有価証券等」と、その他負債中の「借入商品債券」又は「借入有価証券」にそれぞれ両建て計上しておりましたが、資産及び負債にそれぞれ計上しない取扱いに変更しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、資産が「銀行業」について、3,098,200百万円減少しております。

4. (追加情報)1.(2)に記載のとおり、当連結会計年度からその他有価証券、その他の金銭の信託の評価の方法について、金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、資産が「銀行業」について301,413百万円、「リース業」について999百万円、「その他事業」について4,325百万円それぞれ減少しております。

旧株式会社わかしお銀行

連結会社は銀行業以外に一部で、保証業務等の事業を営んでおりますが、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,077,413	173,224	174,353	124,945	3,549,937		3,549,937
(2) セグメント間の内部経常収益	66,249	48,741	32,144	26,912	174,048	(174,048)	
計	3,143,663	221,966	206,498	151,858	3,723,986	(174,048)	3,549,937
経 常 費 用	3,818,706	149,894	134,985	82,652	4,186,238	(168,791)	4,017,446
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	675,042	72,071	71,512	69,205	462,251	(5,257)	467,509
資 産	94,867,563	6,138,645	2,167,625	2,647,962	105,821,796	(3,427,159)	102,394,637

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。
3. (税効果会計関係)3.に記載のとおり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことにより、当行及び国内連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率を変更しております。この結果、従来の法定実効税率で計算した場合に比べ、「資産」が「日本」について65,124百万円増加しております。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	欧 州	ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,934,322	418,104	210,831	216,443	3,779,702		3,779,702
(2) セグメント間の内部経常収益	276,404	85,450	122,428	76,812	561,096	(561,096)	
計	3,210,727	503,554	333,260	293,256	4,340,799	(561,096)	3,779,702
経 常 費 用	3,895,821	290,884	304,545	240,295	4,731,546	(371,215)	4,360,330
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	685,093	212,670	28,714	52,961	390,746	(189,881)	580,628
資 産	96,551,202	7,122,548	3,210,741	4,057,313	110,941,806	(2,936,804)	108,005,001

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

3. (追加情報)1.(1)に記載のとおり、無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券については、従来、その他資産中の「保管有価証券等」と、その他負債中の「借入商品債券」又は「借入有価証券」にそれぞれ両建て計上していましたが、資産及び負債にそれぞれ計上しない取扱いに変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、資産が「日本」について、3,098,200百万円減少しております。

4. (追加情報)1.(2)に記載のとおり、当連結会計年度からその他有価証券、その他の金銭の信託の評価の方法について、金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、資産が「日本」について307,871百万円、「米州」について562百万円、「欧州」について696百万円それぞれ減少しており、「アジア・オセアニア」について2,391百万円増加しております。

旧株式会社わかしお銀行

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が100%であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

年 度 別	海外経常収益	連結経常収益	海外経常収益の連結経常収益に占める割合
当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	472,523	3,549,937	13.3%
前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	旧株式会社三井住友銀行 845,379	3,779,702	22.4%

(注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

4. 国際業務経常収益

旧株式会社わかしお銀行

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

旧株式会社わかしお銀行

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	
1株当たり純資産額	282.85円	48,151.28円	15,353.34円
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	84.12円	10.71円	10,429.29円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			

(注) 1. 前連結会計年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。)で除して算出しております。

2. 前連結会計年度の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く。)で除して算出しております。

3. 当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、前連結会計年度に係る連結財務諸表において採用していた方法により算定した、当連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	15,353.34円
1株当たり当期純損失	10,433.31円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	

また、旧株式会社わかしお銀行と旧株式会社三井住友銀行は平成15年3月17日に合併比率1:0.007にて合併しております。当該合併が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における旧株式会社三井住友銀行の1株当たり情報については、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	40,407.51円
1株当たり当期純損失	12,017.37円

4. 当連結会計年度の1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり当期純損失	
当期純損失	429,387百万円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純損失	429,387百万円
普通株式の期中平均株式数	41,171千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2004年満期米ドル建転換社債 (額面総額8,660千\$)(1)
	優先株式(2)
	連結子会社発行の新株予約権6種類(3,130千株)

1. 2004年満期米ドル建転換社債は当連結会計年度に償還しております。

2. 優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、当連結会計年度及び前連結会計年度の旧株式会社三井住友銀行は当期純損失が計上されているため、また前連結会計年度の旧株式会社わかしお銀行は潜在株式がないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
旧株式会社三井住友銀行	旧株式会社わかしお銀行	

連結附属明細表

当連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

ア.社債明細表

会社名	銘柄	発行年月	前期末残高		当期末残高	利率(注1)	担保	償還期限	摘要
			旧株式会社三井住友銀行 百万円	旧株式会社わかしお銀行 百万円					
当	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年10月～ 平成13年1月	600,000		596,116	1.09%～ 1.40%	なし	平成16年10月～ 平成18年1月	(注)2
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年11月～ 平成12年9月	320,000		317,656 [30,000]	0.82%～ 1.74%	なし	平成15年5月～ 平成19年5月	(注)3,5
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日	20,000		20,000	1.385%	なし	平成25年3月19日	
	第8回～第16回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成15年3月	397,923		893,961	0.51%～ 0.92%	なし	平成18年4月～ 平成20年4月	
	2009年11月4日～2012年3月6日満期 ユーロ円建社債	平成11年11月～ 平成12年3月	8,000		5,000	3.00%	なし	平成24年3月6日	
	2003年11月10日～2005年9月26日満期 米ドル建社債	平成11年11月～ 平成13年9月	159,900 (1,200,000千\$)		144,240 (1,200,000千\$) [60,100]	4.32%～ 6.10%	なし	平成15年11月～ 平成17年9月	(注)5,6
	第1回無担保コーラブル 変動利付社債 (劣後特約付)	平成9年11月26日	13,000						
	第1回無担保変動利付 永久社債 (劣後特約付)	平成10年3月30日	100,000						
	第1回2号無担保コーラブル 変動利付永久社債 (劣後特約付)	平成10年3月30日	100,000						
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日	50,000		50,000	2.33%	なし	平成22年9月20日	
	第2回～第5回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成14年6月	150,000		190,000	1.95%～ 2.62%	なし	平成22年6月～ 平成24年6月	
	2008年9月30日～2017年3月14日満期 ユーロ円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成15年3月	193,000		215,700	0.6125%～ 2.72%	なし	平成20年9月～ 平成29年3月	
	ユーロ円建永久社債 (劣後特約付)	平成14年10月～ 平成15年3月			71,100	1.6775%～ 2.36%	なし	定めず	
	2009年3月30日～2012年6月15日満期 米ドル建社債(劣後特約付)	平成11年3月～ 平成14年6月	19,854 (149,000千\$)		108,059 (899,000千\$)	5.93%～ 8.10%	なし	平成21年3月～ 平成24年6月	(注)6
2004年満期 米ドル建転換社債	平成元年1月30日	1,106 (8,660千\$)						(注)6	
* 1	連結子会社普通社債	平成9年9月～ 平成14年3月	159,400 [61,300]						(注)4,5
* 2	連結子会社普通社債	平成11年7月27日	1,209 (10,000千\$)						(注)4,6
* 3	連結子会社普通社債	平成12年10月31日	113 (2,000千\$)						(注)4,6
* 4	連結子会社普通社債	平成11年6月～ 平成14年8月	21,794 [2,089]		48,504 [18,585]	0.08%～ 10.00%	なし	平成15年1月～ 平成34年8月	(注)4,5
* 5	連結子会社普通社債	平成9年1月～ 平成13年12月	33,064 (251,300千\$) [22,801]		8,145 (68,000千\$)	2.05%～ 7.35%	なし	平成17年6月～ 平成23年6月	(注)4, 5,6
* 6	連結子会社普通社債	平成11年5月～ 平成14年10月	4,373 [1,532]		4,484	4.35%～ 5.61%	なし	平成16年5月～ 平成25年7月	(注)4,5
* 7	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成6年9月～ 平成12年9月	787,709 [1,000]		636,660	0%～ 5.98%	なし	平成17年3月～ 定めず	(注)4,5
* 8	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成4年8月～ 平成12年2月	364,198 (2,733,200千\$)		129,215 (1,075,000千\$)	2.86%～ 8.50%	なし	平成21年6月～ 定めず	(注)4,6
* 9	連結子会社社債 (劣後特約付)	平成10年10月	2,279		2,293	5.49%～ 7.50%	なし	定めず	(注)4
合計			3,506,927		3,441,137				

- (注) 1. 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。
2. 第1回、第2回、第3回、第4回、第5回及び第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
3. 第1回2号、第2回2号、第3回2号、第4回2号、第5回2号及び第6回2号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
4. * 1は国内連結子会社三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社の発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 2は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した米ドル建て普通社債であります。
 * 3は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した豪ドル建て普通社債であります。
 * 4は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 5は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.、Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited、Sumitomo Finance International plc及びSumitomo Finance(Asia) Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 6は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
 * 7は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 8は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
 * 9は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
5. 「前期末残高」、「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
6. 「前期末残高」、「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
7. 連結会社の各決算日等後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

(金額単位 百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
108,685	381,518	617,635	401,124	420,788

イ.借入金等明細表

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高		当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
	旧株式会社 三井住友銀行	旧株式会社 わかしお銀行				
借 用 金	2,889,907		1,427,000	2.39		
再 割 引 手 形	58,784					
借 入 金	2,831,122		1,427,000	2.39	平成15年1月～ 定めず	

(注) 1. 「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 連結会社の各決算日等後5年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借 入 金	270,322	212,018	79,709	7,990	69,539

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高		当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
	旧株式会社 三井住友銀行	旧株式会社 わかしお銀行				
コマーシャル・ペーパー	1,167,500		50,500	0.01		

前連結会計年度(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)

旧株式会社三井住友銀行

ア.社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高		当期末残高	利率(注)2	担保	償還期限	摘要
			株式会社さくら銀行 百万円	株式会社住友銀行 百万円					
当 行	第1回～第6回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年10月～ 平成13年1月		600,000	600,000	1.09%～ 1.40%	なし	平成16年10月～ 平成18年1月	(注)3
	第1回2号～第6回2号無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成11年11月～ 平成12年9月	318,500		320,000	0.82%～ 1.74%	なし	平成15年5月～ 平成19年5月	(注)4,5
	第7回無担保変動利付社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年3月19日		20,000	20,000	2.117%	なし	平成25年3月19日	
	第8回～第11回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成13年4月～ 平成14年1月			397,923	0.51%～ 0.92%	なし	平成18年4月～ 平成19年1月	
	2009年11月4日～2012年3月6日満期 ユーロ円建社債	平成11年11月～ 平成12年3月		8,000	8,000	1.685%～ 3.00%	なし	平成21年11月～ 平成24年3月	
	2003年11月10日～2005年9月26日満期 米ドル建社債	平成11年11月～ 平成13年9月		99,120 (800,000千\$)	159,900 (1,200,000千\$)	4.32%～ 6.10%	なし	平成15年11月～ 平成17年9月	(注)8
	第1回無担保コーラブル 変動利付社債 (劣後特約付)	平成9年11月26日		13,000	13,000	0.64063%	なし	平成19年11月26日	
	第1回無担保変動利付 永久社債 (劣後特約付)	平成10年3月30日		100,000	100,000	0.995%	なし	定めず	
	第1回2号無担保コーラブル 変動利付永久社債 (劣後特約付)	平成10年3月30日	100,000		100,000	1.295%	なし	定めず	(注)5
	第1回2号無担保社債 (劣後特約付)	平成12年8月2日	50,000		50,000	2.33%	なし	平成22年9月20日	(注)5
	第2回～第4回無担保社債 (劣後特約付)	平成12年6月～ 平成13年6月		100,000	150,000	1.95%～ 2.36%	なし	平成22年6月～ 平成23年6月	
	2008年9月30日～2017年3月14日満期 ユーロ円建社債(劣後特約付)	平成10年9月～ 平成14年3月		45,000	193,000	0.64%～ 2.72%	なし	平成20年9月～ 平成29年3月	
	2009年3月30日～2011年11月21日満期 米ドル建社債(劣後特約付)	平成11年3月～ 平成13年11月		15,487 (125,000千\$)	19,854 (149,000千\$)	5.93%～ 8.10%	なし	平成21年3月～ 平成23年11月	(注)8
	2004年満期 米ドル建転換社債	平成元年1月30日		1,106 (8,660千\$)	1,106 (8,660千\$)	3.125%	なし	平成16年3月31日	(注)1,8
2001年満期 円建転換社債	平成8年6月26日		100,000 [100,000]					(注)7	
* 1 連結子会社普通社債	平成9年9月～ 平成14年3月		173,900 [38,500]	159,400 [61,300]	0.14%～ 3.15%	なし	平成14年4月～ 平成24年3月	(注)6,7	
* 2 連結子会社普通社債	平成11年7月27日		1,209 (10,000千\$)	1,209 (10,000千\$)	6.60%	なし	平成16年7月27日	(注)6,8	
* 3 連結子会社普通社債	平成12年10月31日		113 (2,000千\$)	113 (2,000千\$)	7.00%	なし	平成17年10月31日	(注)6,8	
* 4 連結子会社普通社債	平成11年6月～ 平成13年12月	55,822 [1,079]	27,372 [7,483]	21,794 [2,089]	0.13%～ 3.00%	なし	平成14年3月～ 平成33年12月	(注)6,7	
* 5 連結子会社普通社債	平成9年1月～ 平成13年12月	619 (5,000千\$)	45,617 (399,502千\$) [4,189]	33,064 (251,300千\$) [22,801]	0%～ 12.00%	なし	平成14年1月～ 平成23年6月	(注)6, 7,8	
* 6 連結子会社普通社債	平成11年5月～ 平成13年7月		4,229 [532]	4,373 [1,532]	5.22%～ 6.34%	なし	平成14年10月～ 平成25年7月	(注)6,7	
* 7 連結子会社社債 (劣後特約付)	平成6年9月～ 平成12年9月	371,418	506,664 [2,159]	787,709 [1,000]	0%～ 5.15%	なし	平成15年2月～ 定めず	(注)6,7	
* 8 連結子会社社債 (劣後特約付)	平成4年8月～ 平成12年2月	237,008 (1,912,900千\$)	297,136 (2,398,200千\$) [4,522]	364,198 (2,733,200千\$)	2.37%～ 8.50%	なし	平成19年7月～ 定めず	(注)6, 7,8	
* 9 連結子会社社債 (劣後特約付)	平成10年10月		4,841 [2,623]	2,279	5.62%～ 7.50%	なし	定めず	(注)6,7	
合計			1,133,368	2,162,800	3,506,927				

(注) 1. 転換社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価格	発行株式	資本組入額
2004年満期 米ドル建 転換社債	平成元年2月13日 ～ 平成16年3月22日	3,606.90円 (1米ドル=127.75円)	普通株式	(脚注)参照

(脚注) 転換により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とします。

2. 「利率」欄には、それぞれの社債において連結会社の各決算日等現在で適用されている表面利率を記載しております。従って、実質的な資金調達コストとは異なる場合があります。
3. 第1回、第2回、第3回、第4回、第5回及び第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
4. 第1回2号、第2回2号、第3回2号、第4回2号、第5回2号及び第6回2号無担保社債(社債間限定同順位特約付)をまとめて記載しております。
5. 合併に伴い、平成13年4月1日以降、株式会社さくら銀行の第1回、第2回、第3回、第4回、第5回及び第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第1回無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)並びに第1回無担保社債(劣後特約付)の名称・回号は、同日付をもってそれぞれ、当行の第1回2号、第2回2号、第3回2号、第4回2号、第5回2号及び第6回2号無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第1回2号無担保コーラブル変動利付永久社債(劣後特約付)並びに第1回2号無担保社債(劣後特約付)に変更されており、上表の「銘柄」欄には、変更後の名称・回号で記載しております。
6. * 1は国内連結子会社三井住友カード株式会社及び三井住友銀リース株式会社の発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
* 2は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した米ドル建て普通社債であります。
* 3は国内連結子会社三井住友銀リース株式会社の発行した豪ドル建て普通社債であります。
* 4は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
* 5は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.、Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited、Sumitomo Finance International plc及びSumitomo Finance(Asia) Limitedの発行した普通社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
* 6は海外連結子会社SMBC Capital Markets, Inc.及びSumitomo Mitsui Finance Australia Limitedの発行した普通社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
* 7は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち円建てで発行しているものをまとめて記載しております。
* 8は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.、Sakura Capital Funding(Cayman) Limited及びSakura Finance(Cayman) Limitedの発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうち米ドル建てで発行しているものをまとめて記載しております。
* 9は海外連結子会社SMBC International Finance N.V.の発行した永久劣後社債及び期限付劣後社債のうちその他通貨建てで発行しているものをまとめて記載しております。また、いずれも金額に重要性がないため、外貨建てによる発行金額はその記載を省略しております。
7. 「前期末残高」、「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
8. 「前期末残高」、「当期末残高」欄の()書きは、外貨建てによる金額であります。
9. 連結会社の各決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

(金額単位 百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
88,723	128,931	402,580	643,062	409,522

イ.借入金等明細表

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高		当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
	株式会社 さくら銀行	株式会社 住友銀行				
借 用 金	1,138,305	2,322,477	2,889,907	2.05		
再 割 引 手 形	20,465	34,817	58,784	3.98		
借 入 金	1,117,839	2,287,660	2,831,122	2.01	平成14年1月～ 定めず	

(注) 1. 「平均利率」は、連結会社の各決算日等現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 連結会社の各決算日等後5年内における借入金の返済予定額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借 入 金	1,059,676	228,513	392,209	252,090	101,658

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っているコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区 分	前期末残高		当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
	株式会社 さくら銀行	株式会社 住友銀行				
コマーシャル・ペーパー	1,141,697	594,456	1,167,500	0.12		

第6 提出会社の株式事務の概要

決 算 期	3 月 31 日	定 時 株 主 総 会	6 月 中
株主名簿閉鎖の期間		基 準 日	3 月 31 日
株 券 の 種 類	1株券・10株券・100株券及び 1,000株券	中 間 配 当 基 準 日	9 月 30 日
		1 単 元 の 株 式 数	
株式の名義書換え	取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部	
	代 理 人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社	
	取 次 所	住友信託銀行株式会社本店および全国各支店	
	名 義 書 換 手 数 料	無 料	不所持株券の交付請求及び株券の喪失、汚損又は毀損による再発行請求にかかる手数料 株券1枚につき250円
端 株 の 買 取 り	取 扱 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部	
	代 理 人	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社	
	取 次 所	住友信託銀行株式会社本店および全国各支店	
	買 取 手 数 料	以下の算式により1株当りの金額を算定し、これに買取った端株の1株に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1株当りの買取金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% ただし、1株当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	
公 告 掲 載 新 聞 名	日 本 経 済 新 聞		
株 主 に 対 す る 特 典	該 当 あ り ま せ ン		

- (注) 1. 商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しております。
2. 株券失効制度の創設に伴い、その登録申請に係る手数料を、申請1件につき10,000円及び申請に係る株券1枚につき500円の合計額と当社株式取扱規程に規定し、株券喪失による株券再発行に係る手数料を廃止いたしました。
3. 平成15年6月27日開催の定時株主総会決議により、端株の買増制度を採用しており、その請求に係る手数料は端株買取手数料と同様の算式、条件により算定した額となります。

第7 提出会社の参考情報

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
及びその添付書類
平成14年12月6日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(新株式の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書
及びその添付書類
平成15年1月15日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(新株式の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 臨時報告書
平成15年2月10日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (4) 臨時報告書
平成15年2月10日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書
平成15年2月17日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(新株式の発行)に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書
の訂正報告書
及びその添付書類
平成15年2月18日
関東財務局長に提出。
平成14年12月6日提出上記(1)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 臨時報告書
の訂正報告書
及びその添付書類
平成15年2月21日
関東財務局長に提出。
平成15年2月17日提出上記(5)に係る臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (8) 臨時報告書
の訂正報告書
平成15年2月27日
関東財務局長に提出。
平成15年2月17日提出上記(5)に係る臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (9) 臨時報告書
平成15年3月17日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。

